

ウズベキスタン共和国法律

地下資源について

立法院（下院）採択 2024 年 8 月 27 日

セナート（上院）承認 2024 年 9 月 20 日

第 1 章 総則

第 1 条 本法の目的および適用分野

本法の目的は地下にある資源の保有および処分、ならびに地下資源の利用および保全に際して生じる諸関係を規制することである。

本法の効力は、地下の利用に際して土地、水（工業用地下水を除く）の利用および保全、植物界および動物界、大気の利用および保全にかかわる、地下資源の利用に際して生じる諸関係に適用される。

本法および関連する法規は、市場に向けられる投資を誘致することにより、相応の能力を有する機関の支援を受けて、最新の規制手法および地質データ管理手法にもとづくウズベキスタン共和国の有用鉱物の持続可能な開発の法的基盤を確保するものである。

第 2 条 地下資源に関する法体系

地下資源に関する法体系は本法その他の法的文書から構成される

ウズベキスタン共和国の国際協定により地下資源に関するウズベキスタン共和国の法体系とは異なる規則が定められている場合、国際協定の規則が適用される。

第 3 条 基本的概念

本法においては、以下の基本的概念が用いられる：

実質的所有者 — 法人を直接または間接に支配または所有する者。何らかの他の判定基準に加えて、ある者が直接または一つ以上の互いに関係を有する法人を介してある法人の持分を 25%以上保有している場合、その者は自動的に実質的保有者とみなされる；

適格者 — 適用可能な国家および（または）国際的な基準により地下資源利用に関する専門的知識を有すると認められる者；

地下貯蔵 — 有用鉱物採掘とは関係のない目的による地下空間の利用で、ここには石油、ガス、ガスコンデンセート、工業用地下水、その他の物質や資材の地下貯蔵、廃棄物の保管や埋設処理が含まれる；

地下資源 — 地殻の、土壌層より下位、または土壌層が存在しない場合には、地表ならびに水域底より下位にあり、地質調査および開発が可能な深さまでの部分をいう；

地下資源区画利用許可証— 管轄機関によって交付され、具体的な境界線内における定められた期間における、本法第 30 条に定める地下資源利用の種類に応じた地下資源区画の利用権を証明し、地下資源区画の利用条件を定める文書；

地下資源区画 — 許可証に記載された一つ以上の地籍スクエアからなる地下資源の区画；

地下資源利用活動主要種類 — 本法による規制の対象となる以下の種類の活動のいずれか：固形有用鉱物地質調査、固形有用鉱物採掘、炭化水素概査作業、炭化水素地質調査、炭化水素採掘、地下貯蔵施設地質調査、地下貯蔵；

地下資源利用者 — 本法にもとづいて地下資源区画利用許可証を保有する法人または自然人；

地下資源地質調査— 地殻の地質構造の特徴を明らかにするための専門的な調査作業の総体で、ここにはウズベキスタン共和国の地域的地質調査、有用鉱物鉱床の探索、評価と探鉱、ならびにこれら鉱床に含まれる有用鉱物埋蔵量の量と質、その技術的特性と経済的価値および地下資源のその他の特性の判定が含まれる；

労働日 — 土曜日と日曜日、ウズベキスタン共和国労働法典により定められる休日となる祝日以外のあらゆる暦日；

地籍スクエア — 地籍網グリッドの最小単位で、その各辺は地理座標系の 60 進法での 10 秒に等しい；

地籍スクエア地表面土地区画 — 許可証に含まれている地籍スクエアの地表面区域；

貴重資料標品収集 — 装飾石、古生物学的遺物およびその他の地質上の貴重資料の標本収集；

鉱床開発プロジェクト文書 — 技術コンサルタントによって承認された、鉱山事業全期間に渡る作業（サービス）プロジェクト文書。この文書には、設備、採掘区画の操業および閉鎖の説明が記載され、さらに提案されている事業についての全般的情報、技術的实施、予想期間について情報も含まれる。プロジェクト文書には、特定期間内について採用される操業計画が盛り込まれ、そこにはすべての技術的活動のあらゆる側面—必要な労働力、労働安全衛生上の要求、環境保護などが記述される；

鉱山事業 — 鉱床開発にかかわる活動で、ここには探査、地質調査、鉱山事業インフラ施設の建設および保守整備、有用鉱物の採掘、選鉱または精製、加工、分離および輸送、ならびに有用鉱物地質調査、開発、有用鉱物の地質調査、開発、生産または精製のさらなる実施を目的とするその他の補助的種類の活動が含まれる；

鉱山事業インフラ施設 — 鉱山事業を行うために建設または利用されるあらゆる構築物、施設、工場およびその他の設備；

鉱山事業廃棄物 — 炭化水素を含めた有用鉱物の探査または採掘の結果ならびに精錬や溶融などの処理の過程で直接発生する廃棄物（固体、半固体および液体）。ここには選鉱場の尾鉱、精錬や溶融の廃棄物、精錬や溶融の過程での排出物、剥ぎ取られた土壌、土壌の表層、廃棄物処理の際に出るスラグ、技術材料および再利用できる付随生成物が含まれる；

適切な石油ガス実務慣行 — なんらかの石油ガスオペレーションにかかわって発生するものに類似した状況や条件において、世界の石油ガス部門における思慮深く良心的なオペレータが用いている技術、手法およびプロセス；

鉱物原料 — 採掘され一次処理を経た有用鉱物；

石油およびガス鉱床 — グループとしてまとめられるまたは同じ地質構造もしくは地層学的条件に関連している炭化水素の一つまたは複数の鉱脈で、そこから炭化水素を採掘することができるもの；

石油製品 — 原油または天然ガスから、精製または加工のプロセスで分留またはその他の方法により得られる製品；

石油ガスインフラ施設 — 石油ガスオペレーションを実施するために建設または利用される、あらゆる構築物、施設、工場およびその他の設備；

石油ガスオペレーション — 炭化水素の概査、地質調査および採掘にかかわる作業で、ここには炭化水素の開発、貯蔵、前処理、精製、輸送ならびに概査、地質調査および採掘を実施するために行われるその他の作業が含まれる；

非金属有用鉱物 — 金属を含有しない、自然状態のまままたは不純物除去および処理をして使用される有用鉱物；

天然ガス高度精製品 — 生の天然ガスを不純物を除去し分配と最終利用に適したものにするための天然ガス精製作業の結果として得られる製品；

試験生産的採掘 — 地質調査の一環として、有用鉱物の選鉱および精製、有用鉱物の商業的開発および人為的鉱物集積の利用の妥当な方法および手法の選択のために行われる有用鉱物の採掘；

技術コンサルタント — 鉱床開発計画、地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画および鉱山事業実施のために必要なその他の計画文書といった、申請書提出のための書類を作成する能力を有する者；

人為的鉱物集積 — 採掘、精製（選鉱）、エネルギー生産の際に発生し、爾後の利用が可能な有用成分を含有する廃棄物の集積；

商業量発見 — 現在の機器・技術水準での開発に経済的に採算性がある鉱床；

炭化水素鉱床 — 地下に形成された、単一の地質構造または層内の一つまたは複数の炭化水素鉱脈で、その数量、品質、埋蔵量が確定されたもの；

炭化水素発見 — 地質調査許可証に記載されている地下資源区画のいずれかの部分でのなんらかの炭化水素量の発見で、その数量、品質または経済的妥当性を問わない；

炭化水素鉱脈 — 非浸透性の岩石および／または水の境界によって封じ込まれている、個々のおよび隔離された天然の炭化水素集積（液体および／または気体）を含み、単一の岩圧下にある、多孔性および浸透性の地下地質構造；

炭化水素評価 — 炭化水素発見後に、炭化水素可採埋蔵量の量および質、ならびに一つまたは複数の潜在的炭化水素鉱脈についての、それが炭化水素鉱床となり得るか否かを決定するための、商業利用の規模、期間および可否を確定するために炭化水素地質調査の枠内で地下資源利用者が行うすべての作業；

炭化水素の共同開発 — 複数の異なる炭化水素採掘許可証に記載される複数の地下資源区画に所在する一つの石油ガス鉱床境界内に位置する一つまたは複数の炭化水素鉱脈における複数の地下資源利用者による共同作業の実施。ここには当該鉱床開発のための共通のインフラを利用するものが含まれる；

炭化水素概査作業 — 特定の地下資源区画における炭化水素探査に際して、下記いずれかの調査手法を用いて行われる地質学的、地球化学的および地球物理学的探鉱作業：地震、重力測定、磁気、電気、電磁、地球化学調査、300 m 以下の浅い掘削を含む；

炭化水素採掘作業 — 石油およびガス鉱床または炭化水素鉱脈の開発、炭化水素の採掘、抽出、輸送、前処理および分離、または石油ガスインフラの建設、設置、操業または保守整備にかかわるあらゆる作業；

有用成分 — 技術的に採掘可能で、商業的利用に経済的妥当性がある有用鉱物の不可分の一部；

有用鉱物 — 地下に所在する、固体、液体または気体の、無機および有機起源のまたは天然の鉱物構造。ここには工業用地下水、塩湖の鹹水が含まれる；

有用鉱物鉱床 — 数量面および品質面で開発対象となり得る有用鉱物が賦存している地下資源区画；

有用鉱物の限定的採掘 — 金の漂砂鉱床を含む、地下資源区画における、事業リスクのある、貴金属および宝石の非産業規模の採掘；

有用鉱物の採掘 — 有用鉱物を地下から地表に取り出す作業の総体；

環境鑑定 — 予定されているまたは実施されている事業およびその他の活動が環境上の要求に適合していることの確定およびウズベキスタン共和国法「環境鑑定について」にもとづく環境鑑定対象の実施が許容されるか否かの判定；

電子オークション — 地下資源区画利用権が、国際的情報通信網インターネット上の専用の電子入札プラットフォームにおいてオンラインで、対等なオークション参加条件のもとで供与される、オークション形式による電子入札の実施方法；

固形有用鉱物 — 固体の形で地下の鉱脈中または地表に存在する、天然の鉱物形成、有機物およびその化合物、金属および非金属の有用鉱物；

主要有用鉱物 — 非金属有用鉱物ではない固形有用鉱物

第4条 地下にある資源の保有および処分の基本原則

以下をもって地下にある資源の保有および処分の基本原則とする：

地下資源利用条件の合法性と安定性；

地下資源利用の合理性；

環境安全の保障；

情報のアクセシビリティと透明性；

公平性と競争性；

地下資源利用者の誠実さ。

地下資源利用条件の合法性と安定性は、当該の活動をウズベキスタン共和国の憲法、本法およびその他の法令にしたがって行うことによって確保される。

地下資源利用の合理性は、地下資源利用権を、国民および投資家のための持続可能な経済成長が保障されるような形で供与することによって達成される。

環境安全の保障は、地下資源を環境上安全な方法により利用し、地下の汚染を防止し環境への悪影響を軽減するような措置を講じることによって実行される。

情報のアクセシビリティと透明性は、法律にもとづく地下資源利用の際の情報面の自由を意味する。

公平性と競争性は、外国投資家を含めた地下資源利用者に対する同等で差別的ではない待遇の保障と、独占および市場における影響力の悪用の防止によって達成される。

地下資源利用者の誠実さは、地下資源利用活動に対する国家監督の過程において、また本法に定める義務の履行の際に、地下資源利用者が自らに供与された権利を誠実に行使することによって保障される。

第5条 有用鉱物の分類

経済的意義および本法にしたがった地下資源区画供与の条件に応じて、有用鉱物は主要有用鉱物と非金属有用鉱物に分けられる。

主要有用鉱物には以下が分類される：

a) 金属有用鉱物—金属を含有する有用鉱物。ここに分類されるのはアルミニウム、アンチモン、ヒ素、ベリリウム、ビスマス、ホウ素、カドミウム、セシウム、セレスチン、クロム、辰砂、コバルト、銅、方鉛鉱、ガリウム、ゲルマニウム、金、ハフニウム、チタン鉄鉱、インジウム、鉄、酸化鉄、鉛、リチウム、マグネシウム、マンガン、水銀、モリブデン、ニッケル、ニオブ、白金族元素、黄鉄鉱、ラジウム、レアアース（ランタノイドおよびアクチノイド）、レニウム、ルビジウム、スカンジウム、セレン、銀、ストロンチウム、タンタル、テルル、タリウム、トリウム、錫、チタン、タングステンとその鉱石、バナジウム、モリブデン鉛鉱、イットリウム、亜鉛およびジルコンである。金属有用鉱物には、水中に溶解しているものも含められる；

b) 放射性有用鉱物 — 放射性同位体を含有する鉱物。ここにはウラン、トリウムおよびその他の放射性鉱物が分類されるが、ラジウムとカリウムは除く；

c) エネルギー用有用鉱物 — 炭化水素以外のエネルギーの生産に用いられる有用鉱物。ここに分類されるのは、石炭、褐炭、無煙炭、泥炭などのあらゆる石炭類、および放射性鉱物である；

d) 炭化水素 — 液体または気体の形で存在する有用鉱物の炭化水素化合物で、通常エネルギーの生産に用いられる。ここに分類されるのは原油、天然ガス、溶解ガス、ガスコンデンセート、可燃性シェール、シェールオイル、および随伴成分、非在来型炭化水素、ならびに石油製品および天然ガス高度精製品である。

非金属有用鉱物は、金属を含有しない鉱物である。非金属有用鉱物には以下が分類される：

a) 無機化学原料 — 鉱物染料、岩塩（人間に利用される）、カリウム塩、硫酸ナトリウム、炭酸塩岩（石灰岩、ドロマイト）、鉱物肥料（海緑石、リン酸塩など）、およびその他の無機化学原料；

b) 鉱物原料 — 蛍石、長石原料、石英、珪岩、天然黒鉛、ガラス原料、石英砂、水滑石大理石、滑石およびソーブストーン、含水珪酸マグネシウム、ウォラストナイト、アスベスト、重晶石、蛭石、成型原料、珪長岩、蛇紋岩およびその他の鉱物原料；

c) 宝石および半宝石 — あらゆる未加工の、砂状、鉱染状の石（ダイヤモンド、エメラルド、緑柱石、オパール、ルビー、サファイア、トルコ石、金緑石、スピネル、トパーズ、電気石、ジルコン、黒曜石、ペリドット、月長石、緑玉髓、アメジスト、石英、ザクロ石、灰簾石、堇青石、柱石およびその他の原料）；

d) 建築材料および骨材 — 通常建設産業において砕石または規格石材として用いられる有用鉱物と付随材料、およびそれらに関連した材料（gil¹、砂、砂利、石灰岩およびその他の岩漿岩、粘土、泥灰土、石膏、白亜、安山岩、トウファ、結晶片岩、粘土質頁岩、屋根ふきシェール、砂岩、石英、骨材および軟石、蛇紋岩、橄欖岩、ジュナイト、閃緑岩、輝緑石、玄武岩、閃長岩、片麻岩、石英砂およびその他の原料）。

貴金属および宝石は貴重鉱物に分類される。ここには金や宝石のような貴金属からなる鉱物が含まれる。

有用鉱物リストには、ウズベキスタン共和国の鉱業・地質省の決定により、それまで利用されていなかった物質が追加されることがありうる。

工業用地下水は、天然の地下水で、飲料水または飲用ミネラルウォーターには適さず、鉱泉治療のためにも利用できないが、工業用途には使用できるものである。鉱物の含有量に応じて、主要鉱物にも非金属鉱物にも分類される。

第6条 地下資源に対する所有権

地下空間および自然な形で地下空間に賦存しているすべての有用鉱物は、ウズベキスタン共和国の国家所有物であり、合理的に利用されるべきもので、国家によって保全される。この所有権は、何人かが土地または水に対して有している権利、所有権にかかわらず、適用される。

国家は、本法が定める根拠、条件、範囲において、地下資源を利用に供する。

地下資源区画は売買、贈与、相続、出資の対象や担保とすることはできず、これ以外の形によっても譲渡することはできない。

国家は、本法および法令の規定と条件にしたがった有用鉱物の概査、地質調査および採掘（精製）実施を含めた、地下資源区画利用に対する許可証を交付する権利を有する。

第7条 地下資源利用許可証および採掘された有用鉱物に対する所有権

¹ 原文の「gil」という単語、意味不明です。

地下資源利用許可証に対する所有権は、法令にしたがって、売却、担保またはその他の保障の形で譲渡することができる。

法が定める手順で採掘された有用鉱物に対する所有権は、地下資源区画利用権を保有する自然人および法人に属する。

違法に採掘された有用鉱物に対する所有権はウズベキスタン共和国に属する。

本法に定める手順で採掘された有用鉱物に対する所有権は、国家によって保護される。

第8条 人為的鉱物集積

地下資源区画内に所在する人為的鉱物集積は、その地下資源区画に属するものとする。

地下資源利用者による同人が利用する地下資源区画内での活動の結果生じた人為的鉱物集積に対する所有権は、当該地下資源区画利用権の有効期間中は当該地下資源利用者に属する。人為的鉱物集積の所有者である地下資源利用者は、それを保有、利用、および本法にしたがって第三者に譲渡することを含め、処分する権利を有する。

地下資源区画に対する許可証の有効期限が終了したのちにその地下資源区画に残されている人為的鉱物集積は国家の所有物とみなされ、国家地下資源ファンドに含められる。

人為的鉱物集積は、本法の規定にしたがって屋外スペースに置くことが許される。

人為的鉱物集積の譲渡により、地下資源利用者に課せられている地下資源利用後の撤収・原状回復処置の義務が変わることはない。

第2章 地下資源利用および地下資源保全に関する国家規制

第9条 地下資源の利用および保全における国家の役割

地下資源の利用および保全において、国家は以下の機能を遂行する：

1) 鉱業部門への投資の援助および規制、地下資源地質調査の手配、有用鉱物採掘およびその他の地下対象物の開発規制、地下資源利用の規制；

2) 有用鉱物の開発および処分における合法性、開放性、透明性、公平性、環境安全性の保障、地下資源利用のモニタリング、データの定期的公表、および投資プロジェクト枠内での社会的保護の実施；

3) 交付された許可証の枠内での地下資源利用条件履行の保障、地下資源利用および保全に関する国家監督の実施、および法に反する行為を防止する措置の実施。

第10条 地下資源の利用および保全に関する国家政策を実施する機関

地下資源の利用および保全に関する国家政策は以下の機関によって実施される：

ウズベキスタン共和国内閣；

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省；

ウズベキスタン共和国エネルギー省；

ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省；

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局；

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属国家機関「地下資源利用センター」；

各地域の行政機関。

第 11 条 地下資源の利用および保全における国家政策ウズベキスタン共和国内閣の権限

ウズベキスタン共和国内閣は：

地下資源利用および保全に関する統一国家政策を実現させる；

国家所有対象物としての地下資源を管理し、国家安全保障、国民の安全確保、生命と健康および環境の保護のために地下資源利用に対する制限および禁止事項を定める；

鉱物原料基盤の発展および再生の長期および中期プログラムを承認し、それらの実施状況を監督する；

地下資源区画を利用に供する手順および国家地下状態モニタリング実施手順を定める；

国家地下資源ファンド台帳の作成管理手順を定める；

有用鉱物開発および鉱物原料精製の際の地下資源保全統一規則を承認する；

地下資源地質調査、地下資源利用および保全に対する国家監督実施手順を定める；

貴金属および宝石の限定的採掘実施手順を定める；

有用鉱物埋蔵量国家委員会の人員構成を承認する；

鉱物原料基盤発展および再生国家プログラムの枠内で行われた、産業規模の有用鉱物の新たな鉱床（鉱床の区画）の発見または既知の鉱床（鉱床の区画）の抜本的再評価に対する金銭的報酬額を定める。

ウズベキスタン共和国内閣は、法律にもとづき、上記以外の権限を行使することができる。

第 12 条 地下資源の利用および保全におけるウズベキスタン共和国鉱業・地質省の権限

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省は：

炭化水素部門においてはウズベキスタン共和国エネルギー省と、環境保護に関してはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省と、地下資源の利用および保全に関する国家統一政策を実施する；

地下資源利用部門発展について他の省庁—例えば、炭化水素に関してはウズベキスタン共和国エネルギー省、環境保護に関してはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省—との業務を調整する；

鉱物原料基盤の発展および再生の毎年の年間国家プログラムを策定し、実行する；

炭化水素に関してウズベキスタン共和国エネルギー省と合意の上で、地下資源地質調査の規準および要求遵守、鉱物原料の採掘および精製における合理的方法の適用、ならびに有用鉱物埋蔵量の数量管理の実施に関する、地下資源の利用および保全に対する国家監督を手配する；

自らの権限の枠内で、地質調査、地下資源の利用および保全の指示書および方法論的ガイドラインを策定し、承認する；

有用鉱物埋蔵量国家委員会の作業を取り仕切る；

有用鉱物埋蔵量国家バランスシートの作成管理手順を承認する；

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省は、法律にもとづき、上記以外の権限を行使することができる。

第 13 条 地下資源の利用および保全におけるウズベキスタン共和国エネルギー省の権限

ウズベキスタン共和国エネルギー省は：

ウズベキスタン共和国のエネルギー安全保障、経済および国民に対する安定した燃料エネルギー資源の供給のための燃料エネルギー部門統一国家政策の策定および実施を行う；

炭化水素の採掘、精製、輸送、分配および利用の国家規制を実施する；

炭化水素に関して地下資源区画利用の条件作成に参加し、その条件に合意する；

炭化水素の資源基盤の発展および再生の国家プログラムの策定および実施に参加する；

ウズベキスタン共和国エネルギー省は、法律にもとづき、上記以外の権限を行使することができる。

第 14 条 地下資源の利用および保全におけるウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省の権限

ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省は：

環境問題に関する部分について地下資源利用および保全に関する統一国家政策の実施に参加する；

地下資源利用および保全に関してプロジェクトの国家鑑定を行い、鑑定の結論書を発行する；

本連邦に定める場合において、許可証の交付、交付拒否、取消し、有効期間延長、停止または終了を実行する；

地下資源保全に関するプログラムおよびプロジェクト実施についての提案を行う；

本法およびその他の法令の要求にもとづいて、地下資源利用活動に関する環境保全法規文書を策定する；

地下資源に対する国家環境監督を実施し、法令にもとづいて、地下資源保護に関する環境上の要求に違反して行われている地下資源利用作業を制限および（または）停止する措置を講じる。

ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省は、法律にもとづき、上記以外の権限を行使することができる。

第 15 条 地下資源の利用および保全におけるウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の権限

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局は：

地質調査、地下資源の利用および保全の際の労働安全の確保に関する国家監督を実施する；

地下資源利用者の区画の監査を行う；

法令にもとづき、罰金の賦課、地下資源利用作業の停止および（または）終了の措置を講じる；

地下資源に関する法令および地下資源利用の技術規制に関するもので労働安全保障にかかわる規準文書の要求遵守状況の監督を実施する；

労働安全に関する法令および技術規制に関する法規文書の要求遵守に関して、地質調査、地下資源の利用および保全に関する諸プロジェクト間の調整を行う；

法令にもとづいて、労働安全上の要求に違反して行われている地下資源利用作業を制限および（または）停止する措置を講じる。

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局は、法律にもとづき、上記以外の権限を行使することができる。

第 16 条 地下資源の利用および保全におけるウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属国家機関「地下資源利用センター」の権限

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属国家機関「地下資源利用センター」（以下、地下資源利用センター）は：

国家地下資源ファンド、有用鉱物埋蔵量国家バランスシート、鉱床および固形有用鉱物徴候台帳ならびに炭化水素台帳を含む、地下資源に関する地籍システムへの記入およびそれらの管理を行う；

鉱物原料基盤の発展国家プログラムの枠内での地質調査に関する設計見積文書の鑑定を行う；

地籍スクエア情報ベースを運営する；

地下資源区画利用許可証の交付、交付拒否、有効期間延長、停止または終了を実施する；

許可証交付申請書提出手順および許可証交付の手順を策定し、導入する；

本法にもとづき、許可証の追加的な交付方法のために地籍スクエアを取り置く；

オープンではない地籍スクエアを決定する；

有用鉱物埋蔵量報告書の登録を行う；

地下資源利用者からの報告書を受領し、それらのしかるべき国家監督機関への提出を調整する；

有用鉱物埋蔵量バランスシートの記入と登録の手順を定める；

国家地下資源ファンドの登録と管理を行う；

有用鉱物鉱床台帳および炭化水素台帳を含む地下資源台帳システムの登録と管理を行う；

地元の行政機関および他の利用者との連携のために、地下資源区画ごとの地籍情報が記載される電子地図を策定する。

地下資源利用センターは、法律にもとづき、上記以外の権限を行使することができる。

第 17 条 地下資源の利用および保全における各地域の行政機関の権限

各地域の行政機関は：

所管地域において鉱物原料基盤の発展および再生ならびに地下資源保全に関する国家プログラムの策定および実施に参加する；

地域プログラムを承認し、実施する；

地下資源利用および保全に関する国家監督を実施する。

各地域の行政機関は、法律にもとづき、上記以外の権限を行使することができる。

第 3 章 地下資源に関する地籍システムおよびデータの管理

第 18 条 地下資源に関する地籍システム

地下資源地籍システムは、国家地下資源ファンド台帳および一次地質情報登録簿から構成される。

地下資源地籍システムの構築とその円滑な機能は、地下資源利用者からの情報にもとづいて地下資源利用センターによって保障される。

地下資源地籍システムの構成、内容、要求、利用条件は法令によって定められる。

地下資源地籍システム運用作業のための資金は、各年度ごとの鉱物原料基盤発展および再生国家プログラムの枠内で、ウズベキスタン共和国の国家予算から拠出される。

第 19 条 地籍スクエア

地籍グリッドは地籍スクエアから構成される。地籍スクエアの各々は、不特定の深さにある地下区画で、その地表面は、それぞれの間隔を 60 進法の 10 秒とする 2 本の緯線と 2 本の経線で囲まれている。緯線と経線のそれぞれは整数の度と分に、必要な場合には 10 の倍数の秒に一致するものとする。

地籍スクエアは分割されてはならないが、国境で分けられるものおよび法令にしたがって同一の地籍スクエアに 2 通の許可証が存在する場合についてはその限りではない。

本法においては地下区画の空間的境界線を示す数字は世界測地系(WGS-84)での座標に準拠し、深さは垂直深度で表される。

地下区画の空間的上方境界は土壌面より下に位置し、土壌面がない場合には地表面または水域、水流の底より下に位置する。地下区画の空間的下方境界は、地質調査および開発が可能な最大深度に位置する。本法に定める場合には、空間的上方および下方境界を上記とは異なる深さに設定してもよい。

許可証は常に、接触する区画同士が少なくともそれぞれの一边全長で結合されているような連続する一定数の地籍スクエアについて交付されるまたは延長される。ただし、本法第 168 条に定める移行期条項に示す超過の場合にはこの限りではない。

許可証に含まれる地下区画の外郭は、その出発点を経線と、外郭のいずれかの頂点に合致する緯線との交差部分とし、地表面が一つまたは複数の地籍スクエアから構成されるように、申請され、地理座標によって定められなければならない。

第 20 条 国家地下資源ファンド

国家地下資源ファンドはウズベキスタン共和国の地下に賦存する有用鉱物資源の潜在的価値についての情報の国家保管庫である。このファンドは利用中のおよび利用されていない地下資源区画についての、および人為的鉱物集積についての情報から構成される。

利用中の地下資源区画とされるのは、用途のいかんにかかわらず、許可証の交付対象となっている地下資源区画である。

国家地下資源ファンドの記録・管理は、地下資源利用センターによって、以下によって実施される：

- 1) 国家地下資源ファンド台帳の作成・記入；
- 2) 国家地下状態モニタリングの実施；
- 3) 国家地下資源ファンドに関係する地質情報の収集、保管、体系化、まとめおよび分析。

地下資源およびそれにかかわる対象物に関する地質学的、水文地質学的、地球物理学的、地球化学的およびその他の情報は、ウズベキスタン共和国全領土に及ぶ統一システムで入手、処理、保管、利用される。

地下資源およびそれにかかわる対象物に関する情報は、国家地下資源ファンド台帳、国家地下状態モニタリング、有用鉱物埋蔵量国家バランスシートそれぞれの資料、ならびに地図作成資料、地下資源の利用および保全にかかわる国家会計と統計報告の資料に記録される。これら資料は互いに合致していなければならない、地下資源の利用および保全に関する統一情報システムを形成する。

国家地下資源ファンドに含められるべき情報の種類と内容は、法令によって定められる。

第 21 条 国家地下資源ファンド台帳

国家地下資源ファンド台帳は、地下資源利用センターによって作成、更新され、以下によって構成される：

- 1) 鉱床および固形有用鉱物徴候台帳；

- 2) 炭化水素台帳；
- 3) 地下空間台帳；
- 4) 固形有用鉱物、地下貯蔵に対する許可証およびその他の許可証の台帳；
- 5) 人為的鉱物集積台帳。

鉱床および固形有用鉱物徴候台帳には、各鉱床、各固形有用鉱物徴候ごとに、有用鉱物、有用成分の主要なものおよびそれと一緒に賦存しているものの数量と品質についての、固形有用鉱物鉱床および地下資源区画開発の鉱業的、技術的、水文学的、生態学的およびその他の条件についての、ならびに固形有用鉱物鉱床の地質・経済的評価についての、入手されているすべての情報が記載される。

鉱床および固形有用鉱物徴候台帳には、放棄された、操業中および閉鎖された鉱山または採掘区についての、ステータス、所在地、所有権、大きさ、経済的および生産上のデータ、特別許可、操業計画、年次報告書およびその他のしかるべき情報といった情報が記載される。

炭化水素台帳は、石油ガスオペレーションにかかわる個々の台帳として作成され、以下から構成される：

- 1) 炭化水素の鉱床および徴候台帳；
- 2) 炭化水素鉱床に対する許可証台帳；
- 3) 炭化水素坑井台帳。

炭化水素の鉱床および徴候台帳には、各炭化水素鉱床ごとに、主要なおよびその他の有用炭化水素ならびに付随有用鉱物の数量および品質についての、炭化水素鉱床および地下資源区画開発の鉱業的、技術的、水文学的、生態学的およびその他の条件についての、入手されているすべての情報、ならびに炭化水素鉱床の地質・経済的評価が記載される。炭化水素の鉱床および徴候台帳には、採掘区画についての、ステータス、所在地、所有権、大きさ、経済的および生産上のデータ、承認、操業計画、年次報告書およびその他のしかるべき情報といった情報、ならびに放棄された、操業中および閉鎖（休止中の）坑井の座標が記載される。

固形有用鉱物、炭化水素、貯蔵に対する許可証およびその他の許可証台帳の一部としての炭化水素鉱床に関する許可証の台帳には、現行の、停止されたまたは効力が終了した概査作業許可証、炭化水素地質調査許可証、炭化水素採掘許可証についての、ステータス、所在地、所有権、支払われた賦課金およびしかるべきその他の情報が記載される。

炭化水素坑井台帳には、炭化水素についての概査作業、地質調査および鉱山事業中に掘削されたすべての坑井（廃水圧入井を含む）についての情報が記載される。炭化水素坑井台帳には、地質工学的、生態学的評価のための坑井についての情報は記載されない。炭化水素坑井台帳には、炭化水素の空間的配置、深さ、掘削対象物、地質・地球物理学的検層、残存物、ケーシングパイプ、採取試料および坑井に関するその他のしかるべき情報が記載される。

地下空間台帳には、地下空間の記録対象となるすべての単位要素、その座標、容積（体積）と形（コンフィギュレーション）、生産用、事業用およびその他の施設および材料の配置ならびに技術プロセスおよびその他のプロセスの実施の可否、時間が経過しても当初の形と容積（体積）を保持できるか否か、操業の生態学的、地質学的、工業技術上、水文学的およびその他の条件、地質経済的評価についての情報が記載される。

固形有用鉱物、炭化水素、貯蔵に関する許可証およびその他の許可証台帳には、現行の、停止されたまたは効力が終了した固形有用鉱物に関する地質調査許可証、固形有用鉱物採掘許可証、炭化水素概査作業許可証、炭化水素地質調査許可証、炭化水素採掘許可証、貯蔵のための地下空間に関する地質調査許可証、地下

貯蔵許可証および放射性安全に関するあらゆる許可証、限定的採掘許可証、貴重資料標本収集許可証についての、ステータス、所在地、所有権、支払われた賦課金およびしかるべきその他の情報が記載される。

固形有用鉱物、炭化水素、貯蔵に関する許可証およびその他の許可証台帳は、交付されたすべての許可証についてのデータを統合するもので、以下もそこに含まれる：

1) 各許可証についての情報。ここには以下が含まれる：登録番号と交付日；地下資源利用者の名称、許可証交付の対象である有用鉱物鉱床；許可証のタイプおよびその現在のステータス；許可証交付の何らかの根拠；許可証に記載されている地籍スクエア；許可証の有効期間；修正、権利の放棄、許可証の効力終了および取消；

2) 各地下資源利用者についての情報。ここには以下が含まれる：名称と住所；許可証有効期間中における賦課金支払いの確認、何らかの税金未納についての情報を含む；地下資源利用者が提出した報告書およびその他の何らかの報告書；地下資源利用者の保険証書；許可証の枠内で行われた何らかの逸脱に対する管轄機関の許可；

3) 各許可証に記載された地下資源区画および地籍スクエア地表面土地区画の空間的情報。ここには以下が含まれる：その周辺区域についての情報、交通アクセス、地下資源区画に存在する施設やインフラ、および本法第 34 条にしたがって地下資源利用が禁止されている地下資源区画；

4) 炭化水素について：廃水圧入井、掘削液、スラグ、水圧破碎用流体または地層水貯蔵用ピットを含む、操業中および廃止された坑井の種類についての情報で、ここには空間的配置、容積（面積）、液体および鉱業廃棄物の数量と品質、有用成分についての情報および液体廃棄物の再圧入のための岩層の地質情報が含まれる；

5) ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局またはその他の国家監督機関が許可証に関連して作成した報告書（以下を含む）に関する情報：許可証のステータス、地下資源利用区画における土地利用および操業・作業プログラムの承認済計画の履行程度についての報告書；労働安全衛生報告書；環境保護、モニタリングおよび廃棄物管理報告書；

6) 放棄された地下および地表の坑道と採掘場、空洞、地下貯蔵施設、当該区画にある建造物、鉱業作業による陥没区域についての情報。

人為的鉱物集積台帳は、有用鉱物の採掘と精製の結果として形成され、地下の掘り抜かれた空間または地表（露天掘り場、地下室、廃棄物置場、尾鉱集積場など）に位置する鉱物原料大量集積の各々について作成される。

人為的鉱物集積台帳には、空間的所在地、体積（面積）、有用鉱物、有用鉱物内にある有用成分の数量と品質、およびそれらの分布と集中の状況、地質調査により得られたデータの段階と正確性、鉱業技術上、水文地質学および地質経済学的評価ならびに人為的鉱物集積のその他の特性および指標についての情報が記載される。

坑井台帳には、人為的鉱物集積、地下水を含めた有用鉱物鉱床の地質調査のために掘削されたすべての坑井、地下空間、地熱エネルギーについての情報が記載される。坑井台帳には、地質工学および生態学的評価、炭化水素に関する地質調査および採掘のための坑井に関するデータは記載されない。坑井台帳には、空間的配置、深さ、掘削対象物、地質・地球物理学的検層、残存物、ケーシングパイプ、採取試料および坑井に関するその他のしかるべき情報が記載される。

国家地下資源ファンド台帳は、地質調査および国家地下状態モニタリングの結果についての情報の記載、地下資源利用者の報告書および同人が本法およびその他の法令にしたがって提出するその他の情報にもとづいて作成される。

第 22 条 一次地質情報登録簿

地下資源地質調査の際に入手された一次地質情報の統一管理と適切な保管のために、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省は一次地質情報登録簿を作成する。

一次地質情報登録簿は、国家地下資源ファンドの他のシステムと連携する特別情報検索システムであり、地下資源に関する一次地質情報を収集、記録、体系化、保存することによって作成される。

一次地質情報登録簿は、地下資源に関する地質情報保有者が提出する情報にもとづいて作成される。

一次地質情報登録簿では、現物媒体および人為的媒体に含まれる地質情報が管理される。

地質情報現物媒体は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省が各地域に設置する国家特別保管庫に保管される。

一次地質情報登録簿に記載される地質情報の構成の決定、自動化、記録のフォーマット、情報の保管とアクセスの確保、一次地質情報現物媒体国家特別保管庫への提供は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省が定める要求にしたがって行われる。

第 23 条 地質情報

地質情報は、地下資源およびその地下資源区画、鉱床および有用鉱物の徴候の物質的組成、地質構造と来歴、地質学的、地球化学的、地球物理学的、地形学的、構造地質学的特徴についてのデータで、何らかの媒体上に記録され、そのデータを指し示す情報が付されたものである。

地質情報媒体は、地形、岩石サンプル（有用鉱物・炭酸ガス・メルカプタン・水の試料、岩石・鉱物サンプル、掘削コア、岩石物質の試料とコレクション、薄刃、鉱物研磨片、鉱液、鉱物パウダー）のような現物媒体と人為的媒体（フィールド観察・試料採取・試料分析記録簿、地球物理学的観察記録、地質報告書、一次フィールドデータの紙・電子媒体）とに分けられる。

地質情報は、それが国家予算の費用負担で入手されたものである場合および本法にしたがって国家の所有に引き渡された場合には、国家の所有物となる。地下資源利用者の費用負担で入手された地質情報は地下資源利用者の所有物となる。本法に定める手順により地下資源利用センターに提出された報告書の一部を成す地質報告およびその他の文書に含まれている民間所有の地質情報は、期限を定めずに国家の保有および利用に引き渡される。

国家の所有であるおよび国家の保有、利用下にある地質情報の記録・管理、保管、体系化、総括、提供は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省が行う。

地下資源利用者は、法律が定める手順により、自らが入手した地質情報の記録・管理と保全を行い、また、秘密の保持および法令が定めるその他の妥当な制限が遵守されることを条件としての、当該情報へのウズベキスタン共和国鉱業・地質省の代表者による調査または検査のための自由なアクセスを保障しなければならない。

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省は、地下資源利用者に対し、報告書に含まれているしかるべき情報を無償で同省の所有に引き渡すよう要求することができる。

地下資源利用者は、地質情報現物媒体の予定されている譲渡または廃棄については地下資源利用期間中においてはその 1 カ月前までに、保有する地質情報現物媒体の予定されている譲渡についておよび地質情報人為的媒体の修復できない廃棄については、地下資源利用終了までに、書面により地下資源利用センターに通知しなければならない。

地質情報現物媒体は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省の許可を得て、調査と分析を目的とする場合に限り、ウズベキスタン共和国領外へ搬出することができる。

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省は、以下の事由がある場合、地質情報現物媒体のウズベキスタン共和国領外への搬出許可発出を拒否することができる：

- 1) 許可申請が本条第8項に示す目的に合致していない；
- 2) 搬出される試料の量が想定されている調査の性格に合致していない。

人為的媒体上の地質情報のウズベキスタン共和国領外への搬出は、国家機密に関する法律に別段の定めがない限り、無制限に行うことができる。

本条第8項および第9項に定める制限は、有用鉱物の採掘とは無関係な目的で地下空間を利用する地下資源利用者に対しては適用されない。

第24条 地下資源地籍システムデータベース

地籍システムデータベースは、ウズベキスタン共和国全領土内における地質調査、採掘に関する、有用鉱物採掘終了後の活動に関するすべてのデータの統合、保管、記録、定期的な更新を行うデータベースである。

地籍システムデータベースには以下が含まれる：

- 1) 潜在的な、現有のおよび停止中の固形有用鉱物および炭化水素地下資源区画ならびに鉱化ゾーンについての地質学的、水文地質学的、地球物理学的、地球化学的およびその他の情報；
- 2) 国家地下資源ファンドに登録されている地下資源およびそれにかかわる施設についての情報；
- 3) すべての現行のおよび以前に交付された地下資源利用許可証ならびにその他の地下資源利用権に関する地理データ、地質データおよび相応の経済的データが含まれている情報；
- 4) 国家地下状態モニタリング、有用鉱物埋蔵量国家バランスシートの情報、および地下資源利用および保全に関する地図作成資料、国家登録簿、国家統計報告書。

かつて入手されたすべてのデータは、それらが保全されるよう、データベースのアーカイブデータの項目に記録される。

地籍システムデータベースは、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省の地図作成データとともに、本法第25条に定める地質情報システム（以下、GIS）にもとづく地質データベースの基礎をなす。

第25条 双方向地質ポータル

双方向地質ポータルは、地籍システムデータベースおよびGISにもとづく地質データベースの情報にもとづく地下資源利用関連情報へのアクセスを提供する。

国家地下資源ファンドのデータへのアクセスとその視覚化を可能にするほか、GISにもとづく地質データベースは、現有の秘密ではないデータおよび以下についての情報を含む：有用鉱物の現有および放棄された採掘区画；汚染された区画；有用鉱物の徴候および鉱床埋蔵量；土壌学、侵食、地質学、地球化学、構造地質学、地球物理学、水文地質学および地質工学；気候条件および、該当する場合には、地熱エネルギー。

GISにもとづく地質データベースは、GISポータルもしくはウェブページ経由での直接の、または他の情報システムを経由しての、情報交換を可能にする。

双方向地質ポータルのデータには、本法の規定にしたがった使用のためにアクセスすることができる。

第26条 地下資源に関する情報へのアクセス提供

地下資源利用センターは、本法にしたがい、公衆による、少なくとも以下の情報を含む、主要情報へのアクセスを保障する：

1) 地下資源区画利用権の譲渡、引渡しについてならびに許可証の再交付、効力の停止・終了および取消についての情報を含む地下資源区画利用許可証交付についての情報；

2) 地下資源区画利用後の撤収・原状回復処置の担保についての情報、ここには担保の種類と額、担保の有効期間および担保提供組織の名称が含まれる；

3) 提出された報告書による年度ごとの地下資源利用者による出費の総額についての情報；

4) 地下資源区画利用の条件によって商品、役務、サービスにおけるローカルコンテンツ率の確保が定められている場合には、前会計年度において地下資源区画利用作業実施のために地下資源利用者が購入した商品、役務、サービスにおけるローカルコンテンツ率についての情報；

5) 現地人材教育およびウズベキスタン共和国領内での科学研究作業、現地住民の社会経済的支援への資金供与のために地下資源利用者が以前の会計年度において費やした総額についての情報、ただしそうした費用が許可証の必須条件とされている場合。

こうした情報の提供に対しては、必要経費分の形式的な代金が支払われる。

国家機関が入手した報告書およびその他の文書に含まれている地質情報は、何らかの後続の許可証を含む、許可証の有効期間中、地下資源利用者の商業的秘密となり、国家機関はその秘密を守るための措置を講じなければならない。国営鉱業会社以外の国家機関の要求により、そうした情報はそれら機関に対して、その秘密が、国営鉱業会社に知られないようにすることを含め、保護するための措置がそれら機関によって講じられることを条件に、開示することができる。

以下の場合に、地下資源利用センターは、報告書およびその他の文書に記載される形で国家機関が入手した情報を、公表またはそれに対する一般的アクセスを提供することにより開示する：

1) 当該の情報が、鉱物資源基盤発展国家プログラムの枠内での国家地質調査の結果として得られたものである場合；

2) 地下資源区画に対する許可証（再交付されたものを含む）の有効期間が終了した場合；

3) 地下資源利用者の書面による同意がある場合。

上記の情報は、本法およびその他の法令にしたがってその秘密を保護する措置が講じられることを条件に、他の国家機関からの要求に対して開示されることもありうる。

国家機関が受領した報告書およびその他の文書に含まれている情報の、上記以外の形での開示は禁止される。

地下資源区画利用条件のローカルコンテンツ率に関する条件にかかわる、地下資源利用者による商品、役務、サービス調達の計画および実行にかかわる、現地人材教育に要する費用、ウズベキスタン共和国領内での科学研究作業および地域の社会経済的発展への費用総額にかかわる義務の履行に関する情報は秘密のものとは認められない。

本法にもとづいたウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国内閣の文書にもとづいてのオークション、入札または許可証交付の実施のためには、国家地下資源ファンドに含まれる地下資源区画の地質構造についてのより詳細なデータを用いることができる。

上記情報は、当該のデータが、ウズベキスタン共和国が拠出した資金で行われた地質調査にもとづくものである、またはウズベキスタン共和国の所有下にあり同国によって処理されているものであり、秘密保護義務の対象となっていないことを条件として、法規文書が定める価格で販売することができる。その入手者との間で秘密協定を締結することがこうした詳細情報提供の条件となる。こうした詳細情報の提供に関しては、一切の責任が免除されるものとする。

第 27 条 有用鉱物埋蔵量国家バランスシート

有用鉱物埋蔵量国家バランスシートは、ウズベキスタン共和国の有用鉱物埋蔵量の状態および推移を記録・管理するために、地下資源利用センターによって作成され、毎年更新される。

有用鉱物埋蔵量国家バランスシートには、産業規模の鉱床における有用鉱物の種類ごとに、その埋蔵量の数量、品質、調査進展度について、それらの配置について、有用鉱物埋蔵量の商業開発の段階、採掘、損失および利用可能性についての情報が記載される。

有用鉱物埋蔵量国家バランスシートは以下の情報にもとづいて作成される：

- 1) 鉱床および人為的鉱物集積における有用鉱物埋蔵量承認（再承認）の際にその結果が用いられる、地下資源地質調査についての情報；
- 2) 鉱床開発の際の有用鉱物の採掘についての情報；
- 3) 人為的鉱物集積利用の際の有用鉱物抽出についての情報。

有用鉱物埋蔵量国家バランスシートへの記録のために、法令が定める要求にしたがって作成された以下の資料が提出される：

- 1) 地下資源地質調査作業結果報告書；
- 2) 有用鉱物鉱床パスポート；
- 3) 有用鉱物埋蔵量国家委員会の有用鉱物埋蔵量承認（再承認）調書。

持続可能な地下資源利用のための条件の創出、地下資源利用料金と利用に供される地下資源区画の境界線決定のために、相応の地質資料を国家鑑定に付することができ、肯定的鑑定結果にもとづいて、調査対象鉱床内の有用鉱物埋蔵量が承認される。地下貯蔵用に割り当てられた地下空間についての資料も国家鑑定の対象となりうる。

有用鉱物埋蔵量国家バランスシートへの記載のための有用鉱物埋蔵量の承認は、鉱床の商業的価値を決定する探鉱条件にもとづいて、地質調査のいずれの段階においても行うことができる。

有用鉱物国家埋蔵量記録簿は、国家が承認した有用鉱物埋蔵量、承認された報告書、国家地下資源ファンドのデータにもとづき、地下資源利用センターによって作成される。

地下資源利用者が提出する地下資源地質調査報告書は、有用鉱物埋蔵量国家バランスシートに含められるために、地質探鉱の際に有用鉱物埋蔵量国家委員会によって検討、承認される。報告書がこの目的のために承認されなくても、地下資源利用者は報告書を修正する義務を負わない。

地質調査報告書に記載され、有用鉱物埋蔵量国家委員会に提出される鑑定結果は、国家地下資源ファンドに記入される。

有用鉱物埋蔵量国家バランスシートの作成・管理業務は、鉱物原料基盤発展国家年次プログラムの枠内でウズベキスタン共和国の共和国予算の資金で実行される。

第 28 条 国家地下資源地質調査

ウズベキスタン共和国の鉱物原料基盤発展のために、ウズベキスタン共和国予算および誘致される資金により、長期（5 年超）、短期（2 年以上 5 年以下）および年次国家プログラムが実施される。

国家プログラムには具体的な目標とその実現のために必要な措置および必要な財務リソースが示されなければならない。

国家プログラムの策定者、当該プログラムの枠内で実施される地下資源地質調査作業の発注者となるのはウズベキスタン共和国鉱業・地質省である。

国家地下資源地質調査には、地質学的、地質工学的、水文地質学および土壌・地質学的地図作成ならびに特定の地質探鉱作業が含まれる。

国家プログラムに盛り込まれている作業は、発注者が承認した地質学的課題に厳密に沿って計画されなければならない。

地質探鉱作業の設計・見積文書作成の指示書は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省によって承認される。

国家プログラムの枠内で行われる、炭化水素概査作業を含めた地下資源地質調査作業の実施については、許可を取得する必要はない。

国家プログラム枠内での作業開始には以下が必要となる：

- 1) 国家環境鑑定の肯定的結論；
- 2) 地下資源地質調査作業の国家登録。

国家環境鑑定を必要としない地下資源地質調査作業の一覧は、ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省によって承認される。

国家地下資源地質調査作業は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省によって承認される指示書にしたがって実施される。

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省は、以下を行った、国家が雇用した者に金銭的報酬を支払うことができる：

- 1) ウズベキスタン共和国領内で、それまで知られていなかった商業的価値を有する有用鉱物鉱床を発見したまたはそれについての地質調査を行った；
- 2) 既知の鉱床または鉱床の区画において、その商業的価値を著しく向上させるような有用鉱物の追加埋蔵量または新たな有用鉱物および随伴有用鉱物を発見した。

地下資源地質調査作業の国家記録は、地質報告書、地図およびその他の資料に記載された地下資源に関する地質情報およびその他の情報の統合、体系化および利用のためならびに同一の地下資源区画での根拠のない作業実施防止のために、地下資源利用センターが実施する。

国家地下資源地質調査作業が行われる地籍スクエアは、国家地下資源ファンド台帳においてしかるべく記録され、オープンな地下資源区画ではなくなる。こうした地籍スクエアは、地下資源国家地質作業の完了後に、オープンな地籍スクエアとしてのステータスを回復する。

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省は、法令にしたがって、国家プログラム枠内での地下資源地質調査実施のために請負業者を起用することができる。

国家地下資源地質調査の結果についての情報は、国家地下資源地質調査地質報告書受領日以後2カ月以内に一般のアクセスに供せられる。

第29条 有用鉱物賦存区画における建設の条件

都市の境界外において居住区域、産業およびその他の施設を配置する区画を選択する際には、地下資源利用センターによる、その建設対象区画の地下に有用鉱物が存在しないか存在しても重要性が小さい旨の鑑定書が必要となる。

利用に供されていない有用鉱物の鉱床（建築材料および骨材の鉱床を除く）が存在する区画での建設および有用鉱物賦存場所へのその採掘とは無関係の地下施設の配置は、地下からの有用鉱物の採取が可能であることを条件に、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省との合意を得て、例外的に許容される。

有用鉱物賦存区画における建設許可証の交付手順は、法令にしたがって定められる。

第4章 地下資源利用および保全の一般要求

第30条 地下資源利用の種類

地下資源利用には以下の種類がある：

- 1) 固形有用鉱物地質調査；
- 2) 固形有用鉱物採掘；
- 3) 炭化水素概査；
- 4) 炭化水素地質調査；
- 5) 炭化水素採掘；
- 6) 地下貯蔵地下区画地質調査；
- 7) 地下貯蔵；
- 8) 限定的採掘；
- 9) 貴重資料標本の収集。

第31条 地下資源区画利用許可証

いずれの種類も、取得された地下資源区画利用許可証にもとづいて、本法に定める手順と条件で行われる。

本法に定める地下資源区画利用の全種類に対する許可証は地下資源利用センターが交付する。ただし、廃棄物の貯蔵および埋設（炭化水素の貯蔵を除く）のための地下施設建設および操業のための地下区画利用許可証は、ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省が交付する。

地下資源区画利用許可証は、本法が定める若干の制限事項を踏まえた、また本法およびその他の法令の要求が遵守されることを条件としての、その保有者の、定められた期間内における、地籍スクエアの数によってその大きさが決められる地下資源区画に対する排他的利用権を証明する文書である。

許可証は、最初に提出された申請書優先の原則（以下、「先着順」の原則）により、または本法に定める追加的な許可証交付方法にもとづいて、交付される。

本法に定める場合を除き、一人に交付される許可証の数に制限はない。

同一のプロジェクトの部分となる連続する複数のスクエアに対して交付された許可証は、本法にしたがい、環境保護上の規制を含む規制上の観点からは一つのプロジェクトとみなすことができる。

許可証は、一人のみの名前に対して作成される。

本法に定める場合を除いて、一つの地籍スクエア利用権について、複数の者に異なる種類の許可証を交付してはならない。

地下資源利用の複数の種類について同時に複数の許可証を交付してもよい。

地下資源利用センターおよびウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省は、法律にもとづいて交付された許可証台帳を作成・管理する。

許可証は、ウズベキスタン共和国の国章が記されている所定の書式の用紙と、許可証の不可分の一部を成し地下資源利用の基本条件を定める文章、図表によるおよびその他の附属書を含む形で作成される。許可証は QR コード（マトリックスコード）を付した電子的形態で、情報システム「ライセンス」または双方向国家サービス統一ポータル経由で交付される。

許可証には地下資源利用センターまたはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省によって証明された、地籍スクエアを示す地図が添付されなければならない。

許可証は地下資源利用者に土地に対する所有権を与えるものではない。

ある者が土地に対して何らかの権利を保有していたとしても、その者は、許可証を取得しているかその他の形で本法にしたがって行動しているのではない限り、地下資源利用にかかわる作業を行うことはできない。

第 32 条 許可証を取得する有資格者

地下資源利用センターは、有資格者が提出した許可証（ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省が交付する、炭化水素以外のものの地下貯蔵許可証を除く）交付申請書のみを審査し、有資格者のみが地下資源利用許可証を取得することができる。

有資格者とは本条の要求を満たす者のことである。

以下の者が許可証交付申請者、地下資源利用者となりうる：

- 1) ウズベキスタン共和国市民である自然人；
- 2) ウズベキスタン共和国の居住者；
- 3) ウズベキスタン共和国の法律にしたがって設立された法人。

貴重資料標本収集許可証以外の許可証は、以下に該当する自然人に交付、引渡しされてはならず、または直接的もしくは間接的に同人に所有されてはならない：

- 1) 事業主体として登記されてない；
- 2) 共和国行政機関で働いている、または国家を代表して機能を遂行している者で、その地位、役職もしくは義務によって地下資源利用権の供与に携わっているまたは地質情報もしくは探鉱済み有用鉱物についてのデータへのアクセスを有する者。本規定の効力は、当該の者が役職を離れ、義務の遂行をやめてから 1 年間継続する；
- 3) 本項 2) 号に掲げる者の配偶者、親、子供または実の兄弟姉妹である者；
- 4) 地下資源に関する法律への違反に対して裁判所の有罪判決を受けたことがある者、許可証が取り消されたことがある者。本規定の効力は、刑期満了または許可証の取消後、3 年間継続する；
- 5) 詐欺罪で裁判所の有罪判決を受けたことがある者。本規定の効力は、刑期満了後、3 年間継続する。

許可証は、以下に該当する法人に引渡し、交付されてはならず、または直接的もしくは間接的に同人に所有されてはならない：

- 1) ウズベキスタン共和国の法律にしたがって登記されていない；
- 2) 破産手続きの枠内での再編を含む組織変更のために必要な清算以外の、清算の過程にある；
- 3) しかるべき管轄権を有する裁判所により、活動終了の決定が下されている；

4) 実質的所有権が、本条において例外とされている自然人に属している。

有用鉱物採掘許可証申請書を提出するすべての法人は、自らがしかなるべき有資格者であることを証明するために、自らの実質的所有者についての正確な情報を提出しなければならない。

第 33 条 許可証取得の対象となり得る地下資源区画

地下資源利用に対する許可はオープンな地籍スクエアについてのみ交付することができる。許可証交付申請書はオープンな地籍スクエアすべてについて提出することができる。

すべての地籍スクエアは、本条によって直接禁止されていなければ、オープンな地籍スクエアとされる。

外的境界線が以下の区域内にある地籍スクエアはオープンな地籍スクエアではない：

- 1) 本法第 34 条にしたがってその区域内での地下資源利用が禁止されている 地籍スクエア；
- 2) 保護される自然区域、地質保護区、自然もしくは文化的遺跡または本法第 35 条にしたがって学術的または教育的利用のために保持されている区画がその中に存在する地籍スクエア；
- 3) 本法第 108 条および第 168 条第 1 項第 4 号にしたがって地下資源利用にかかわる活動の主要種類に対する別の許可証がすでに交付されている地籍スクエア；
- 4) 地下資源利用センターにより、本法にしたがって限定的採掘用に指定されている地籍スクエア；
- 5) 地下資源利用センターにより、本法にしたがってオークションまたは入札対象として取り置かれている地籍スクエア；
- 6) ウズベキスタン共和国鉱物原料基盤発展国家プログラム 枠内での地質調査が行われている地籍スクエア；
- 7) ウズベキスタン共和国鉱業・地質省により、本条第 5 項にしたがって禁止地籍スクエアに分類されている地籍スクエア。

本条第 3 項に列挙されている地籍スクエアについては、本法に定める場合を除き、許可証は交付されず、そこにおいては活動も実施されない。

国による地質調査の対象となる有用鉱物鉱床は、本法に別段の定めがある場合を除いて、本法第 49 条に定める規定にしたがってその埋蔵量が承認されるまで、オークションまたは入札にかけられない。国による地質調査の対象となるが、オークションまたは入札にかけられない有用鉱物鉱床は、オープンな地籍スクエアのカテゴリーに戻される。

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省は、ある区画が公共の利益にかなうことを確認する調査を実施したあと、その区画が公共の利益にかなうと考えられるときにはいつでも、その区画を地下資源利用が禁止される区画に追加することができる。こうした決定が下された場合、当該の地籍スクエアはオープンな地籍スクエアカテゴリーから地下資源利用が禁止される区画のカテゴリーに移され、地下資源利用センターは、国家地下資源ファンドに当該のオープンな地籍スクエアおよびそれを禁止区画とする期間についての記入を行うことで、そのオープンな地籍スクエアを禁止区画と制定することができる。

禁止区画は、国家地下資源ファンド台帳で記録・管理される。

本条に定める禁止は、国防の必要に供される区域を除き、航空地球物理学的作業またはリモートセンシングには適用されない。

禁止区画追加により自らの権利を制限されたことにより被った損失を証明できる地下資源利用者は、補償を受ける権利を有する。

第 34 条 地下資源の利用が禁止または制限される区域

地下資源の利用は、以下の区域においては禁止される：

- 1) 国防の必要に供される土地区域；
- 2) 墓地、埋葬地の半径 100 m 以内および墓地および埋葬地として割り当てられた区画；
- 3) 鉱業精製（選鉱）事業の人為的鉱物集積物配置施設ではない稼働中の水利施設によって占められている土地区画、およびその半径 500 m 以内の区域。

水資源区域においては、限定的採掘、炭化水素の地質調査および採掘以外の地下資源利用は禁止される。

地下資源の利用は、以下の区域においては制限される：

- 1) 居住地域の土地区域およびその半径 500 m 以内の区域（地下水の探索および評価作業、地元の行政機関との合意による、および有用鉱物採掘によって既存のインフラが損傷されるリスクがないことの証拠が提出された場合の地下での固形有用鉱物採掘を除く）；
- 2) 第三者が所有する、建物および建造物や長年の植栽によって占められている区域、およびその半径 100 m 以内の区域の、その所有者の同意なしでの利用；
- 3) インフラ施設によって占められている土地区画、およびそこから法令が定める距離以内にある区域。

地質調査許可証は、本条第 3 項に列挙した土地区画内の地籍スクエアについてのみ、現地の行政機関または土地所有者の合意を得た上で、交付することができる。本条第 2 項に示された土地区画内の地籍スクエアについての、地下資源利用活動主要種類に対する許可証は、地表面から十分な深さで行われ、地上の建造物に影響を及ぼさない、地下での地下資源利用に対してのみ、地元の行政機関および当該の居住地域の住民との合意を得た上で、発生しうる損害に対する補償を盛り込んだ上で、交付することができる。

地下資源地質調査許可証は、ウズベキスタン共和国土地法典にしたがって、農地地籍スクエアについて交付することができる。農地が位置する地籍スクエアでの地下資源利用活動主要種類許可証は、地表から十分な深さで、農業活動に影響を及ぼすことなく行われる地下資源利用に対してのみ、農地（土地区画）利用者の合意を得た上で、被った損害に対する補償を盛り込んだ上で、交付される。

第 35 条 特別な自然の、学術的および文化的な価値を有する地下資源区画の保全

国立野生保護区、自然および地質公園、総合（風致）保護区、自然遺跡、国立保護区、生物圏保存地域、飼育・育苗所は、自然保護区域であり、こうした区域に全体または一部が位置するあらゆる地籍スクエアは、オープンなスクエアとはならない。自然保護区域は自らの空間的境界を有する。こうした区域の自然対象物またはその総体の保全を毀損するいかなる活動も禁止される。自然保護区域は国家地下資源ファンド台帳に記録される。

希少な地質露頭、鉱物学的形成物、古生物学的対象物およびその他の学術的、文化的価値を有する地下資源区画は、地質保護区、保護区、自然および（または）文化遺跡または学術的および教育的サイトといった、地質保全対象物に制定することができる。

地質対象物、地質保護区、保護区、自然および（もしくは）文化遺跡の区域に分類される、または科学的または教育的用途のための、土地に位置する地籍スクエアは、相応のステータスを付与されたのち、地質保全対象物とみなされる。当該のステータスは国家地下資源ファンド台帳に記入される。

地質保全対象物、地質保護区、保護区、自然および（もしくは）文化遺跡の区域または科学的または教育的用途のための区域における地下資源区画利用は、ウズベキスタン共和国内閣の許可を得た上でのみ許される。

地質保全対象物区域での活動は、自然保護区域に関する法律の規定にしたがって実施される。

地下資源利用の際に歴史的、学術的、芸術的およびその他の文化的に価値を有する対象物が発見された場合、地下資源利用者はその地下資源区画での作業を中止し、書面によりまたは電子メールアドレス宛に、その旨を地下資源利用センターおよび現地の行政機関に通知しなければならない。

本条第6項に定める通知の受領後10日以内に、現地の行政機関およびウズベキスタン共和国文化省は、当該区画を考古学的調査のために保全する必要がある旨を宣言することができる。これら機関が60日以内にこの宣言を行わなかった場合、地下資源利用者は当該地下資源区画における地下資源利用活動を再開することができる。現地の行政機関および文化遺跡の保全と利用を担当する機関が60日以内に発見された対象物を回収または保全を行わなかった場合、地下資源利用者は、国家の名において、国家の費用負担で、これら対象物を、状況に応じて、回収、保全、保管することができる。

第36条 地下資源利用にかかわる活動実施に対する一般要求

地下資源利用にかかわるあらゆる活動は、適用されるべきこの分野の適切な慣行にしたがって実施されなければならない、以下を保障することを目指すなければならない：

1) 技術的、経済的に持続可能な方法により有用鉱物を最大限採掘、採取し、損失を最小限にするための適切な手法および工程を用いて行う地下資源の保全；

2) 労働安全の確保と事故の予防につながり、人員、施設および既存のインフラ、現地の住民と社会のリスクを合理的に可能な低レベルまで低下させる手法および工程の利用を想定する安全措置の遵守；

3) 地下資源利用にかかわる活動の環境に及ぼす影響を最小にする手法および工程の採用を要求する、環境保護。

地下資源利用センターの照会を受けて、地下資源利用者は、具体的な慣行、手順または仕様が適用されるべきこの分野の適切な慣行に合致していることを、以下によって、示す：

1) 採用された慣行、手順または仕様が、国際的に認められた機関によって採用され、地下資源利用センターによって採用すべきものと認められている基準に合致しているまたはより厳しいことの証拠を提示する；

2) 採用された慣行、手順または仕様が、信頼に足り、安全で、効果的で必要なものであることの証明を提示する。

第37条 地籍スクエア地表面土地区画の地下資源利用者への供与

有用鉱物や炭化水素採掘実施、地下貯蔵のために必要な場合には、その地表面が地籍スクエアに合致している土地区画を、公共の必要のために、法令に定める手順により、（被った損失を補償した上で）接收することができる。

公共の必要のための土地区画の（被った損失を補償した上での）接收および当該土地区画の国家所有物としての国家登録後、この土地区画は法令に定める手順により、土地ファンドの他のカテゴリーに移される。

国家地下資源ファンドに含まれている地籍スクエア地表面土地区画は、地下資源利用センターまたはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省の永続使用要請に応じて、これら機関に提供される。

地下資源利用を目的として公共の必要のために土地区画が接收される場合、現地の行政機関は、法令に定める手順により、地下資源利用を目的として接收される土地区画の土地占有者、土地利用者または所有者と、補償金の額と支払条件について合意する。

補償金は、公共の必要のために自然人および法人から土地区画を接収したことにより同人たちが被った損失補償のための中央基金の資金により支払われる。

地下資源利用センターまたはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省は、補償金の額とその支払いの必要性を許可証に明示し、それらを電子オークション、入札文書にも記載する。

地下資源利用センターまたはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省の永続使用に引き渡された土地区画には、それが地下資源利用者に賃貸されるまでの間、地税は課されない。

固形有用鉱物および炭化水素採掘ならびに地下貯蔵許可証の交付は、当該の土地区画が地下資源利用センターまたはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省の永続使用に引き渡されたのちに行われる。

固形有用鉱物の採掘および炭化水素の採掘ならびに地下貯蔵許可証の交付と同時に、地下資源利用センターまたはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省と地下資源利用者との間で土地区画賃貸借契約が締結され、その契約は許可証に添付される地下資源区画利用条件の不可分の一部となる。

賃貸借契約書または土地区画の限定的利用権（地役権）は、その土地区画についての許可証の有効期間が満了した時点で終了する。

地下資源利用を目的とした公共の必要のための土地区画の接収にかかわる費用は、許可証交付後3日以内に、地下資源利用者によって、ウズベキスタン共和国内閣に附属して設置される、公共の必要のために自然人および法人から土地区画を接収したことにより同人たちが被った損失補償のための中央基金に払い込まれる。

賃貸された土地区画および実施される活動について、地下資源利用者により、法令文書に定める租税公課が支払われる。

オープンなエリアにおける地下資源地質調査は、しかるべき地下資源地質調査許可証の交付後、地元行政機関の決定にもとづいて、土地に関する法律にしたがって供与される土地区画を接収することなく行われる。土地区画利用者（占有者）がいる地籍スクエア地表面土地区画について、地下資源地質調査のための限定的土地利用権（地役権）を設定することができる。

第5章 固形有用鉱物の地質調査

第38条 固形有用鉱物の概査作業

すべての有資格者は、国防の用に供されている土地を除き、いかなる地籍スクエアにおいても許可証なしで固形有用鉱物の概査作業を実施することができる。ただし、地下資源利用センターに通告を行って自らの名称および住所を登録し、かつ概査作業を実施しようとする土地の概要および所在地に関する情報を提出することを条件とする。

固形有用鉱物概査作業を実施する過程で地下の一体性を損なうことは、これを禁じる。概査作業を実施しようとする者はいずれも、必要な場合には土地の占有者、利用者または所有者側から当該の土地への立入に対する許可を取得するものとする。

第39条 固形有用鉱物地質調査許可証の交付申請書

固形有用鉱物地質学的許可証の交付は、地下資源利用センターが、オープンな地籍スクエアに対する申請書を「先着順」の原則にもとづいて審査することによって、これを行う。

すべての有資格者は、以下の最大数までのオープンな地籍スクエアに対して、固形有用鉱物地質調査許可証を「先着順」の原則にもとづいて交付することを求める申請書を、地下資源センターに提出することができる：

- 1) エネルギー有用鉱物の場合 － 2,100 地籍スクエア；
- 2) 金属有用鉱物および非金属有用鉱物の場合 － 1,575 地籍スクエア；
- 3) 宝石および半宝石の場合 － 525 地籍スクエア；
- 4) 建築材料および骨材の場合 － 105 地籍スクエア。

交付された許可証に記載されるすべての地籍スクエアは連続したものとする。

申請人は、「先着順」の原則にもとづく固形有用鉱物地質調査許可証の交付を受けるために、以下の文書を添付した申請書を電子プラットフォームから地下資源利用センターに対して提出する：

- 1) 国家登記証明書にもとづく申請人の正式名称；
- 2) 申請人が有資格者であることを証明する情報；
- 3) 所在地および座標を明記したしかるべき縮尺の地図を含め、請求対象とするオープンな地籍スクエアに関する詳細な情報；
- 4) 申請人が、許可証交付の対象として提示する地籍スクエアが総数の制限に違反していないことを立証する文書；
- 5) 必要とされる環境鑑定が実施され、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論が得られるまで、いかなる鉱山事業も開始しない旨の誓約書；
- 6) 法令にもとづいて必要とされるその他の情報。

申請書の審査は、地下資源利用センターが所定の手順にしたがって行う。

固形有用鉱物地質調査許可証交付申請書の審査手数料の金額は、法令がこれを定める。当該の手数は返還されない。

地下資源利用センターは、申請書の受理後、これを国家地下資源ファンド台帳の申請書登録簿にその受理日時を明記して登録し、申請人に対して申請書の提出を確認する文書を発行する。

地下資源利用センターは申請書が完全なものであることを確認する。

申請書とともに提出された文書に誤りおよび不備が発見された場合、地下資源利用センターはその旨を申請人に通告する。

申請人は、当該の通告書に記載された日から 10 労働日以内に、発見された誤りおよび不備を是正し、新たに申請書を提出する。誤りおよび不備が当該期限内に是正されなかった場合、地下資源利用センターは許可証の交付を拒否する。

第 40 条 固形有用鉱物地質調査許可証の追加的な交付方法

固形有用鉱物地質調査許可証の交付は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省がオークションの実施によって競争的取引を行う必要があると判定した場合には、オークションの実施によってこれを行うことができる。

特定の場合には、固形有用鉱物地質調査許可証の交付は、ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいてこれを行うことができる。

これらの場合には、地下資源利用センターが、オークションの実施を目的として、相応の地籍スクエアを取り置く。

固形有用鉱物地質調査許可証の交付を目的とするオークションは、法にしたがい、外部から介入されることのない電子取引プラットフォームにおいて競争的取引を実施することによって、これを行う。

オークション参加者は、オークションに参加する権利を取得するために、本法第 39 条が定める情報を提出するものとする。特に大規模かつ重要な特定の有用鉱物または有用鉱物鉱床については、地下資源利用センターが、オークションへの参加に対する追加的な要求、たとえば、提案する作業プログラムを遂行するための財政的および技術的な能力を証明する文書を提出する旨の要求など、を定めることができる。

固形有用鉱物地質調査のための地下資源利用権を提供するためのオークションにおける開始価格は、鉱物の種類に応じて、法令がこれを定める。

オークションにおける落札者の決定に関する議事録をもって、相応の地籍スクエアにおける有用鉱物地質調査許可証を落札者に対して交付することの根拠とする。

オークションによって得られた資金の分配は、法令の定める手順にしたがってこれを行う。

ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいて交付される固形有用鉱物地質調査許可証に対しては、本法におけるすべての要求の遵守のほかに、追加的な条件および料金を設定することができる。それらは、ウズベキスタン共和国閣僚会議と地下資源利用者との間に締結される協定書において定める。

第 41 条 固形有用鉱物地質調査許可証の交付手順

提出された申請書の審査期限は、本法第 39 条にしたがって記入された申請書の受理日から 20 労働日を超えないものとする。地下資源利用センターは、該当するケースに応じ、提出済みの申請書の審査のために設定された期限の満了後、またはオークション手続きの終了後それぞれ 3 労働日以内に、適切に記入された申請書を最初に提出した有資格者に対して、またはオークションにおける落札者に対して、固形有用鉱物地質調査許可証の交付を行う。

地下資源利用センターによる固形有用鉱物地質調査許可証の交付拒否は、正当な理由にもとづき、かつ本法および法令の規定に適合していなければならない。

固形有用鉱物地質調査許可証の交付にあたっては、国家地下資源ファンド台帳の許可証登録簿にその旨の記入がなされる。

第 42 条 固形有用鉱物地質調査許可証の有効期限

固形有用鉱物地質調査許可証の交付は、以下の期間を対象として行う：

- 1) 主要有用鉱物の場合 — 5 年まで；
- 2) 非金属有用鉱物の場合 — 2 年まで。

主要有用鉱物の地質調査許可証の有効期限延長は、地下資源利用者の申請にもとづき、2 回、4 年間として行うことができる。

非金属有用鉱物の地質調査許可証の有効期間延長は、本法第 110 条が定める手順にしたがい、2 回、毎回 2 年間として行うことができる。

固形有用鉱物地質調査許可証の有効期限の延長にあたっては、許可証に含まれる地籍スクエアの数を 50% 減少させる。

第 43 条 固形有用鉱物地質調査作業の実施

地下資源利用者は、何らかの鉱山事業を開始する前に、必要とされる環境鑑定を実施し、かつ国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論を含む、環境保護および安全確保に関するすべての必要な承認を得る。該当するケースに応じて、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局は、地下資源利用者に当該の承認を与え、その文書の写しを承認から5日以内に地下資源利用センターに直接送付する。

地下資源利用者は、主要固形有用鉱物についてはその地質調査許可証の交付から180日以内、非金属有用鉱物については同じく120日以内に、地下資源利用センターに対して、許可証有効期間の全体を対象とする作成済みの地質調査プロジェクト文書を、必要な場合には地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画を含めて提出するものとする。

オークションの結果にもとづいて交付された地質調査許可証は、主要有用鉱物についてはその交付から180日以内に、非金属有用鉱物については同じく120日以内に地質調査プロジェクト文書が提出されなかった場合、自動的に取り消される。

地質調査プロジェクト文書には、調査作業の対象となる有用鉱物の種類、地質調査の実施方法、手段および概略の作業量に関する詳細な情報、ならびに許可証有効期間の全体に対する作業計画、ならびに予定する作業プログラムを遂行するための財政的および技術的な能力の証拠となる文書を含める。地質調査プロジェクト文書の書式および特別な要求は、法令においてこれを定める。

地下資源利用者が提出した地質調査プロジェクト文書は、地下資源利用者による地質調査の開始より前に、地下資源利用センターの承認を受けるものとする。地下資源利用センターは、20労働日以内に地質調査プロジェクト文書の審査を行う。当該プロジェクト文書の承認拒否には正当な理由がなければならない。地質調査プロジェクト文書の却下は、それが本法、環境保護に関する法、またはその他の適用法令の規定に適合していない場合にのみ、これを行うことができる。地質調査プロジェクト文書が承認されなかった場合、地下資源利用者は、地下資源利用センターの指摘事項を考慮したうえで、修正版を再度提出することができる。

固形有用鉱物地質調査許可証にもとづいて遂行される作業は、地下資源使用者が作成した承認済みの地質調査プロジェクト文書にしたがってこれを実施する。地質調査プロジェクト文書が定めていない固形有用鉱物地質調査作業の実施は、非常時を除き、これを禁じる。

予定されている作業の種類、方法および（または）手段、ならびに作業実施の範囲および期限が変更される場合、地下資源使用者は、固形有用鉱物地質調査プロジェクト文書に相応の変更を加える。

本条第7項が定める変更が追加の承認および審査を必要とするものである場合は、本条第5項が定める手順にしたがって、変更後の固形有用鉱物地質調査プロジェクト文書を地下資源利用センターに提出してその審査を求める。

本条第7項が定める変更が追加の環境鑑定を必要とするものである場合には、当該の環境鑑定が完了し、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論が交付されるまでの間、当該の変更は実施しない。

すべての実施される地質探鉱作業および得られる結果は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省が承認した規準文書にもとづいて文書化されるものとする。

地質調査期間中、地下資源利用者は、本法第46条にもとづく地籍スクエア地表面土地区画に相当する土地にへの常設の建造物建造および地下資源区画における鉱山事業廃棄物の収容を行うことができない。

地下資源地質調査に際しては、水文地質調査の実施が義務付けられる。発見された鉱化現象の資源評価にあたっては、地下資源利用者は、その水文地質学的特性の判定を行い、合わせて地下水の物理的および化学的特性の説明を記載するものとする。

地質調査を地表水系の水資源保護区域内において行うことが予定されている場合、地質調査および（または）試験生産的採掘プロジェクト文書に関する合意は、ウズベキスタン共和国水資源管理省およびウズベキスタン共和国非常事態省の相応の地域支部との間においても行う。

地質調査の実施にあたって地質調査許可証に記載されていない有用鉱物の鉱床が地下資源区画において発見された場合、地下資源利用者は地下資源利用センターにその旨を通知し、発見された有用鉱物が地質調査許可証に記載されるまでの間、解明済みの有用鉱物の調査および採掘に支障をきたすおそれのある行為を一時停止するものとする。地下資源利用者の請求にもとづき、当該の新たな種類の有用鉱物は地質調査許可証に追加され、地質調査プロジェクト文書に相応の変更が加えられる。更新された当該の地質調査プロジェクト文書は、本法第 47 条にしたがって地下資源利用センターに提出される。

第 44 条 固形有用鉱物地質調査のための年間費用最低額

固形有用鉱物地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、本条が定める地下資源地質調査のための年間費用最低額に関する要求を遵守するものとする。

固形有用鉱物地質調査許可証にもとづく地籍スクエアにおける地下資源利用者の年間費用最低額は、法がこれを定める。地質調査のための年間費用最低額の計算は、会計年度の 1 月 1 日現在で有効な、ウズベキスタン共和国領内で定められた基礎計算値にもとづいてこれを行う。

地下資源地質調査許可証有効期間の初年度または最終年度が 1 年に満たない場合、年間費用最低額は、当該年中の許可証有効期間に含まれる完全な月の数に比例して計算される。

地質調査許可証の効力が年度の途中で終了する場合、年間費用最低額年間費用最低額は、当該年中の許可証有効期間に含まれる完全な月の数に比例して計算される。容認される費用および地下資源利用者が負担するその他の費用であって年間費用最低額に含まれないものは、法令がこれを定める。地下資源地質調査のための年間最低額の計算は、相応の許可証にもとづいて支出される費用についてのみ行う。

本条が定める年間費用最低額に関する義務に違反した場合、地下資源利用者は不足分の費用を負担し、会計年度の終了後 2 カ月以内に地下資源利用センターに対してその旨についての報告書を提出するものとする。その際、本条にもとづいて地下資源利用者が負担した費用は、現行年度の費用には計上せず、当該会計年度分の報告書に反映されているものとみなされる。

第 45 条 固形有用鉱物地質調査許可証を保有する地下資源利用者の権利

固形有用鉱物地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、地下資源地質調査プロジェクト文書に記載されている有用鉱物の地質調査を実施することができる。

固形有用鉱物地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、以下に対する独占的権利を有する：

- 1) 許可証に定める地下資源区画において地質調査を実施する；
- 2) 地籍スクエアの表面に相当する土地の範囲内において作業の遂行に必要とされる仮設の産業施設および社会施設を建設し、契約にもとづいて公共施設および配管・配線類を利用する；
- 3) 本法第 46 条に定める試験生産を実施する；
- 4) 本法第 6 章の要求を遵守することを条件として、地質調査許可証有効期間中の任意の時期に固形有用鉱物採掘許可証を請求し、これを取得する；
- 5) 固形有用鉱物地質調査に必要とされる、またはこれに随伴するその他の作業を実施する。

固形有用鉱物地質調査許可証を保有する地下資源利用者には、本法にもとづいて、このほかの権利が付与されることもありうる。

第 46 条 地下資源地質調査期間中における有用鉱物の試験的（実験的）採掘および試験生産的採掘

地下資源地質調査期間中、有用鉱物の存在が確認された場合には、地下資源利用者は、有用鉱物の選鉱技術および処理技術の開発または改善、有用鉱物の質の評価、有用鉱物鉱床の地質学的モデル構築に必要とされる追加的データの取得、有用鉱物の開発のための合理的手法の選択、ならびに人為的鉱物集積の利用を目的として、その試験的（実験的）採掘および試験生産的採掘を実施することができる。

有用鉱物の試験的（実験的）採掘は、地質調査プロジェクト文書において認められている範囲内で、以下を遵守したうえでこれを行う：

1）労働安全関連の基準および規則；

2）環境保護関連の法規。ここには、本法第 15 章が定める、農作に適した土壌層の保全、地下資源利用後の撤収・原状回復処置の実施、および損傷を受けた土地の回復の条件も含まれる。

有用鉱物の試験生産的採掘は、地下資源利用センターおよびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局に対して通知を行ってから実施する。

有用鉱物の試験生産的採掘の過程で採掘された有用鉱物は、地下資源利用者の所有物とする。これらの有用鉱物の売却および譲渡は、地下資源利用者がプロジェクト文書にもとづく固形有用鉱物採掘許可証を取得していないうちは、これを禁じる。

有用鉱物の試験的（実験的）採掘（または）試験生産的採掘ならびに調査の結果は、地下資源地質調査の結果に関する報告書に反映させるものとする。

地下資源利用者は、本法第 37 条にしたがって土地に対する権利を取得した土地においては、試験生産的採掘に関連する常設の建造物を建造することができる。

第 47 条 固形有用鉱物地質調査許可証を保有する地下資源利用者の義務

固形有用鉱物地質調査許可証の有効期間中、地下資源利用者は以下の義務を負う：

1）地質調査プロジェクト文書の承認および本法第 43 条第 1 項に掲げる環境鑑定の肯定的結論の取得の日から 30 日以内に、鉱山事業を開始する；

2）地質調査のための作業を、すべての適用されるべき基準および規則ならびに鉱山事業における適切な実務慣行に適合させる；

3）地質調査作業を、有効な地質調査プロジェクト文書に適合させる；

4）地質調査にかかわるすべての活動および地下資源区画のその他の何らかの適法な利用を、それらのすべての作業が、合理的な手段によって回避可能な公共の、または私的な利益の侵害につながらないよう、鉱山事業にとって必要な措置に限定する；

5）本法第 44 条に掲げる年間費用最低額を遵守する；

6）現物媒体および人為的媒体の保全およびその正確なラベリングを行い、地質調査の過程で作成された地質学的、測量学的およびその他の文書の保管を行う；

7）本法第 48 条によって必要とされている報告書を提出する；

8）本法第 161 条に掲げる年次料金を納付する；

9）有用鉱物鉱床の開発およびその他の目的に利用しうる地質学的な坑道および坑井の休止保存を行い、ならびに利用の対象とされない坑道および坑井の撤収を行う；

10) 本法第 15 章にしたがって、地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画の策定およびそのための資金調達を行う；

11) 本法第 14 章および現行法規にしたがって、承認済みの研修プログラムを実施し、かつ労働災害防止および安全技術ならびに作業員のための良好な労働条件の整備にかかわる基準、ならびに事故および非常時への即応体制および処理体制の確保にかかわる措置を履行する；

12) 鉱山事業のための施設および有用鉱物の採掘と無関係の地下構造物の撤収および閉鎖の手順を遵守する；

13) 定期的な、および無作為抽出による検査および（または）監査の実施手順を遵守する；

14) ウズベキスタン共和国が批准した国際条約にしたがって、腐敗に対抗するための行動規範を策定し、その遵守を保障する；

15) ウズベキスタン共和国内において有効な「採掘産業透明性イニシアティブ」（EITI）の基準を遵守する；

16) 関税、賦課金、手数料および税であって争議の対象となっていないものすべてにつき、これを適時かつ正確に申告し、納付する；

17) 本法およびその他の何らかの適用法規の規定を遵守することを目的として、すべての関係する所管機関および法執行機関と協力する。

固形有用鉱物地質調査許可証を保有する地下資源利用者には、法令により、このほかの義務が課せられることもありうる。

第 48 条 固形有用鉱物地質調査の実施にあたっての報告義務

地下資源利用者は、毎年、地下資源地質調査許可証が定める義務の履行状況に関する前暦年度分の報告書を、翌年の 3 月 1 日までに地下資源利用センターに提出するものとする。1 暦年に満たない年度の報告書は実際の期間を対象として作成し、当該の期間の終了後 2 カ月以内に提出する。

許可証の効力の終了後、地下資源利用者は、許可証の効力終了日から 3 カ月以内に、地下資源地質調査結果最終報告書を地下資源利用センターに提出するものとする。

地質調査結果最終報告書には、一次地質学的情報の資料にもとづく地質学的な詳細情報を含め、地質調査を実施した結果として発見された有用鉱物の潜在的鉱床に関する情報、地質学および掘削、ならびに土壌、岩石、地下水、有用鉱物試料およびその他の地質学的素材の採取および試験のそれぞれの分野における科学的調査、試験および地質調査の状況および結果に関するデータを含める。地質調査結果最終報告書の書式および当該報告書に関する要求は、法令がこれを定める。

固形有用鉱物地質調査結果最終報告書には、本法第 168 条第 1 項第 11 号および第 12 号の規定を考慮に入れたうえで、「固形有用鉱物埋蔵量国際報告基準委員会」（CRIRSCO）の要求にもとづく情報を含めるものとする。

地下資源地質調査結果最終報告書は有用鉱物埋蔵量国家委員会に対して提出し、地質学的資料の国家審査および有用鉱物埋蔵量の承認を求める。

地下資源地質調査結果最終報告書に有用鉱物埋蔵量の試算を含む発見済み鉱床に関する情報が含まれていない場合、当該報告書は、一般化および体系化を目的として、地下資源利用センターに対してのみ提出される。

地質調査報告書に記載された地質調査費用およびローカルコンテンツ比率に関する情報は、ウズベキスタン共和国法「監査事業について」の要求にしたがって、監査人による確認を受けるものとする。当該の情報は、それが監査済みの財務諸表に別途記載（反映）されている場合には、監査人による確認を受けたものとみなされる。

第 49 条 地質学的資料の審査および有用鉱物埋蔵量の国家承認

固形有用鉱物地質調査許可証の有効期間中、地下資源利用者は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省に対して、地下資源区画における非金属有用鉱物埋蔵量の承認を求める申請書を提出することができる。

地質学的資料の国家審査および有用鉱物埋蔵量の国家承認は、有用鉱物埋蔵量国家委員会がこれを行う。確認済み有用鉱物埋蔵量が産業的有用性を有する旨の決定は、当該埋蔵量を国家登録するための根拠となる。

有用鉱物埋蔵量国家委員会は、非金属有用鉱物鉱床に関する地質学的資料の国家審査を実施し、かつそれらの埋蔵量を承認することを目的として、各地域に有用鉱物埋蔵量地域委員会を設置する。

有用鉱物埋蔵量国家委員会は、適用されるべき国内基準または国際基準にもとづいて認定された適格者を招聘することができる。ただし、これを行う義務は負わない。

地質学的資料の国家審査および有用鉱物埋蔵量の承認は、当該の承認を請求する地下資源利用者の費用負担によって行う。

国家審査の実施のために提出する地質学的資料に対する要求は、有用鉱物埋蔵量国家委員会が、当該地下資源区画の地質学的構造の複雑さおよび量を考慮したうえで、これを決定する。

地下資源利用者が招聘した、有用鉱物埋蔵量に関する報告の国際基準に適合する適格者は、地質調査結果および有用鉱物埋蔵量（非金属有用鉱物の埋蔵量を除く）に関する公開の報告書の作成を行うこともできる。この場合、当該の適格者は、地質学的資料の国家審査の実施および有用鉱物埋蔵量の承認のために、有用鉱物埋蔵量国家委員会の要求にしたがって当該報告書を作成するものとする。

地質学的資料の国家審査実施に対して徴収される料金額は、地下資源利用センターが有用鉱物埋蔵量国家委員会との合意のもとにこれを承認する。

国家審査の実施から得られる資金は、招聘される専門家のサービスに対する報酬の支払いおよび有用鉱物埋蔵量国家委員会による審査のための資料作成費用に充てられる。

地質学的資料の国家審査に対する料金は地下資源利用センターの決済口座に振り込まれる。

第 6 章 固形有用鉱物の採掘

第 50 条 固形有用鉱物採掘許可証の取得申請書

地下資源利用者は、地質調査許可証の有効期限が満了するまでの間、本法第 108 条にしたがい、当該許可証に記載されている連続した地籍スクエアにおける有用鉱物採掘のための許可証の取得に対する独占的権利を有する。ただし、当該の地籍スクエアの少なくとも一つにおいて固形有用鉱物の鉱床が存在し、当該の固形有用鉱物鉱床を商業的に利用する必要があることを条件とする。

地下資源利用者は、固形有用鉱物採掘許可証を取得するために、以下の情報を明記した申請書を地下資源利用センターに提出する：

- 1) 国家登記証明書にもとづく申請人の正式名称；
- 2) 申請人が有資格者であることを証明する情報；

3) 所在地および座標を明記したしかるべき縮尺の地図を含む、請求対象である地籍スクエアに関する詳細な情報；

4) 地質調査に関する最終報告書；

5) 鉱床開発プロジェクト文書または事業化調査報告書；

6) 鉱床開発プロジェクト文書または事業化調査報告書にもとづいて予定する鉱山事業を実施するための申請人の財政的、専門的および技術的能力の証拠となる文書；

7) 国家環境鑑定実施機関の肯定的結論。

申請書と共に提出すべき文書に対する要求は、法令においてこれを定める。

地下資源利用者が固形有用鉱物採掘許可証交付申請書の提出に必要とされる環境鑑定の肯定的結論の取得を待機している間に、固形有用鉱物地質調査許可証の有効期限が満了することになる場合、当該の地質調査許可証は、環境鑑定の肯定的結論が取得されるまで、または取得が拒否されるまで、引き続き有効となる。

固形有用鉱物採掘許可証交付申請書の審査手数料の金額は、法令がこれを定める。当該手数料は返還されない。

第 51 条 固形有用鉱物採掘許可証の追加的な取得方法

固形有用鉱物採掘許可証の交付は、地下資源利用センターが定めた鉱床に関しては、オークションまたは入札の実施によってこれを行うことができる。

我が国の発展にかかわる特別な場合には、固形有用鉱物採掘許可証の交付は、ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいてこれを行うことができる。

以下のものを、本条第 1 項および第 2 項に掲げる鉱床とする：

1) 地質調査許可証にもとづく地質調査作業によって探鉱が実施された鉱床であって、当該許可証の期限満了後に国家登録されたもの（有用鉱物採掘許可証の取得に対する独占的権利）；

2) 鉱物原料基盤発展国家プログラムにもとづき、国家予算を財源として探鉱が実施された有用鉱物鉱床。

本条第 1 項が定める場合には、地下資源利用センターが、固形有用鉱物の採掘に必要な地籍スクエアを取り置く。

オークションおよび入札の手順は、法令がこれを定める。

以下をもって、入札プロセスの主たる課題とする：

1) 地下資源区画利用条件の策定にあたり、省庁および経済管理機関の間における効果的な連携の体制を構築する；

2) 既存の地質学的データ、地質調査報告書およびその他の相応の情報にもとづいて作成された、地下資源区画提供のための入札の初期条件につき、合意を行う；

3) 提出済みの鉱床開発プロジェクト文書または予備的事业化調査報告書もしくは投資プロジェクト事業化調査報告書の審査、ならびにそれらの文書がウズベキスタン共和国の法および所定の地下資源区画利用条件に適合しているか否かの評価の実施を手配する；

4) 特惠的競争取引申請書および許可証交付の妥当性に関する意見書を、ウズベキスタン共和国閣僚会議に提出して承認を求める。

オークションまたは入札の参加者は、本法第 50 条に定める情報を、国家環境鑑定実施機関の肯定的結論を除いて提出するものとする。参加者は事業化調査報告書の代替として予備的事業化調査報告書を提出することができる。オークションプロセスまたは入札プロセスの参加者は、必要とされる環境鑑定が実施され、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論が得られるまで鉱山事業を開始しない旨の誓約書を提出するものとする。

オークションまたは入札における落札者の決定に関する議事録をもって、相応の地籍スクエアにおける有用鉱物採掘許可証を落札者に対して交付することの根拠とする。

オークションまたは入札における落札者、ならびにウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいて許可証を取得した者は、当該の許可証の交付から 1 年以内に、地下資源利用センターに対して、鉱床開発プロジェクト文書または事業化調査報告書ならびに国家環境鑑定実施機関の肯定的結論を提出するものとする。提出された文書の審査は、本法第 53 条にしたがってこれを行う。

ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいて交付される有用鉱物採掘許可証は、本法のすべての要求に適合しているものとする。さらに当該の許可証に対しては、ウズベキスタン共和国閣僚会議と地下資源利用者との間で締結される協定書にもとづいて、追加的な条件および手数料を適用することもできる。

オークションまたは入札によって得られた資金の分配は、ウズベキスタン共和国閣僚会議が定める手順にしたがってこれを行う。

第 52 条 固形有用鉱物採掘許可証の交付手順

地下資源利用センターは、該当するケースに応じて、地下資源利用者が固形有用鉱物地質調査にもとづいて提出した固形有用鉱物採掘許可証交付申請書を受理した時点、またはオークションプロセスもしくは入札プロセスの終了後またはウズベキスタン共和国大統領もしくはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいて交付された許可証に関連して最終的鉱床開発プロジェクト文書もしくは事業化調査報告書を受理した時点から、それぞれ 10 労働日以内に、申請書を審査し、かつそれが完全なものであるかを判定するための予備検討を行う。

予備検討の終了後、申請書における何らかの不備につき申請人に通告を行う。地下資源利用センターは、軽微な不備の是正を申請人に許可すること、または申請書を却下することができる。申請書が却下された場合、申請人は新たな申請書を再度提出することができる。

地下資源利用センターは、当該申請書を受理した時点から 20 労働日以内にその初回の審査を行う。

地下資源利用センターは、申請書の審査にあたり、予定される固形有用鉱物鉱山事業を実施するための申請人の財政的、専門的および技術的能力、ならびに鉱床開発プロジェクト文書または事業化調査報告書が完全なものであるか、遂行可能なものであるか、ならびに提出された文書が本法第 50 条および第 53 条に適合しているかを審査する。

提出された鉱床開発プロジェクト文書または事業化調査報告書に不備が発見された場合、地下資源利用センターは申請人に対し、90 日を超えない範囲の合理的な期限内における当該の不備の是正を請求することができる。申請人は、当該の請求を受け取ったのち、自らの申請書の取り下げ、その変更、または変更が合理的でない旨の書面による説明の提出を行うことができる。申請人が自身の申請書の変更、または変更が合理的でない旨の書面による説明の提出を行った場合、地下資源利用センターは当該の回答を検討し、15 労働日以内に自らの回答を提示する。そのほかにも、申請人は聴聞会を実施して自らの立場を陳述することを求めることができ、地下資源利用センターは、申請人本人が出席して根拠に関する質問に回答することを請求することができる。この場合、地下資源利用センターは、15 労働日以内に聴聞会を招集して申請人側の論拠を検討する。その際、地下資源利用センターは、その時点で知ることができた新たな問題であっても、本項に

示すプロセスの一部であった同センターの初回審査には含まれていなかったものについては、これを提起することはできない。本項に掲げるプロセスは、地下資源利用センターが許可証を承認する準備が整うまで、または申請人が最終的に自身の申請書を取り下げるまで、複数回にわたってこれを適用する。

本条第 1 項～第 5 項に掲げるプロセスが完了したのち、地下資源利用センターは鉱床開発プロジェクト文書または事業化調査報告書を受け入れるか、または却下する。

鉱床開発プロジェクト文書または事業化調査報告書が受理され、申請書が本法におけるその他のすべての要求に適合している場合に、地下資源利用センターは固形有用鉱物採掘許可証の交付を行う。鉱床開発プロジェクト文書または事業化調査報告書の変更が追加の環境鑑定の実施またはその見直しを必要とするものである場合、許可証の交付は、環境鑑定が完了し、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論が取得されるまで、これを行わない。

申請書が本法第 50 条の定める要求に適合していない場合、地下資源利用センターは有用鉱物採掘許可証の交付を拒否することができる。当該の拒否は、正当な理由にもとづいて行われる。本法に定めのない事由にもとづく拒否は許されない。地下資源利用センターは、当該の拒否につき審査期限が満了したのちに申請人に通告を行う。

固形有用鉱物採掘許可証が交付される場合、国家地下資源ファンド台帳の許可証登録簿にその旨の記入がなされる。

第 53 条 鉱床開発プロジェクト文書および事業化調査報告書

地下資源利用センターは、固形有用鉱物採掘許可証の交付前における鉱床開発プロジェクト文書または事業化調査報告書の審査にあたって、事業化調査における技術的および操業的な側面を検討する。地下資源利用センターは、事業化調査の財政的側面の審査に対しては責任を負わない。地下資源利用センターは、合理的な事由にもとづいて、以下の基準を他のものよりも優先することができる：

- 1) 固形有用鉱物の採掘についてのすべての案のうちの最良のものに合致していること；
- 2) 鉱山事業のための持続可能で環境安全性を備えた技術が採用されていること；
- 3) 鉱山事業および地下に賦存する有用鉱物埋蔵量の休止保存によって、操業対象の地下区画、隣接する有用鉱物鉱床、およびその他の地下区画に損害がもたらされることが防止されていること；
- 4) 全般的な収益性および国家にとっての利益が最大限得られること；
- 5) ウズベキスタン共和国における鉱山事業から最大限の経済的随伴効果が確保されること。

以下をもって、固形有用鉱物の採掘実施の過程において優先的な重要性を有するものとする：

- 1) 有用成分の持続可能で総合的な取り出しを保障する技術的スキーム；
- 2) さまざまな処理段階における有用成分の分配ならびに有用鉱物鉱床からの有用成分の採取の度合いの記録および管理；
- 3) 採取される生産物、処理加工の際の廃棄物、および排水の最大限安全な利用；
- 4) 一時的に利用されない生産物および有用成分を含有する産業廃棄物の保管、登録および保存処理。

有用鉱物の種類および特性、鉱床の開発手法、処理技術の種類およびその他の要因に応じて、鉱床の開発および鉱物原料の処理加工に対して追加的な要求を定めることができる。

第 54 条 有用鉱物採掘許可証の有効期限

有用鉱物採掘許可証の有効期限は、許可証交付日から 25 年を超えないものとする。

有用鉱物採掘許可証の有効期限の延長は、地下資源利用者の申請にもとづき、本法第 110 条が定める手順にしたがって、許可証の当初の有効期間を超えない期間を対象として、繰り返し行うことができる。

第 55 条 鉱山事業の実施

固形有用鉱物採掘許可証を保有する地下資源利用者は、何らかの鉱山事業を開始する前に、必要とされる環境鑑定に合格し、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論を含む、安全に関する相応のすべての承認を取得するものとする。地下資源利用者は、これらの承認文書を、その取得から 5 日以内に地下資源利用センターに提出する。

固形有用鉱物採掘権を取得した地下資源利用者は、鉱山事業を開始する前に、地下資源利用後の撤収・原状回復処置事前計画を含む相応の有用鉱物鉱床開発プロジェクト文書であって、国家環境鑑定実施機関の肯定的結論を受け、かつウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局との間で合意を行ったものを地下資源利用センターに提出する。鉱床開発プロジェクト文書が本法第 50 条にもとづいて提出済みの予備的事業化調査報告書または事業化調査報告書に含まれている場合は、これを再度提出する必要はない。

鉱床開発プロジェクト文書は、本法の要求に適合しているものとする。

鉱床開発プロジェクト文書および（または）試験生産的採掘プロジェクト文書の内容は、予備的事業化調査報告書または事業化調査報告書に含まれる詳細事項、ならびに環境安全および労働安全にかかわる要求を考慮したうえで、ウズベキスタン共和国の適用法規にしたがって、地下資源利用者がこれを独自に決定する。

鉱山事業は、非常時を除き、地下資源利用者が作成した承認済みの現行の鉱床開発プロジェクト文書にしたがって行う。

鉱床開発プロジェクト文書の有効期限は、事前に本法 57 条にもとづく変更が行われていないかぎり、主要有用鉱物の場合は地下資源利用センターが承認した日から 1 年間、非金属有用鉱物の場合は同じく 2 年間とする。地下資源利用センターは、予定される地下資源利用活動が、その規模の大きさ、技術的特性および継続期間からして、より長い実施期間を必要とする場合には、鉱床開発プロジェクト文書の対象となる機関を本項に掲げるよりも長い、ただし 4 年を超えない範囲とするよう請求することができる。

すべての有用鉱物鉱山事業は、本法第 59 条および第 61 条にしたがって、文書化の対象とされる。

鉱山事業の過程で、固形有用鉱物採掘許可証に記載されていない有用鉱物の有意な鉱床が地下区画において発見された場合、地下資源利用者はその旨を 10 日以内に地下資源利用センターに通告し、発見された有用鉱物鉱床を考慮に入れて自らの鉱床開発プロジェクト文書の変更を行うものとする。

鉱山事業を地表水系の水資源保護区域内において行うことが予定されている場合には、鉱床開発プロジェクト文書に関する合意は、ウズベキスタン共和国水資源管理省の相応の地域支部との間においても行う。

第 56 条 固形有用鉱物採掘のための年間費用最低額

地下資源利用者は、人為的鉱物集積にかかわるプロジェクトの場合を除き、本条および法令が定める主要固形有用鉱物採掘のための年間費用最低額に関する要求を遵守するものとする。

固形有用鉱物採掘のための年間費用最低額は、各々の有用鉱物ごとに法令においてこれを定める。

固形有用鉱物採掘期間の初年度または最終年度が 1 年に満たない場合、年間費用最低額年間費用最低額は、当該年中の許可証有効期間に含まれる完全な月の数に比例して計算される。固形有用鉱物採掘許可証の効力がある年度の途中で終了する場合、年間費用最低額は、当該年度において採掘期間に含まれる完全な月の数に比例して計算される。

年間費用最低額に含めるべき鉱山事業および含めるべきでない鉱山事業は、法令においてこれを定める。固形有用鉱物採掘のための年間費用最低額の計算は、許可証に記載されている地籍スクエアにおいて発生した費用についてのみ、これを行う。

固形有用鉱物採掘許可証にもとづく年間費用最低額の計算は、会計年度の1月1日現在で有効な、ウズベキスタン共和国領内で定められた基礎計算値にもとづいてこれを行う。

本条が定める採掘のための年間費用最低額に関する義務に違反した場合、地下資源利用者は不足分の費用を負担し、会計年度の終了後2カ月以内に地下資源利用センターに対してその旨についての報告書を提出する。その際、地下資源利用者が本条にしたがって負担した費用は、現行年度の費用には計上せず、当該会計年度分の報告書に反映されているものとみなされる

第57条 鉱床開発プロジェクト文書の変更

計画されている有用鉱物鉱山事業の種類、手法および（または）方法、ならびに作業実施の技術、作業量および期限、ならびに生産施設およびインフラ施設の内訳が変更される場合、地下資源利用者は、鉱床開発プロジェクト文書に相応の変更を行い、これを地下資源利用センターに提出して合意を求めるものとする。

鉱床開発プロジェクト文書の変更は、以下の場合に地下資源利用センターとの間の合意を必要とする：

- 1) プロジェクト文書に定められている鉱山事業の実施にあたってリスクが増大する場合；
- 2) 有用鉱物の採掘に関して計画されている変更事項であって、追加的なリスクを発生させることになるものが、先に合意されたプロジェクト文書において定められていない場合；
- 3) 有用鉱物の採掘に関して計画されている変更事項が、それを実施することによってプロジェクト文書に示されている環境指標が達成されなくなるものである場合；
- 4) 有用鉱物の採掘に関して計画されている変更事項が、土壌の一体性をさらに損なうものである場合；
- 5) 採掘複合施設における主要設備の数量およびパラメータの変更が計画されている場合；
- 6) 予定されている支出額に大幅な変更がある場合；
- 7) 地下資源利用者の義務に大幅な変更がある場合。

変更後の鉱床開発プロジェクト文書の審査は、地下資源利用センターが当該文書の受領後 20 労働日以内にこれを行う。

地下資源利用センターは、鉱床開発プロジェクト文書が完全なものであるか、遂行可能なものであるか、および本法第 53 条に適合しているかを審査する。鉱床開発プロジェクト文書の変更事項に不備が発見された場合、地下資源利用センターは、本法第 52 条第 4 項に掲げる手順にしたがって、申請人に対して、合理的な期限内における当該の不備の是正を請求することができる。現行の鉱床開発プロジェクト文書に対する変更事項が、環境鑑定 of 追加的な実施またはその見直しを必要とするものである場合、当該のプロジェクト文書の承認は、環境鑑定が実施され、国家環境鑑定実施機関の肯定的結論が交付されたのちにのみ、これを行う。

地下資源利用センターによって承認される前に、変更された鉱床開発プロジェクト文書にしたがって作業を行うことは、これを禁じる。

地下資源利用センターは、審査終了後、変更された鉱床開発プロジェクト文書の承認または却下を行う。変更された鉱床開発プロジェクト文書の却下は、正当な理由にもとづいていなければならない。本法に定めのない事由にもとづく却下は許されない。

第58条 固形有用鉱物採掘許可証を保有する地下資源利用者の権利

固形有用鉱物採掘許可証を保有する地下資源利用者は、相応の許可証に記載されている固形有用鉱物の採掘、処理、貯蔵、輸送、販売および（または）輸出を行うことができる。

地下資源利用者は、固形有用鉱物採掘許可証によって、提供された地下資源区画および許可証に記載されている地籍スクエアの表面に相当する土地、ならびに必要となる何らかの区画の範囲内において、以下に対する独占的権利を付与される：

- 1) 追加的な地質調査を実施する；
- 2) 有用鉱物埋蔵量の再評価を目的として追加的調査を実施する；
- 3) 現行の鉱床開発プロジェクト文書にしたがって鉱山事業を実施する；
- 4) 固形有用鉱物の生産を行う；
- 5) 許可証の交付の対象である固形有用鉱物の選鉱、処理および加工を行って商品性のある原料を得る；
- 6) 採掘された有用鉱物の輸送、貯蔵および販売を行う；
- 7) 相応の許可、合意または承認を得ることを条件として、採掘、処理（選鉱）、輸送およびその他を行う相応の施設、ならびに人為的鉱物集積を設置する。ここには以下が含まれる：
 - a) 鉱山施設の建設、常設の建造物の建造、ならびに有用鉱物の採掘、処理、貯蔵および採掘したものの出荷に必要とされる設備の据付；
 - b) 鉱山スタッフおよびその家族のための設備および施設の建設または据付；
 - c) 採掘した有用鉱物を鉱山から販売地点に送達するためのインフラの建設；
- 8) 適用されるべき何らかの許可または承認の取得を条件として、以下を利用する：
 - a) 下流に当たる場所の利用者向けに十分な流量が存在することを条件として、有用鉱物の採掘にかかわる目的のために、地下資源区画内における地下水を利用する；
 - b) 鉱山事業を目的として、地下資源区画内における何らかの天然の水力資源を利用する；
- 9) 本法の規定を遵守することを条件として、許可証に記載されている区画内において発見された産業的規模を有する別の固形有用鉱物に対して許可証の効力を敷衍する；
- 10) 許可証の使用および履行に対して、不合理な干渉を受けない。

固形有用鉱物採掘許可証を保有する地下資源利用者には、法により上記以外の権利が付与されることもありうる。

第 59 条 固形有用鉱物採掘許可証を保有する地下資源利用者の義務

固形有用鉱物採掘許可証の有効期間中、地下資源利用者は以下の義務を負う：

- 1) 主要固形有用鉱物については許可証交付から 3 年以内に、非金属有用鉱物については同じく 1 年以内に鉱山事業を開始する；
- 2) 生産技術を含め、すべての種類の鉱山事業を、すべての適用されるべき基準および規準、ならびに鉱山事業における適切な実務慣行に適合させる；
- 3) 鉱山事業を、現行の承認済み鉱床開発プロジェクト文書に相当な程度まで適合させる；
- 4) 主要有用鉱物については毎年、非金属有用鉱物については 2 年に 1 回、更新済みの鉱床開発プロジェクト文書を地下資源利用センターに提出する；

5) すべての種類の鉱山事業およびその他の何らかの適法な地下区画の利用を、それらのすべての作業が、合理的な手段によって回避が可能な公共の、または私的な利益の侵害につながることはないよう、鉱山事業の実施に必要な措置に限定する；

6) 鉱山事業に対して現行法規が定めるすべての要求の体系的かつ恒常的な遵守、ならびにそれらの履行状況の監視を目的とする相応の管理システムの構築、導入および定期的更新を行う；

7) 毎日の作業日誌、ならびに生産状況、生産物の出荷、設備の搬入、ならびに事故および現場訪問者に関する記録簿の確実な管理を含め、採掘された有用鉱物および生産過程で発生する産業廃棄物の正確な記録・管理を行う；

8) 本法第 61 条および第 62 条にしたがって、有用鉱物の採掘に関する報告書を遅滞なく提出する；

9) 承認済みの環境管理計画を、モニタリングおよび報告義務を含めて、その定期的な見直しおよび更新事項を考慮に入れたうえで実施する；

10) 水資源保護対策を実施するとともに、坑道内に流入する地下水につき、法が定める水系保護関連のその他の要求を遵守する；

11) 産業廃棄物の貯蔵および処分にあたり、環境保護関連の要求を遵守する；

12) 本法第 15 章にしたがって、地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画を策定し、そのための資金調達を行う；

13) 本法第 60 条にしたがい、ウラン生産事業の廃棄物およびウラン精製品の貯蔵および処分にあって、環境保護関連および衛生防疫関連の要件事項を遵守する；

14) 本法第 136 条および現行法規にしたがって、承認済みの研修プログラム、労働災害防止および安全技術ならびに作業員のための良好な労働条件の整備にかかわる基準、ならびに事故および非常時への即応体制および処理体制の確保にかかわる措置を実施する；

15) 本法第 159 条にしたがって、インフラの整備、操業および技術保守に関する承認済みの計画を実施する；

16) 定期的な、および無作為抽出による検査および（または）監査の実施手順を遵守する；

17) ウズベキスタン共和国が批准した国際条約にしたがって、腐敗に対抗するための行動規範を策定し、その遵守を保障する；

18) ウズベキスタン共和国内において有効な「採掘産業透明性イニシアティブ」（EITI）の基準を遵守する；

19) 関税、賦課金、手数料および税であって争議の対象となっていないものすべてにつき、これを適時かつ正確に申告し、納付する；

20) 本法および何らかのその他の適用法規の規定を遵守することを目的として、すべての関係する所管機関および法執行機関職員と協力する。

固体有用鉱物の採掘を行う地下資源利用者は、何らかの鉱山事業を開始する前に、あらゆる種類の鉱山事業に対する保険証券の取得およびその定常的な更新を行い、かつ、相応の保険により付保される限度額、控除額およびその他の条件が、実施する予定の鉱山事業の性質および種類を考慮したうえで、当該産業分野において一般的に適用される条件と同等なものであることを保障する。

人為的鉱物集積に対するプロジェクトの場合を除き、主要固形有用鉱物の採掘許可証を取得した地下資源利用者は以下を行うものとする：

- 1) 本法第 56 条が定める年間費用最低額に関する要求を遵守する；
- 2) 本法第 16 章にしたがって、現地生産物品調達計画を実施する；
- 3) 本法第 16 章にしたがって、現地人材の雇用、訓練および昇進に関する計画を実施する。

固形有用鉱物採掘許可証を保有する地下資源利用者には、法によって上記以外の義務が課せられることがある。

第 60 条 放射性有用鉱物の採掘のための地下区画利用の特別条件

ウランを含む放射性有効鉱物の鉱山事業に従事する地下資源利用者は、本条に掲げる追加的な義務を遵守するものとする。

ウランにかかわる鉱山事業は、国際原子力機関（IAEA）の放射線防護に関する主要安全基準およびウズベキスタン共和国の放射線安全に関する法令に適合したものとする。

ウランを含む放射性有用鉱物の鉱山事業に従事する地下資源利用者は、以下に対する責任を負う：

- 1) 地下資源利用後の撤収・原状回復処置の実施中およびその実施後を含め、すべてエリアにおける放射線安全性の確保、および環境の回復；
- 2) ウランの生産および廃棄物の処理のための何らかの施設の原子力安全性の確保および物理的防護；
- 3) 公共の自動車道路および鉄道における場合を含め、放射性物質の輸送に関する発送人および（または）運送人としての責任。

地下資源利用者は、放射線安全確保の一環として、自らのすべての義務の遵守を確保するに十分な技術的および財政的リソースを保有しているものとする。

地質調査、採掘、鉱石の処理および（または）生産、鉱山事業から生じる放射性廃棄物の取扱い、ならびに放射性物質の輸送を含め、ウランに関連する活動のライフサイクルにおけるすべての段階に対して、放射線安全確保に関する許可文書であって、ウズベキスタン共和国閣僚会議附属産業・放射線・原子力安全委員会が交付するものが必要とされる。

ウラン採掘のための鉱床開発プロジェクト文書には、鉱山事業のための放射線管理計画を含める。放射線管理計画の書式および内容は、法令にしたがってこれを定める。

地下資源利用者は、放射線安全確保に関する許可文書交付手順の一環として、第 1 回目の放射線管理事前計画をウズベキスタン共和国閣僚会議附属産業・放射線・原子力安全委員会に提出してその審査および承認を求めるものとする。ウランにかかわる何らかの鉱山事業は、建設作業を含め、放射線安全確保に関する許可文書なしに行うことはできない。

地下資源利用者は、ウラン鉱山事業の実施にあたって、以下を行うものとする：

- 1) すべてのウラン設備の設計を、ウズベキスタン共和国法「放射線安全について」が定める一般原則にのっとって行う；
- 2) 酸化ウラン精鉱の無許可の搬出および妨害工作から、採掘産業における放射性廃棄物の取扱い施設を含む施設を適切に防護する；
- 3) すべての段階において、ウランの所在、数量および特性に関する情報の正確性、適時性、十全性および信頼性を維持する；
- 4) 放射線防護のための主要安全規則にしたがって、報告に関するすべての要求を遵守する；

5) これらの手順および施策の遵守状況の検証を目的として、自らのスタッフおよび施設の監査を実施する；

6) 各々の施設に、酸化ウラン精鉱の記録および監視にかかわる措置の管理に責任を負うしかるべき資格および経験を有する専門家を配置する；

7) 酸化ウラン精鉱の量に何らかの不足があることが発見された場合、2時間以内に、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局およびウズベキスタン共和国閣僚会議附属産業・放射線・原子力安全委員会に対する通報を行う；

8) 酸化ウラン精鉱の記録および監視にかかわりのあるすべての会計記録および操業記録、報告書ならびにソース文書の保管を、それらが発生した日から、または酸化ウラン精鉱の全量が生産施設から搬出された日から5年間以上にわたって行う。

共和国行政機関および地方行政機関は、ウラン鉱石の採掘および（または）処理にかかわる地下資源利用施設の操業安全性の確保を促進するものとする。

第 61 条 固形有用鉱物の採掘にあたっての報告義務

すべての鉱山事業は、有用鉱物の採掘に関する報告書においてこれを文書化する。

有用鉱物の採掘に関する年次報告書には以下を含める：

1) 以下に関する詳細な情報を含め、すべての種類の鉱山事業に関する説明：

- a) 採掘インフラ施設の建設および変更；
- b) 搬出した廃棄物およびその処分方法を含む、鉱山作業；
- c) 出荷および物流；
- d) 事故および安全関連の事象；

2) 採掘した有用鉱物（採掘ロスを含む）に関する説明；

3) 地質調査の過程で実施した何らかの作業に関する地質学的報告；

4) 売却（販売）および費用に関する情報；

5) 地下資源利用者の年次決算報告書の写し；

6) 人為的鉱物集積を除く主要有用鉱物に関するプロジェクトの場合 — 本法第 56 条にもとづく年間費用最低額に関する報告書、および本法第 16 章にもとづく現地生産物品調達計画および現地人材雇用、訓練、昇進計画の履行状況に関する報告書；

7) 法令が定めるその他の情報。

年次報告書の書式は、法令がこれを定める。

有用鉱物の採掘に関する年次報告書の提出は、翌年 3 月 31 日までに地下資源利用センターに対して行う。1 暦年に満たない年度の報告書は、実際の期間を対象として作成し、当該期間の終了後 2 カ月以内に提出する。

第 62 条 固形有用鉱物の採掘に関する最終報告書

固形有用鉱物の採掘を実施した地下資源利用者は、固形有用鉱物採掘許可証の効力が終了した日から 3 カ月以内に、地下資源利用センターに対して、許可証有効期間の全体を対象として、固形有用鉱物の採掘に関する最終報告書を提出する。

有用鉱物の採掘に関する最終報告書では、固形有用鉱物の採掘に関する年次報告書が集められ、以下の総括が行われる：

- 1) 採掘した、および処理した鉱物性原料のトン数、量、内訳、内容および価格に関する情報を含む、鉱山事業の成果；
- 2) 搬出した廃棄物のトン数および量、ならびにその処分方法に関する情報；
- 3) 費用、支出および雇用した従業員に関する詳細な情報；
- 4) 地下区画に残存する何らかの有用鉱物埋蔵量および資源量の計算であって、しかるべき縮尺の平面図および断面図によって示されているもの；
- 5) 発生した重大事故の種類および件数を含め、許可証にもとづいて実施した有用鉱物の採掘および処理のための作業に関連する、労働災害防止および安全技術上の諸問題ならびに環境保護の諸問題；
- 6) 講じられる土地回復措置、および地下資源区画区域回復後の最終的ステータス；
- 7) 支出した総生産費用に関するデータ；
- 8) 法令が定めるその他の情報。

最終報告書の書式は法令がこれを定める。

第7章 炭化水素に関する概査許可証

第63条 炭化水素概査許可証の取得申請書

すべての有資格者は、炭化水素概査許可証の「先着順」の原則にもとづく交付を受けるために地下資源利用センターに申請を行うことができる。炭化水素概査許可証に記載される土地の大きさは、1万500地籍スクエアを超えないものとする。

申請書の審査は、地下資源利用センターが、法が定める手順したがって、他の国家機関との合意および調整のもとにこれを行う。

申請書には以下の情報を記載する：

- 1) 国家登記証明書にもとづく申請人の正式名称；
- 2) 申請人が有資格者であることを証明する情報；
- 3) 所在地および座標を明記したしかるべき縮尺の地図を含む、請求対象である地籍スクエアに関する詳細事項；
- 4) 概査作業プロジェクト文書；
- 5) 炭化水素概査作業にかかわる申請人の過去の実績であって、炭化水素概査許可証にもとづいて実施するものとして定められている作業と同等であるものについて立証する文書。当該申請人が直近5年間に炭化水素概査作業を実施した国々の一覧を含む；
- 6) 申請人の財政的、専門的および技術的な能力および可能性の証明；
- 7) 国家環境鑑定実施機関の肯定的結論；
- 8) 法令にもとづいて必要とされるその他のあらゆる情報、および申請書審査手数料の納付を立証する文書。

炭化水素概査許可証交付申請書の審査手数料の金額は、法令がこれを定める。手数料は返還されない。

地下資源利用センターは、申請書の受理にあたって、これを国家地下資源ファンド台帳の申請書登録簿に登録し、申請人に対して申請書が提出された旨を通告する。

第 64 条 炭化水素概査許可証の交付手順

提出された申請書の審査期間は、記入済みの申請書の受理日から 20 労働日を超えないものとする。地下資源利用センターは、提出済みの申請書の審査のために設定された期限の満了後 3 労働日以内に、完全な申請書を最初に提出した有資格者に対して、炭化水素概査許可証の交付を行う。

地下資源利用センターによる炭化水素概査許可証の交付拒否は、正当な理由にもとづき、かつ本法およびその他の法令の規定に適合していなければならない。また、地下資源利用センターは、炭化水素概査許可証にもとづいて定める作業の範囲を特定の種類の概査作業に限定することができる。

炭化水素概査許可証が交付される場合、国家地下資源ファンド台帳の許可証登録簿にその旨の記入がなされる。

第 65 条 炭化水素概査許可証の有効期限

炭化水素概査許可証の交付は、本法の要求にもとづくその返上もしくは取り下げが行われなかったか、または有効期限の延長が行われなかった場合、許可証登録日から 3 年を期限としてこれを行う。

炭化水素概査許可証の有効期限の延長は、地下資源利用者の請求にもとづき、最長 1 年間としてこれを行うことができる。炭化水素概査許可証の有効期限延長は、本法第 110 条が定める手順にしたがって、1 回のみ行うことができる。

第 66 条 炭化水素概査のための年間費用最低額

炭化水素概査許可証を取得した地下資源利用者は、本条および法が定める炭化水素概査のための年間費用最低額に関する要求を遵守するものとする。

炭化水素概査のための年間費用最低額は、法令がこれを定める。炭化水素概査のための年間費用最低額の計算は、会計年度の 1 月 1 日現在で有効な、ウズベキスタン共和国領内で定められた基礎計算値にもとづいてこれを行う。

炭化水素概査許可証有効期間の初年度または最終年度が 1 年に満たない場合、年間費用最低額の年間費用最低額は、当該年中の許可証有効期間に含まれる完全な月の数に比例して計算される。

炭化水素概査許可証の効力がある年度の途中で終了する場合、年間費用最低額は、当該年度において許可証有効期間に含まれる完全な月の数に比例して計算される。

容認される費用および地下資源利用者が負担するその他の費用であって年間費用最低額に含まれないものは、法令がこれを定める。炭化水素概査のための費用最低額の計算は、相応の許可証にもとづいて支出される費用についてのみ行う。

本条が定める年間費用最低額に関する義務に違反した場合、地下資源利用者は、不足分の費用を負担し、会計年度終了後 2 カ月以内に地下資源利用センターに対してその旨についての報告書を提出するものとする。その際、本条にもとづいて地下資源利用者が負担した費用は、現行年度の費用には計上せず、当該会計年度分の費用として報告書に反映させる。

第 67 条 炭化水素概査許可証を取得した地下資源利用者の権利

地下資源利用者は、炭化水素概査許可証によって、当該許可証に含まれる地下資源区画において以下を行う権利を付与される：

1) 何らかの炭化水素鉱床発見の可能性を評価する目的で、現地観察調査、ならびにリモートセンシングの手法によるものを含む地質学的、岩石物理学的、地球物理学的、地化学的および地球工学的な調査を実施することによって、地層の構造および組成の地質調査を実施する；

2) 化学分析もしくはその他の分析、試験、調査または科学的実験の実施を目的として、許可証に定める地下資源区画から炭化水素試料を採取する；

3) 必要な場合には、許可証の条件に記載されている深度であって、地表面から 300 m を超えない範囲の、大深度でない掘削を実施する；

4) 許可証にしたがい、炭化水素概査に必要な、またはそれに関連したその他のあらゆる作業を実施する。

炭化水素資源概査許可証の条件として別段の規定がないかぎり、本条第 1 項に掲げる権利は、独占的権利とはされない。地下資源利用センターは、本法の規定にしたがい、何らかの責任、または炭化水素概査許可証の一環として地下資源利用者が納付した手数料の返還義務を負うことなしに、すでに交付した炭化水素概査許可証の範囲に含まれる土地の任意の部分に対して、炭化水素地質調査許可証を交付することができる。

地下資源利用者は、本法の規定にしたがって、炭化水素概査許可証に含まれる地下資源区画において実施した何らかの地質調査またはその他の調査の結果およびその解釈に関する報告書を、その販売および拡散を目的として自らの手段および費用によって作成すること、ならびに何らかの形でそれらの売却から生じるあらゆる収益を取得することができる。

炭化水素概査許可証の交付は、地下資源利用者に対して、当該の炭化水素概査許可証に含まれる地籍スクエア地表面土地区画に相当する土地または地下資源区画の何らかの部分に対する炭化水素地質調査許可証または炭化水素採掘許可証の交付を受ける何らかの優先的権利を与えるものではない。

第 68 条 炭化水素概査許可証を保有する地下資源利用者の義務

炭化水素概査許可証を保有する地下資源利用者は、以下の義務を負う：

1) 許可証交付から 30 日以内に、地下資源利用センターに対して、許可証有効期間の全体を対象とする概査作業総合プロジェクト文書を提出する；

2) 何らかの概査作業を開始する前に、すべての必要とされる許可を取得し、環境鑑定を実施し、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論を取得する。

概査作業プロジェクト文書では、予定する作業を詳細に解説し、さらに少なくとも、以下を示す：

- a) 相応の概査作業の目的および性質；
- b) 予定する概査手法、ならびに使用を予定する資材および設備；
- c) 炭化水素概査作業の過程で支出する予定の費用の予想最低額；
- d) 必要な場合には、操業終了事前計画。

概査プロジェクト文書の書式は、法令がこれを定める。

地下資源利用者が提出する概査作業プロジェクト文書は、地下資源利用者による何らかの概査作業の開始より前に、地下資源利用センターの承認を受けるものとする。地下資源利用センターは当該プロジェクト文書の審査を 20 労働日以内に行う。プロジェクト文書の承認拒否を行うのは、正当な理由にもとづく場合とする。概査作業プロジェクト文書の却下は、当該文書が本法、相応の環境保護法規またはその他の適用法規の規定に適合していない場合にのみ、これを行うことができる。

地下資源利用者は、炭化水素概査許可証の有効期間中、以下を行うものとする：

1) 本条第1項第2号に掲げるすべての必要とされる環境鑑定の肯定的結論を取得した日から30日以内に炭化水素概査作業を開始する；

2) 適切な石油ガス事業実務慣行にもとづいて、すべての炭化水素概査作業を効果的に、かつ成果につながりやすい形で実施する；

3) 承認済みの概査作業プロジェクト文書に掲げる作業手法にかかわる基準および要求条件を遵守する；

4) 炭化水素概査作業を概査作業プロジェクト文書に本質的に適合させる；

5) 炭化水素地質調査に関連する作業はいかなるものも実施しない；

6) 概査作業および許可証に記載されている地籍スクエア地表面土地区画に相当する土地のその他の何らかの形の利用の範囲を、それらのすべての作業が、合理的な手段によって回避可能な公共の、または私的な利益の侵害につながることがないように、当該の活動にとって必要とされる措置に限定する；

7) 年間費用最低額を負担する；

8) 現物媒体および人為的媒体の保全およびその正確なラベリングを行い、概査作業の過程で作成された地質学的、測量学的およびその他の文書の保管を行う；

9) 本法第69条にもとづいて必要とされる報告書を提出する；

10) 地下資源区画から何らかの炭化水素またはその他の種類の有用鉱物資源を採取しない。ただし、地下資源利用者が炭化水素試料の分析または試験を行うためにそのような活動が合理的な範囲で必要とされる場合はこのかぎりではない；

11) 本法第14章および現行法規にしたがって、承認済みの研修プログラムを実施し、かつ労働災害防止および安全技術ならびに作業員のための良好な労働条件の整備にかかわる基準、ならびに事故および非常時への即応体制および処理体制の確保にかかわる措置を遵守する；

12) 定期的な、および無作為抽出による検査および（または）監査の実施手順を遵守する；

13) ウズベキスタン共和国が批准した国際条約にしたがって、腐敗に対抗するための行動規範を策定し、その遵守を確保する；

14) 関税、賦課金、手数料および税であって争議の対象となっていないものすべてにつき、これを適時かつ正確に申告し、納付する；

15) 本法およびその他の何らかの適用法規の規定を遵守することを目的として、すべての関係する所管機関および法執行機関職員と協力する。

炭化水素概査許可証を保有する地下資源利用者は、本条に掲げる義務に追加して、地下資源利用センターまたは任意のその他の所管機関に対して、概査作業の結果および解釈に関する報告書の販売または交換に関する通知を書面によって行うものとする。

炭化水素概査許可証を保有する地下資源利用者には、法によって上記以外の義務が課せられることがある。

第69条 炭化水素概査許可証にもとづく報告義務

炭化水素概査許可証を保有する地下資源利用者は、各四半期終了後15日以内に、地下資源利用センターに対して、先立つ3カ月の間に当該の地下資源利用者が行った炭化水素概査作業の状況に関する詳細情報を含む報告書を提出する。当該の報告書には以下を含める：

1) 地籍スクエア地表面土地区画に相当する土地において実施した現地観察調査、地質学的もしくは地球物理学的調査、および（または）リモートセンシング作業に関する情報；

- 2) 当該のすべての観察、調査および（または）作業の実施のタイプ、場所および時間；
- 3) 地下資源利用者が入手したデータ、記録、平面図、地図、炭化水素試料、計算および情報の写し；
- 4) 地下資源利用者が実施した、または実施しうる何らかの観察、調査または作業の分析の結果。

地下資源利用者は、炭化水素概査許可証の効力終了の日から3カ月以内に、地下資源利用センターに対して、許可証有効期間の全体を通じて許可証に掲げる土地において行った概査作業の結果に関する、作業実施の過程で入手したすべての一次データならびにそれらの処理および解釈にかかわる資料、コアサンプルおよびその他のあらゆる資料が盛り込まれた最終報告書を、紙媒体および電子的形式によって提出する。

炭化水素概査許可証有効期間における最後の四半期に得られた何らかのデータに関して、3カ月を超える期間の処理が必要な場合には、当該のデータの処理後ただちに、ただし炭化水素概査許可証の効力終了の日から6カ月以内に、最終報告書の提出を行う。

炭化水素概査作業報告書の書式およびそれに対する要求は、法令がこれを定める。

第8章 炭化水素の地質調査

第70条 炭化水素地質調査許可証の交付申請書

すべての有資格者は、5,250以下の連続するオープンな地籍スクエアに対して、炭化水素地質調査許可証を「先着順」の原則にもとづいて交付することを求める申請書を、地下資源利用センターに提出することができる。

当該の申請書の審査は地下資源利用センターが行う。

交付を望む者は、炭化水素地質調査許可証の「先着順」の原則にもとづく交付を受けるために、以下の情報を明記した申請書を地下資源利用センターに対して提出する：

- 1) 国家登記証明書にもとづく申請人の正式名称；
- 2) 申請人が有資格者であることを証明する情報；
- 3) 申請の対象であるオープンな地籍スクエアに関する詳細事項；
- 4) 申請人が、許可証の交付にあたって、申請書に記載することのできる地籍スクエア総数の制限に違反していないことを立証する文書；
- 5) 予定する相応の作業の性質および種類、ならびに予備的な予定費用最低額を明記した、事前炭化水素地質調査作業プロジェクト文書；
- 6) 当該の事前作業プロジェクト文書にしたがって予定する炭化水素地質調査作業を実施するための申請人の財政的、専門的および技術的な能力および可能性を証明する文書。当該地下資源利用者が直近5年間に相応の活動を実施した国々の一覧を含む；
- 7) 必要とされる環境鑑定が実施され、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論が得られるまで、いかなる炭化水素地質調査も開始しない旨の誓約書；
- 8) 法の要求にもとづくその他の情報；
- 9) 申請書審査手数料の納付を立証する文書。

事前炭化水素地質調査プロジェクト文書には、予定する地質調査の性質および範囲ならびにその実施過程で使用する手法および設備に関する詳細な情報、ならびに予定作業計画表および申請人が支出する予定の最低費用額を含めるものとする。

炭化水素地質調査許可証交付申請書の審査手数料の金額は、法令がこれを定める。当該の手数料は返還されない。

地下資源利用センターは、申請書の受理にあたり、これを国家地下資源ファンド台帳の申請書登録簿に申請書受理日時を明記して登録し、申請人に対して申請書の提出を立証する文書を発行する。

地下資源利用センターは、事前炭化水素地質調査作業プロジェクト文書が、その書式および内容の正しさを含めて完全なものであることを5労働日以内に確認する。申請書が本条に定める要求に適合していない場合、地下資源利用センターは、発見された誤りにつき申請人に通告を行う。申請人は、発見された誤りの是正を当該の通告書に掲げる日から10労働日以内に行う。誤りが10労働日以内に是正された場合、申請書の当初の提出日が申請書提出日とみなされる。当該の期限内に誤りが是正されなかった場合、地下資源利用センターは炭化水素地質調査許可証の交付を拒否する。

第71条 炭化水素地質調査許可証の追加的な交付方法

炭化水素地質調査許可証の交付は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省がオークションまたは入札によって競争的取引を行う必要があると判定した場合には、オークションまたは入札の実施によってこれを行うことができる。

特別な場合には、炭化水素地質調査許可証の交付は、ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいて行うことができる。これらの場合には、地下資源利用センターが、オークションまたは入札に付される地籍スクエアを取り置く。

炭化水素地質調査許可証の交付を目的とするオークションは、ウズベキスタン共和国閣僚会議が承認した地下資源区画利用許可証の交付に関する規程にしたがい、外部から介入されることのない電子取引プラットフォームにおいて競争的取引を実施することによって、これを行う。

炭化水素地質調査許可証の交付を目的とする入札は、ウズベキスタン共和国閣僚会議が承認した地下資源区画利用許可証の交付に関する規程の定める手順にしたがって実施する。

以下をもって、入札プロセスの主たる課題とする：

1) 地下資源区画利用条件の策定にあたり、共和国行政機関および経済管理機関の間における効果的な連携の体制を構築する；

2) 既存の地質学的データ、地質調査報告書およびその他の相応の情報にもとづいて作成された、地下資源区画提供のための入札の初期条件につき、合意を行う；

3) 提出済みの炭化水素地質調査プロジェクト文書の審査を実施し、当該文書がウズベキスタン共和国の法および所定の地下資源利用条件に適合しているか否かの評価を行う；

4) 特惠競争的取引申請書をウズベキスタン共和国閣僚会議に提出して承認を求める。

オークションまたは入札の参加者は、オークションまたは入札に参加する権利を取得するために、本法第70条が定める情報を提出するものとする。これらの競争的取引参加者は、事前地質調査プロジェクト文書の代替として概略炭化水素地質学的調査計画を提出することもできる。

オークションまたは入札における落札者の決定に関する議事録をもって、相応の地籍スクエアにおける炭化水素地質調査許可証を落札者に対して交付することの根拠とする。

オークションまたは入札によって得られた資金の分配は、法の定める手順にしたがって行う。

ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいて交付される炭化水素地質調査許可証は、本法のすべての要求に適合しているものとする。さらに当該の許可証に対しては、ウズベキスタン共和国閣僚会議と地下資源利用者との間に締結される協定書にもとづいて、追加的な条件および手数料を適用することもできる。

第 72 条 炭化水素地質調査許可証の交付手順

提出された申請書の審査期限は、本法第 70 条にしたがって記入された申請書の受理日から 20 労働日を超えないものとする。地下資源利用センターは、該当するケースに応じて、提出済みの申請書の審査のために設定された期限の満了後、またはオークション手順の終了後それぞれ 3 労働日以内に、適切に記入された申請書を最初に提出した有資格者に対して、またはオークションにおける落札者に対して、それぞれ炭化水素地質調査許可証の交付を行う。

地下資源利用センターが炭化水素地質調査許可証の交付を拒否するのは、正当な理由にもとづき、かつ本法および法令の規定に適合している場合とする。

炭化水素地質調査許可証が交付される場合、国家地下資源ファンド台帳の許可証登録簿にその旨の記入がなされる。

第 73 条 炭化水素地質調査許可証の有効期限

炭化水素地質調査許可証の交付は、それ以前にその返上もしくは取り下げが行われなかった、または有効期限の延長が行われなかった場合、許可証登録日から 5 年を期限としてこれを行う。

炭化水素地質調査許可証の有効期限の延長は、地下資源利用者の請求にもとづき、1 度だけ、最長 4 年まで行うことができる。炭化水素地質調査許可証の有効期限の延長にあたっては、許可証に含まれる地籍スクエアの数を 50% 減少させる。

第 74 条 炭化水素地質調査実施に対する要求

地下資源利用者は、炭化水素地質調査作業を開始する前に、必要とされるすべての環境鑑定を実施し、かつ国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論を含む、労働安全技術に関するすべての必要な承認を得る。該当するケースに応じて、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局は、地下資源利用者に当該の承認を与え、その文書の写しを承認から 5 日以内に地下資源利用センターに直接送付する。

地下資源利用者は、炭化水素地質調査許可証の交付から 90 日以内に、地下資源利用センターに対して、許可証有効期間の全体を対象とする最終的な炭化水素地質調査プロジェクト文書を、必要な場合には地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画を含めて提出するものとする。

オークションの結果にもとづいて交付された炭化水素地質調査許可証は、当該許可証の交付日から 90 日以内に地質調査計画が提出されなかった場合、自動的に取り消される。

炭化水素地質調査プロジェクト文書には、地質調査の種類、その実施の方法、手段および最小限の作業範囲に関する詳細な情報、ならびに許可証有効期間の全体を対象とする作業計画、ならびに予定する作業プログラムを遂行するための財政的および技術的な能力の証拠となる文書を含める。地質調査プロジェクト文書の書式および特別な要求は、法令がこれを定める。

地下資源利用者が提出した炭化水素地質調査プロジェクト文書は、地下資源利用者による地質調査の開始より前に、地下資源利用センターの承認を受けるものとする。地下資源利用センターは、20 労働日以内に炭化水素地質調査プロジェクト文書の審査を行う。当該プロジェクト文書の承認拒否を行うのは、正当な理由

にもとづく場合とする。炭化水素地質調査プロジェクト文書の却下は、それが本法、環境保護に関する法、またはその他の適用法令の規定に適合しない場合にのみ、これを行うことができる。

地質調査プロジェクト文書が承認されなかった場合、地下資源利用者は地下資源利用センターが指摘した諸問題の見直しを行ったのちに、当該プロジェクト文書の修正版を再度提出することができる。

炭化水素地質調査許可証にもとづいて遂行される作業は、地下資源使用者が作成した最終的な炭化水素地質調査プロジェクト文書にしたがって実施する。承認済みの炭化水素地質調査プロジェクト文書が定めていない炭化水素地質調査作業の実施は、非常時を除き、これを禁じる。

予定されている炭化水素地質調査作業の種類、方法および（または）手段、ならびに作業実施の範囲および期限が変更された場合、地下資源利用者は、炭化水素地質調査プロジェクト文書に相応の変更を行うものとする。これらの変更が追加的な合意および審査を必要とするものである場合は、地下資源利用センターに対して見直し後の炭化水素地質調査作業プロジェクト文書を提出してその審査を求める。地下資源利用センターが 10 労働日以内に異議を提示しなかった場合、地下資源利用者は、行った変更事項を考慮に入れて作業実施を継続することができる。

変更事項が何らかの追加的な環境鑑定の実施を必要とするものである場合、当該の変更事項は、そのような環境鑑定が終了し、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論が交付されたのちにこれを実施する。

第 75 条 地質調査の過程における炭化水素概査作業の実施に対する要求

炭化水素地質調査を行う地下資源利用者は、炭化水素概査作業を実施することができる。ただし、地下資源利用センターに対して書面による通知を行い、かつ必要とされるすべての許可もしくは承認、または適用法規にもとづいて必要とされる何らかの環境鑑定の肯定的結論を取得することを条件とする。

炭化水素地質調査を行う地下資源利用者が、予定する何らかの炭化水素概査作業の承認を求める申請書において地下資源利用センターに対して提出すべき情報は、法令がこれを定める。

計画済みの何らかの炭化水素概査作業に対する何らかの変更であって、承認済みの地質調査作業プログラムに定められている概査作業の範囲の変更にあたるものについては、事前に地下資源利用センターとの間で書面による合意を行うことが必要とされる。

第 76 条 炭化水素地質調査時における炭化水素関連の掘削作業の実施に対する要求

炭化水素地質調査を行う地下資源利用者が実施した作業によって、炭化水素発見の有望性が示された場合、当該の地下資源利用者は、すべての地質工学的推奨事項を作成し、相応の管轄機関との間でそれについての合意を行い、かつ地下資源利用センターに掘削作業計画を提出して参照の用に供する。掘削作業計画に付随する地質工学的文書の内容および書式は、法令がこれを定める

坑井の監視および放出物投棄防止、炭化水素関連の掘削作業に用いる設備の点検および試験、掘削カラム内に降下させたフォーメーションテスターによる試験および調査、坑井の撤収および休止、ならびに掘削装置の撤去および炭化水素関連の掘削作業の休止などを含む、坑井管理システムのための手順は、法令がこれを定める。

第 77 条 炭化水素地質調査のための年間費用最低額

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、本条が定める年間費用最低額に関する要求を遵守するものとする。

炭化水素地質調査を行う地下資源利用者の年間費用最低額は、法令がこれを定める。炭化水素概査および地質調査のための年間費用最低額の計算は、会計年度の1月1日現在で有効な、ウズベキスタン共和国領内で定められた基礎計算値にもとづいてこれを行う。

炭化水素地質調査許可証有効期間の初年度または最終年度が1年に満たない場合、年間費用最低額年間費用最低額は、当該年中の許可証有効期間に含まれる完全な月の数に比例して計算される。

炭化水素地質調査許可証の効力がある年度の途中で終了する場合、年間費用最低額は、当該年度において許可証有効期間に含まれる完全な月の数に比例して計算される。

容認される費用および地下資源利用者が負担するその他の費用であって年間費用最低額に含まれないものは、法令がこれを定める。炭化水素地質調査のための費用最低額の計算は、相応の許可証にもとづいて支出される費用についてのみ行う。

本条が定める年間費用最低額に関する義務に違反した場合、地下資源利用者は不足分の費用を負担し、会計年度の終了後2カ月以内に地下資源利用センターに対してその旨についての報告書を提出するものとする。その際、本条にもとづいて地下資源利用者が負担した費用は、現行年度の費用には計上せず、当該会計年度分の報告書に反映されているものとみなされる

第78条 炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者の権利

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、以下に対する独占的権利を有する：

1) 炭化水素鉱床の発見および探鉱済みの鉱床の質、規模および開発進捗度合いの調査を目的として、地層の構造および組成の調査、研究を行い、かつその他の概査作業および地質探鉱業を実施する；

2) 分析、調査、試験または実験を目的として、地下資源区画における掘削および試験生産的操業を実施する；

3) あらゆる炭化水素試料および採取した水試料を地下資源区画から取り出し、これを搬出する；

4) 石油ガスオペレーションの効果的な実施に必要とされるあらゆる人員とともに、地下資源区画または地籍スクエア地表面土地区画に相当する土地において、仮設の構築物および設備の設営または移動を行う；

5) 炭化水素概査作業および地質調査の実施を目的として、地下資源区画または地籍スクエア地表面土地区画に相当する土地において、仮設の石油ガス関連インフラ施設の建造、建設、配置および操業を行う；

6) 炭化水素の地質調査に必要なその他の作業または随伴的補助作業を実施する；

7) 本法第9章が定める要求を遵守したうえで、炭化水素地質調査許可証有効期間内の任意の時期に、炭化水素採掘許可証の請求および取得を行う。

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者には、本法および他の法令により、上記以外の権利が付与されることがありうる。

第79条 炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者の義務

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、以下の義務を負う：

1) 許可証交付から90日以内に、地下資源利用センターに対して、予定する石油ガスオペレーション撤収・原状回復処置を明記した地下資源区画操業終了事前計画を含む、許可証有効期間の全体を対象とする地質調査作業総合プロジェクト文書を提出する；

2) 何らかの炭化水素地質調査作業を開始する前に、環境鑑定を実施し、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論を取得する。

炭化水素地質調査作業プロジェクト文書には、実施する予定の作業および地質調査実施の手法および手段に関する詳細な情報、ならびに炭化水素地質調査許可証有効期間中の作業実施予定表を含める。

炭化水素地質調査プロジェクト文書の内容および書式は、法令がこれを定める。

炭化水素地質調査許可証の有効期間中、地下資源利用者は以下の義務を負う：

- 1) すべての必要とされる環境鑑定の肯定的結論であって、本条第 1 項第 2 号に掲げるものの取得の日から 30 日以内に、地質調査作業プロジェクト文書にもとづく炭化水素地質調査を開始する；
- 2) 地質調査のための作業を、すべての現行の規格および基準ならびに適切な石油ガス事業実務慣行に適合させる；
- 3) 地質調査作業を、現行の地質調査プロジェクト文書に実質的に適合させる；
- 4) すべての炭化水素地質調査活動およびその他の何らかの適法な地下資源区画の利用を、それらのすべての作業が、合理的な手段によって回避が可能な公共のまたは私的な利益の侵害につながることはないよう、石油ガスオペレーションの実施に必要な措置に限定する；
- 5) 年間費用最低額を負担する；
- 6) 現物媒体および人為的媒体の保全およびその正確なラベリングを行い、地質調査の過程で作成された地質学的、測量学的およびその他の文書の保管を行う；
- 7) 本法第 15 章にしたがって、地下資源区画操業終了基金を設け地下資源利用後の撤収・原状回復処置事前計画を策定する；
- 8) 炭化水素鉱床探査の過程で地質学的文書およびその他の文書の管理を行う；
- 9) 本法第 80 条および第 81 条が定める報告書提出義務を遵守する；
- 10) 労働安全、ならびに従業員（スタッフ）および地下資源区画の利用に関連する作業の影響が及ぶ圏内における公衆の安全確保にかかわる適用法規を遵守する；
- 11) 本法第 14 章および適用法規にしたがって、承認済みの研修プログラムを実施し、かつ労働災害防止および安全技術ならびに作業員のための良好な労働条件の整備にかかわる基準、ならびに事故および非常時への即応体制および処理体制の確保にかかわる措置を遵守する；
- 12) 地下資源区画の利用に関連する作業の安全な実施、非常事態の阻止および事故処理計画の策定にかかわる措置を行う；
- 13) 適用法規およびウズベキスタン共和国の国際条約にしたがって、腐敗に対抗するための行動規範を施行し、その遵守を確保する；
- 14) 関税、賦課金、手数料および税であって争議の対象となっていないものすべてにつき、これを適時かつ正確に申告し、納付する；
- 15) 許可証の条件ならびに本法およびその他の何らかの適用法規の条件を遵守することを目的として、すべての関係する所管機関および法執行機関と協力する。

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者には、法令によって、上記以外の義務が課せられることがありうる。

第 80 条 炭化水素地質調査許可証にもとづく報告義務

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、炭化水素関連の何らかの掘削作業の実施状況に関する日次報告書を、地下資源利用センターに対して提出するものとする。当該の報告書の対象となる期間は、

坑井に関する第1回目の報告書でないかぎり、直近の日次掘削作業報告書に記載されている期間の終了時から24時間以内とする。毎回の掘削作業報告書の提出は、報告対象日の終了後5日以内に行う。

炭化水素地質学的許可証を保有する地下資源利用者は、各月の終了後15日以内に、地下資源利用センターに対して、実施した作業に関する月次報告書を提出するものとする。

毎回の月次報告書には、前月に実施した作業に関する詳細な説明および評価を作業の種類ごとに分類したものを含める。ここには、地質学および地球物理学的調査、ならびに初期データの解釈、処理および追加的解釈、ならびに掘削、建設およびその他の何らかの随伴的な作業が含まれる。

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、各四半期の終了後30日以内に、地下資源センターに対して、以下の四半期作業履行状況報告書を提出する：

- 1) 実施した地質学および地球物理学的調査の説明を含む地質調査報告書；
- 2) 坑井建設状況報告書 — 地下資源利用者が探鉱井の建設を行っている場合；
- 3) 施設建設報告書 — 地下資源利用者が何らかの石油ガス関連インフラ施設の建設を行っている場合。

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、地質調査作業開始日から1年経過するたびに、それぞれの12カ月間を終了してから30日以内に、地下資源利用センターに対して、相応の12カ月間を対象とする年次報告書を提出する。

以下の場合には、炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、地下資源利用センターに対して特別報告書の提出も行う：

- 1) 石油ガス関連インフラ施設の建設が完了した場合；
- 2) 何らかの石油ガス関連インフラ施設が変更または改変された場合；
- 3) 坑井用の何らかの設備の据付または変更が行われた場合；
- 4) 水を含む炭化水素関連の地層液体試料の採取を行っている場合；
- 5) 炭化水素地層圧、地層特性または水文動態学的特性の測定を目的とする坑井試験を実施している場合；
- 6) 坑井の終了または撤収が行われた場合。

許可証の効力の終了後、地下資源利用者は、許可証の全有効期間を通じて地下資源区画において行った炭化水素地質調査作業の結果に関する最終報告書を、許可証の効力終了の日から3カ月以内に紙媒体および電子的形式によって、地下資源利用センターに対して提出する。当該の最終報告書には、作業実施の過程で入手したすべての一次データ、ならびにそれらの処理および解釈にかかわる資料、ならびにコアサンプルおよびその他のあらゆる資料が盛り込まれているものとする。

本法の規定にしたがい、炭化水素地質調査に関する最終報告書には、すでに存在する報告書への補足として、必要に応じ「炭化水素資源登録管理システム」（PRMS）における現行のカテゴリーA+B+C1およびC2として定められている情報を含める。

地質調査最終報告書に炭化水素の発見または有用鉱物埋蔵量の試算に関する情報がない場合、地下資源利用者は、一般化および体系化を目的として、地下資源利用センターに最終報告書を提出する。

地下資源利用者が提出すべきすべての報告書の作成は、地下資源利用センターが定める書式にもとづいて行う。各々の報告書に対する特別な書式および要求は、法令がこれを定める。

報告書において提出された地下資源利用者が負担した費用に関する情報は、ウズベキスタン共和国法「監査活動について」にしたがって、監査人による確認の対象となる。当該の費用に関するデータは、それが監査済みの財務諸表に別個に記載（開示）された場合には、監査人によって確認されたものとみなす。

第 81 条 炭化水素発見に関する通知

炭化水素発見があった場合、炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、その旨の通知を、24 時間以内に書面によって地下資源利用センターに対して行うものとする。

地下資源利用者は、当該の通知の提出から 30 日以内に、炭化水素発見につながった地質調査作業によって得られたすべての情報を地下資源利用センターに対して提出し、かつ当該の炭化水素発見に対する評価を実施することの合理性の有無についての通知を地下資源利用センターに対して行う。

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者が、炭化水素発見がその評価を実施するに値するものであると考える場合、地下資源利用者は、本条第 1 項にもとづく通知の送付日から 90 日以内に、地下資源利用センターに対して評価作業計画の予定案を提出してその承認を求める。この評価作業計画には、当該の炭化水素発見が単独で、または地下の任意の場所における他の炭化水素発見と組み合わせることによって、商業量発見となるか否かを判定するために実施する必要がある作業に関する説明を含めるものとする。

地下資源利用者が炭化水素評価活動を行うことができる期間は、当該の地下資源利用者が提出した評価作業計画を地下資源利用センターが承認した日から 2 年以内とする。承認済みの評価作業計画にもとづく評価作業が実施済みで、かつ当該の炭化水素発見が商業量発見となるか否かを判定するためにさらなる評価作業の実施が必要である旨を、地下資源利用者が地下資源利用センターに対して適切な形で表明した場合には、地下資源利用センターは、当該の 2 年という期限を延長することができる。

評価作業計画は毎年これを更新し、すべての変更事項は地下資源利用センターに対して提出される。

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、承認済みの評価作業計画の実施完了後 180 日以内に、相応の法令が定める書式を用いた報告書であって、当該発見が商業性を有するか否かが示されているものを、地下資源利用センターに対して提出する。当該の報告書は、有用鉱物埋蔵量国家委員会による承認の対象となる。

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者が、本条にしたがって炭化水素の商業量発見を発表した場合、当該の地下資源利用者は、炭化水素採掘許可証の取得に対する独占的権利を獲得する。

第 9 章 炭化水素採掘許可証

第 82 条 炭化水素採掘許可証の交付申請書

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、以下の地籍スクエアにおいて炭化水素の採掘を行うことに対する許可証の交付を受ける独占的権利を有する。すなわち、当該の地質調査許可証に含まれる連続した地籍スクエア、何らかの連続したオープンな地籍スクエア、ならびに本法第 108 条の規定が遵守されていることを条件として、有効な許可証にもとづく連続した地籍スクエアであって、商業量の炭化水素が発見される公算および可能性を有する地層の走向を含むもの。ここには、隣接する地籍スクエアであってそのような鉱床の商業的な利用に必要とされる地籍スクエアも含まれる。

商業量発見が含まれる炭化水素鉱床が、有効な炭化水素地質学的許可証に記載されている地下資源区画の外に続いている場合、地下資源利用者は、相応の鉱脈または石油ガス鉱床の走向を含むオープンな地籍スクエアを取り入れる形で炭化水素採掘許可証にもとづく地下資源区画の範囲を拡張することを求める申請書を、地下資源利用センターに対して提出する。

炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者は、炭化水素採掘許可証の交付を受けるために、以下の情報を明記した相応の申請書を、地下資源利用センターに対して提出する：

- 1) 申請人の正式名称；
- 2) 申請人が有資格者であることを証明する情報；
- 3) 請求する地籍スクエアに関する詳細な情報；
- 4) 商業量発見の発表に先立つプロセスにおいて作成し、提出した地質調査に関するすべての情報；
- 5) 予備的炭化水素鉱床開発プロジェクト文書；
- 6) 事前鉱床開発プロジェクト文書にもとづいて予定されている炭化水素採掘作業を実施するための申請人の財政的、専門的および技術的な能力および可能性の証明；
- 7) 環境鑑定の肯定的結論；
- 8) 地下資源区画操業終了事前計画；
- 9) 申請書審査手数料の納付を立証する文書。

これらの文書に対する要求は、法令がこれを定める。

地下資源利用者が炭化水素採掘許可証交付申請書の提出に必要とされる何らかの環境鑑定の肯定的結論を取得するまでの期間に、炭化水素地質調査許可証の有効期限が満了することになる場合、当該の炭化水素地質調査許可証は、すべての環境鑑定 of 肯定的結論が取得されるまで、引き続き有効となる。

炭化水素採掘許可証交付申請書の審査手数料の金額は、法令の規定にしたがってこれを定める。当該の手料金は返還されない。

第 83 条 炭化水素採掘許可証の追加的な交付方法

炭化水素採掘許可証の交付は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省がオークションまたは入札の実施によって競争的取引を行う必要があると判定した場合には、オークションまたは入札の実施によってこれを行うことができる。これには以下の場合がありうる：

- 1) 炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者が、自らが探鉱した地下資源区画における炭化水素の採掘に対する許可証を取得する権利を放棄した場合；
- 2) 地下資源利用センターが、オープンな地籍スクエアにおける炭化水素の採掘に対する許可証の交付をオークションまたは入札によって行う必要があると判定した場合。

炭化水素採掘許可証の交付は、国家の発展にかかわる特別な場合には、ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいてこれを行うことができる。

これらの場合には、地下資源利用センターが、オークションまたは入札のために、炭化水素鉱床の開発に必要とされる地籍スクエアを取り置く。

炭化水素採掘許可証の交付を目的とするオークションは、ウズベキスタン共和国閣僚会議が承認した地下資源利用許可証の交付に関する規程にしたがい、外部から介入されることのない電子取引プラットフォームにおいて競争的取引を実施することによって、これを行う。

炭化水素採掘許可証の交付を目的とする入札は、ウズベキスタン共和国閣僚会議が承認した地下資源区画利用許可証の交付に関する規程の定める手順にしたがって実施する。

以下をもって、入札プロセスの主たる課題とする：

1) 地下資源区画利用条件の策定にあたり、省庁および経済管理機関の間における効果的な連携の体制を構築する；

2) 既存の地質学的データ、地質調査報告書およびその他の相応の情報にもとづいて作成された、地下資源区画提供のための入札の初期条件につき、合意を行う；

3) 提出済みの石油ガス鉱床開発関連プロジェクト文書の審査を実施し、ならびに当該文書がウズベキスタン共和国の法および所定の地下資源区画利用条件に適合しているか否かの評価を行う；

4) 特恵的競争取引申請書をウズベキスタン共和国閣僚会議に提出して承認を求める。

オークションまたは入札の参加者は、オークションまたは入札に参加する権利を取得するために、本法第 82 条にしたがって必要とされる文書を、環境鑑定の肯定的結論を除いて提出する。これらの競争的取引参加者は、事前石油ガス鉱床開発プロジェクト文書の代替として概略石油ガス鉱床開発計画を提出することもできる。オークションまたは入札の参加者は、環境鑑定が実施され、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論が得られまで、作業を開始しない旨の誓約書を提出する。

オークションまたは入札における落札者の決定に関する議事録をもって、相応の地籍スクエアにおける有用鉱物地質調査許可証を落札者に対して交付することの根拠とする。ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいて交付される炭化水素採掘許可証には、本法におけるすべての要求の遵守のほか、追加的な条件および料金を設定することができる。これらの条件および料金は、ウズベキスタン共和国閣僚会議と地下資源利用者ととの間に締結される協定書において定める。

オークションまたは入札によって得られた資金の分配は、法の定める手順にしたがってこれを行う。

第 84 条 炭化水素採掘許可証の交付手順

地下資源利用センターは、該当するケースに応じて、炭化水素地質調査許可証を保有する地下資源利用者の炭化水素採掘許可証交付申請書を受理した時点、またはオークション終了後の最終的石油ガス鉱床開発プロジェクト文書を受理した時点からそれぞれ 5 労働日以内に、当該申請書を審査し、かつ提出された申請書が完全なものであるかを判定するための予備検討を行う。

予備検討の終了後、申請書における何らかの不備につき申請人に通告を行う。地下資源利用センターは、申請書における軽微な不備の是正を申請人に許可すること、または申請書を差し戻すことができる。申請書が差し戻された場合、申請人は新たな申請書を再度提出することができる。

地下資源利用センターは、記入済みの申請書を受理した時点から 20 労働日以内にその初回の審査を行う。

地下資源利用センターは、申請書の審査にあたり、提案されている炭化水素採掘作業を実施するための申請人の財政的、専門的および技術的能力および可能性、ならびに提案されている石油ガス鉱床開発プロジェクト文書の技術的および操業的側面が完全なものであるか、遂行可能なものであるか、ならびに提出された文書が本法第 82 条および第 85 条に適合しているかを審査する。提案されている石油ガス鉱床開発プロジェクト文書における不備が発見された場合、地下資源利用センターは申請人に対して、90 日を超えない範囲の合理的な期限内における当該の不備の是正を請求することができる。

申請人は、このような請求を受け取ったのち、自らの申請書の取り下げ、その変更、または変更が合理的でない旨の書面による説明の提出を行うことができる。申請人が自らの申請書の変更、または変更が合理的でない旨の書面による説明の提出を行った場合、地下資源利用センターは当該の回答を検討し、20 労働日以内に自らの回答を提示する。そのほかにも、申請人は聴聞会を実施して自らの立場を陳述することを求めることができ、地下資源利用センターは、申請人本人が出席して提案されている石油ガス鉱床開発プロジェクト文書に関する質問に回答することを請求することができる。この場合、地下資源利用センターは、15 労働

日以内に聴聞会を招集して申請人側の論拠を検討する。その際、地下資源利用センターは、その時点で知ることができたが、本項に示すプロセスの一部であった同センターの初回審査には含まれていなかった新たな問題については、これを提起することはできない。本項に掲げるプロセスは、地下資源利用センターが許可証を承認する準備が整うまで、または申請人が最終的に自らの申請書を取り下げるまで、複数回にわたってこれを適用する。

前項までに掲げるプロセスが完了したのち、地下資源利用センターは石油ガス鉱床開発プロジェクト文書を承認するか、または却下する。

提案されている石油ガス鉱床開発プロジェクト文書を承認した場合、地下資源利用センターは、申請書が本法におけるその他のすべての要求に適合していることを条件として、炭化水素採掘許可証を交付する。

提案されている石油ガス鉱床開発プロジェクト文書の変更が追加の環境鑑定の実施またはその見直しを必要とするものである場合、許可証の交付は、環境鑑定が実施され、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論が取得されるまで、これを行わない。

申請書が本法第 82 条または第 83 条の定める要求に適合していない場合、地下資源利用センターは炭化水素採掘許可証の交付を拒否することができる。当該の拒否は、正当な理由にもとづいて行われる。本法に定めのない事由にもとづく拒否は許されない。地下資源利用センターは、当該の拒否につき審査期限が満了したのちに申請人に通告を行う。

炭化水素採掘許可証が交付される場合、炭化水素台帳の許可証登録簿にその旨の記入がなされる。

第 85 条 炭化水素鉱床開発プロジェクト文書

本法第 82 条にしたがって地下資源利用者が提出する炭化水素鉱床開発プロジェクト文書は、予定する鉱山事業における経済的、技術的および環境保護的側面ならびにリソースおよび安全性にかかわる側面を詳細に説明したものとし、少なくとも以下を含むものとする：

1) 地下資源区画の地質学的構造、分析および解釈の概要を含め、許可証に含まれる地下資源区画の説明；

2) 地質調査および評価に関する実施済みの作業の概要説明；

3) 炭化水素採掘のために考えられる候補案に関する情報、ならびに予定する方式があらゆる候補案の中で最良であることを立証する技術的・経済的評価；

4) 以下を含めた、炭化水素採掘のための最良の受入れ可能な方式にもとづいて予定する作業の詳細な解説：

a) 予定作業計画表；

b) 予定する鉱山事業に関連して建設され、または利用される予定の仮設および常設のあらゆる炭化水素採掘施設またはその他のインフラ施設；

c) 当該の作業の履行にあたって導入を予定する組織的システムおよび管理システム；

5) 地下資源区画またはその一部における炭化水素鉱床管理計画。ここには、商業量発見の開発に要する経済サイクルの予備的期限であって、承認済みの鉱床開発プロジェクト文書を変更する際に提出する必要のあるものが含まれる；

6) 炭化水素採掘作業への資金調達方法の説明；

7) 炭化水素掘削撤収・原状回復処置計画（撤収計画）を含む、操業終了事前計画。

炭化水素鉱床開発プロジェクト文書の特別書式および内容は、法令がこれを定める。

地下資源利用センターは、固体有用鉱物採掘許可証を交付する前に行う炭化水素鉱床開発プロジェクト文書の審査にあたって、計画における技術的および操業的な側面を検討する。地下資源利用センターは、計画の財政的側面の審査に対しては責任を負わない。地下資源利用センターは、合理的な理由がある場合には、以下の基準を他のものよりも優先することができる：

- 1) 炭化水素採掘のために考えられる最も効果的な候補案および予定される炭化水素採掘作業が適切な石油ガス事業実務慣行に合致していること；
- 2) 炭化水素採掘のための持続可能で環境安全性を備えた技術が適用されていること；
- 3) 炭化水素鉱床に損害を与えないものであること；
- 4) 操業対象の地下資源区画、隣接する有用鉱物鉱床、およびその他の地下資源区画に対する炭化水素採掘作業の実施による損害の発生が防止されていること；
- 5) 全般的な収益性および国家にとっての利益が最大限得られること。

発見された炭化水素鉱床の開発および炭化水素の処理に対する追加的要求は、炭化水素の種類および特性、炭化水素鉱床開発方法、処理技術の種類、ならびにその他の要因に応じて、法令がこれを定める。

承認済みの石油ガス鉱床開発プロジェクト文書は、本法第 91 条にもとづく変更がなされていないかぎり、地下資源利用センターがこれを承認した日から 5 年間効力を維持し、この間に実施されるものとする。

予定する炭化水素採掘作業の規模の大きさ、技術的特性および継続期間といった個別の状況に応じて、より長い実施期間が必要となる場合には、地下資源利用センターは、例外として、炭化水素鉱床開発プロジェクト文書が対象とする期間を本条第 5 項に掲げるよりも長い、ただし 10 年を超えない範囲とするよう請求することができる。

承認済みの炭化水素鉱床開発プロジェクト文書からの逸脱は、非常時においてのみ許容される。

第 86 条 炭化水素採掘許可証の有効期限

炭化水素採掘許可証の交付は、それが先に拒否されたもしくは取り下げられていないか、またはその有効期限が本法の規定にしたがって延長されていないかぎり、当該許可証の登録日から最長 25 年を期限としてこれを行う。

炭化水素採掘許可証の有効期限の延長は、地下資源利用者の申請にもとづいて、1 回、25 年までこれを行うことができる。

第 87 条 炭化水素採掘作業の実施に対する要求

地下資源利用者は、何らかの炭化水素採掘作業を開始する前に、必要とされるすべての環境鑑定を実施し、かつ国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の環境鑑定に対する肯定的結論を含め、安全確保に関するすべての必要な許可を取得する。これらの承認文書は、その取得から 5 日以内に地下資源利用センターに提出する。

炭化水素の採掘にあたっては、以下を行う：

- 1) 各々の個別の炭化水素鉱床または複数の鉱床において、炭化水素埋蔵量のうちの最大限の量の採掘を行うことができるようにする；
- 2) 入手可能な先進的技術を用い、合理的な経済原則にしたがう；
- 3) ウズベキスタン共和国の法および適切な石油ガス事業実務慣行にしたがう。

地下資源利用者は、炭化水素採掘にあたって以下を保障するものとする：

- 1) 採掘に用いる技術手段が最適かつ安全であること；
- 2) 採掘にあたっての困難および炭化水素採掘における経済効率の低下をもたらす危険な人為的プロセスの発生からの炭化水素鉱床の保護；
- 3) 石油ガスオペレーションの過程での損失分または利用分を含め、炭化水素埋蔵量のうちの採掘済みの量、地下に残存している量、炭化水素精製品、および採掘プロセスにおいて発生した産業廃棄物についての正確な記録；
- 4) 採掘時の廃棄物および炭化水素精製品が取水施設付近および炭化水素賦存地帯に蓄積することを防止するための、それらのものの貯蔵および収容にあたっての環境保護関連および衛生疫学関連の要求の履行；
- 5) 適用する採掘の手法および方法に関する基準および規格の遵守；
- 6) 鉱床開発プロジェクト文書が定める手順にしたがった炭化水素採取。

炭化水素鉱床の開発にあたり、地下資源利用者は、石油ガス鉱床の全体および個々の炭化水素産出層において、採掘された炭化水素の成分組成および量を含む採掘状況および坑井の技術的稼働条件（圧力、フロー、各々の坑井から採掘された炭化水素およびその他の流体ならびにそれらのうち坑井に圧入された分の量）を常時監視するものとする。地下資源利用者は、各々の坑井について毎月、採掘された炭化水素および圧入された炭化水素の月間総量の記録・管理を行う。

異なる許可証にもとづいて炭化水素の採掘を行う複数の地下資源利用者は、本法が定める場合には、層圧の維持を目的として、ある地下資源利用者が調製した地層水を他の地下資源利用者の鉱床の地層に注入する作業を行うことができる。

地下資源利用者は、層圧の維持を目的として、随伴水の調製およびその後の鉱床内地層への注入に必要とされるインフラ施設を保有する者を起用することができる。

炭化水素の採掘に付随する地下水の汲み上げは、法にしたがって交付される水利用特別許可証または水消費特別許可証を取得することなしにこれを行う。採掘に付随して汲み上げられた地下水（産業用地下水を除く）のその後の利用は、法にしたがって行う。

第 88 条 石油ガス関連インフラ施設

炭化水素の採掘を行う地下資源利用者は、以下につき、ウズベキスタン共和国エネルギー省に書面による通知を行い、その事前承認を得る：

- 1) 石油ガス関連インフラ施設およびその一部の設置；
- 2) 石油ガス関連インフラ施設の初回操業開始時期；
- 3) 石油ガス関連インフラ施設のあらゆる大規模な改造または改変、ならびに当該施設が改造または改変後に稼働を再開する時期；
- 4) 石油ガス関連インフラ施設が石油ガス鉱床開発計画にしたがって最初に承認された際のその目的に対するあらゆる変更；
- 5) 鉱床開発プロジェクト文書が当初定めていた期限を超える設置済み施設の使用、および所定の期限満了後の当該施設の効果的稼働を保障するために実施する必要のある措置；
- 6) 石油ガス関連インフラ施設の操業停止、再利用および廃棄に関する地下資源利用者の決定。

本条が定める義務は、炭化水素地質調査許可証を取得した地下資源利用者に対しても適用される。

第 89 条 炭化水素採掘許可証にもとづく地質調査の実施

炭化水素採掘期間中、地下資源利用者は、有効な炭化水素採掘許可証にもとづき、発見済みの鉱床または鉱脈の地質学的構造および埋蔵量のさらなる修正を目的として、地下資源区画における地質調査を行うことができる。当該のあらゆる地質調査および鉱床地質学的測量は、炭化水素鉱床開発プロジェクト文書および石油ガス事業の適切な実務慣行にしたがって行う。

地下資源利用者は、実施を予定する何らかの鉱床地質調査につき、当該作業開始の1週間前までに、地下資源利用センターに書面によって通告を行う。当該の通告書の書式は、法令がこれを定める。

地質調査中に地下資源利用者が地下資源区画において新たな鉱脈を発見した場合、その評価は鉱床開発プロジェクト文書の補足にもとづいて実施する。

地下資源区画における新たな炭化水素鉱脈の発見は、炭化水素採掘期間を延長する事由とはならない。

地下資源利用者は、何らかの操業時鉱床地質調査および測量の結果に関するすべての情報を、当該作業の実施完了後1カ月以内に、地下資源利用センターに提出する。

第90条 随伴ガスの燃焼および冷間放出

炭化水素の燃焼または冷間放出は、安全確保のために必要とされる場合、または炭化水素の評価の過程で、もしくは炭化水素採掘作業の実施の過程で使用される施設の操業開始時にのみ許容される。

地下資源利用者は、採掘した炭化水素の燃焼または冷間放出を行わないためのすべての合理的な商業的または事業上の代替案を検討する。ここには、炭化水素の何らかの余剰分を燃料または炭化水素回収率改善手段として用いること、ならびに排出を目的とする圧入、貯蔵またはは容認しうる経済条件にもとづく生活用途としての国家への提供などが含まれる。

地下資源利用者は、計画されている炭化水素の燃焼または冷間放出の前に地下資源利用センターに対して申請書を提出し、ならびに必要とされる環境鑑定の実施に関連して、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の環境鑑定に関する肯定的結論またはその他の合意文書を取得する。

採掘した炭化水素のフレアスタックによる燃焼または冷間放出のための申請書には、申請書提出の理由、相応の石油ガス関連インフラ施設に関する説明、ならびに炭化水素の燃焼または冷間放出の量、内訳および時期を記載する。

地下資源利用センターは、地下資源利用者が鉱山事業の過程で圧入、冷間放出またはフレアスタックによる燃焼の対象とすることのできる一定時間あたりの採掘済み炭化水素の量を定める。地下資源利用センターは当該の量の決定にあたって地下資源利用者と緊密に連携し、かつ以下を行う：

1) 圧入、放出およびフレアスタックによる燃焼の対象とすることのできる採掘済み炭化水素の月次総量を鉱床、それぞれの炭化水素産出層およびそれぞれの個別の坑井に割り振る；

2) 鉱床の特性に関する新たな情報またはその他の事情によって別段の措置が必要とならないかぎり、鉱床開発計画のもとになっている採掘予定表を考慮に入れる。

採掘した炭化水素のフレアスタックによる燃焼または冷間放出に関する要求は、法令がこれを定める。

地下資源利用者は、地下資源利用センターに対し、炭化水素の利用、圧入、冷間放出、フレアスタックへの送致および焼却に関するすべてのデータおよび情報を、自らの月次報告書において提出する。

第91条 承認済みの炭化水素鉱床開発プロジェクト文書の変更

生産施設およびインフラ施設の構成に対する何らかの変更を含め、予定されている炭化水素採掘作業の種類、方法および（または）技術、作業実施の範囲および期限に変更を加える必要がある場合、地下資源利用

者は、承認済みの炭化水素鉱床開発プロジェクト文書に相応の変更を行い、地下資源利用センターにその修正版を提出する。

地下資源利用者は、以下の場合に、炭化水素鉱床開発プロジェクト文書の変更について地下資源利用センターとの間で合意を行う：

- 1) 現行の炭化水素鉱床開発プロジェクト文書が定める採掘作業にかかわるリスクの増大；
- 2) 現行の炭化水素鉱床開発プロジェクト文書が定めていない追加的リスクの発生につながる手法および（または）技術の変更；
- 3) 実施することによって現行の炭化水素鉱床開発プロジェクト文書に記載されている環境保護指標および経済指標の達成が不可能になるような、採掘作業の変更；
- 4) 実施するために環境鑑定の肯定的結論が必要となり、かつ現行の炭化水素鉱床開発プロジェクト文書に定められていない採掘方法の変更；
- 5) 土壌上層部の一体性をさらに損なうものである採掘作業の変更；
- 6) 主要な炭化水素採掘設備および（または）インフラ施設の数およびパラメータの変更。

見直し後の炭化水素鉱床開発プロジェクト文書は、地下資源利用センターが、当該の修正版を受け取ってから 20 労働日以内に審査するものとする。

地下資源利用センターは、炭化水素鉱床開発プロジェクト文書が完全なものであるか、遂行可能なものであるか、ならびに提出された文書が本法第 85 条に適合しているかを審査する。

炭化水素鉱床開発プロジェクト文書に不備が発見された場合、地下資源利用センターは申請人に対し、90 日を超えない範囲の合理的な期限内における当該の不備の是正を請求することができる。炭化水素鉱床開発プロジェクト文書の変更事項が何らかの追加的な環境鑑定の実施またはその見直しを必要とする場合、当該のプロジェクト文書の承認は、当該の環境鑑定が実施され、国家環境鑑定実施機関およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論が取得されたのちにのみ、これを行う。

地下資源利用センターは、審査プロセスの完了後、変更後の炭化水素鉱床開発プロジェクト文書を受け入れるか、またはこれを承認するために必要となる、地下資源利用者が遵守すべき妥当な条件を提案する。

地下資源利用センターによって承認される前に、変更された鉱床開発プロジェクト文書にしたがって作業を行うことは禁じられる。

第 92 条 炭化水素採掘のための年間費用最低額

炭化水素採掘許可証を保有する地下利用者は、本条および法令が定める炭化水素採掘のための年間費用最低額に関する要求を遵守するものとする。

炭化水素採掘許可証を保有する地下資源利用者の年間費用最低額は、法令がこれを定める。炭化水素採掘のための年間費用最低額の計算は、会計年度の 1 月 1 日現在で有効な、ウズベキスタン共和国領内で定められた基礎計算値にもとづいてこれを行う。

炭化水素採掘許可証有効期間の初年度または最終年度が 1 年に満たない場合、年間費用最低額は、当該年中の許可証有効期間に含まれる完全な月の数に比例して計算される。

炭化水素採掘許可証の効力がある年度の途中で終了する場合、年間費用最低額は、当該年度において許可証有効期間に含まれる完全な月の数に比例して計算される。

炭化水素採掘のための年間費用最低額に含めるべきまたは含めるべきでない石油ガスオペレーションの種類は、法令がこれを定める。炭化水素採掘のための年間最低額の計算は、許可証に記載されている地籍スクエアにおいて支出される費用についてのみ行う。

本条が定める炭化水素採掘のための年間費用最低額に関する義務に違反した場合、地下資源利用者は、不足分の費用を負担し、会計年度終了後3カ月以内に地下資源利用センターに対してその旨についての報告書を提出するものとする。その際、本条にもとづいて地下資源利用者が負担した費用は、現行年度の費用には計上せず、当該会計年度分の報告書に反映されているものとみなされる。

第93条 炭化水素採掘許可証を保有する地下資源利用者の権利

地下資源利用者は、炭化水素採掘許可証によって、あらゆる種類の炭化水素であって当該許可証に含まれる地下資源区画から取り出しうるものの採掘および処理を行う独占的な権利を付与される。

炭化水素採掘作業は、炭化水素採掘許可証の条件および承認済みの炭化水素鉱床開発プロジェクト文書の規定にしたがって行う。

地下資源利用者は、炭化水素採掘許可証によって、当該許可証に含まれる地籍スクエアの表面に相当する土地および地下資源区画において以下を行う権利を付与される：

1) 商業量発見の質、規模および利用度合いを正確に評価するために、許可証に含まれる地下資源区画の追加的な地質調査を実施する；

2) 法にしたがって、炭化水素の試験生産的採掘を行う；

3) 炭化水素埋蔵量の評価見直しのための追加的調査を実施する；

4) 炭化水素採掘作業を実施する；

5) 許可証に記載されている地下資源区画においてあらゆる種類の炭化水素の採掘を行う；

6) 採掘した炭化水素を精製して商品性のある製品および天然ガス高度精製品を得る；

7) 採掘した炭化水素の輸送、貯蔵および販売を行う；

8) 相応の許可、合意および承認が取得されていることを条件として、炭化水素の採掘、その精製および輸送のためのインフラ施設、ならびにその他のそれらに関連する施設を設置する。ここには以下が含まれる：

a) 許可証に記載されている地下資源区画において、炭化水素採掘作業を行うためのインフラ施設の建設、据付、配置または移動および操業を行う；

b) 従業員のための仮設または常設の建造物および設備であって、炭化水素採掘作業の効果的な実施に必要とされるものの建設または据付を行う；

c) 採掘した炭化水素、石油製品ならびに天然ガスおよびその他の材料の高度精製品の出荷、輸送、荷卸し、貯蔵（備蓄およびその他の形による）および精製にかかわるものを含め、何らかのインフラ施設の建設、据付、配置および操業を行う。ただし、当該の活動が炭化水素採掘作業と直接関連のあるものであることを条件とする；

9) 許可証に含まれる地下資源区画内における何らかの天然の水力資源の利用に対する相応の許可または承認が取得されていることを条件として、当該の天然の水力資源を炭化水素採掘作業に関連した目的のために利用する；

10) 外部から干渉されることなく、許可証にもとづく自らの権利を行使する；

11) 炭化水素採掘作業に必要とされる、またはそれに関連したその他の活動を実施する。

第 94 条 炭化水素採掘許可証を保有する地下資源利用者の義務

炭化水素採掘許可証の有効期間中、地下資源利用者は以下の義務を負う：

- 1) 許可証交付日から 6 カ月以内に炭化水素採掘作業を開始する；
- 2) 採掘技術を含め、あらゆる種類の石油ガスオペレーションを、すべての適用されるべき規格および基準、適用されるべき手法および技術、ならびに適切な石油ガス事業実務慣行に適合させる；
- 3) 石油ガスオペレーションを、承認済みの炭化水素鉱床開発プロジェクト文書に本質的に適合させる；
- 4) 現行の炭化水素鉱床開発プロジェクト文書を変更する場合、地下資源利用センターに対して、更新後の炭化水素鉱床開発プロジェクト文書を提出する；
- 5) 炭化水素の採掘にかかわるすべての活動および地下資源区画のその他の何らかの適法な利用を、それらのすべての作業が、合理的な手段によって回避可能な公共の、または私的な利益の侵害につながることがないように、炭化水素の採掘を行うために必要とされる措置に限定する；
- 6) 最大限の炭化水素回収率を確保するため、炭化水素鉱脈の生産性および炭化水素鉱床の開発状況を常時監視する；
- 7) 地下資源の利用にかかわる活動に対して現行法規が定めるすべての要求の体系的かつ恒常的な遵守を目的とする適切な管理システムの構築、導入および定期的更新を行い、当該要求の履行状況の監視を保障する；
- 8) 本法第 92 条に定める炭化水素採掘のための年間費用最低額を負担する；
- 9) あらゆる種類の石油ガスオペレーションに対する保険証券の取得およびその定常的な更新を行い、かつ、相応の保険により付保される限度額、控除額およびその他の条件が、実施する石油ガスオペレーションの性質および種類を考慮したうえで、当該の石油ガス産業分野において一般的に適用される実務慣行に適合したものであることを保障する；
- 10) 現行法規、石油ガス事業の適切な実務慣行および相応の設備の生産者が提供したマニュアルにしたがって、精製、商業会計および課税の目的に資するための炭化水素の正確な記録、測定および試験を実施する；
- 11) 開発にかかわる毎日の作業日誌、ならびに採掘、生産物の出荷、設備の搬入および搬出、ならびに事故および現場訪問者の記録簿の管理を含め、採掘された炭化水素および採掘にあたって発生する廃棄物の確実な記録・管理を行う；
- 12) 本法の規定およびその他の適用法規にしたがって、ウズベキスタン共和国エネルギー省およびその他のあらゆる管轄機関に対して炭化水素採掘作業のあらゆる側面について通知を行う；
- 13) 本法第 97 条および第 98 条が定める報告義務を遅滞なく履行する；
- 14) 承認済みの環境保護的および社会的な管理計画を実施し、かつモニタリングの実施および報告義務の遵守を含め、その定期的な見直しおよび更新を行う；
- 15) 廃棄物の貯蔵および処分にあって環境保護関連の要求を遵守する；
- 16) 炭化水素の精製および販売を規制する法の要求を遵守する；
- 17) 石油ガス関連設備の操業終了および炭化水素採掘許可証に含まれる土地の回復を目的として、本法第 15 章にしたがって、操業終了基金への積立金を拠出する；

18) 本法第 16 章にしたがって、現地物品およびサービス調達計画を実施する；

19) 本法第 16 章にしたがって、現地人材の雇用、訓練および昇進に関する計画を実施する；

20) 本法第 16 章およびその他の法令にしたがって、承認済みの研修プログラムを実施し、かつ労働災害防止および安全技術ならびに作業員のための良好な労働条件の整備にかかわる基準、ならびに事故および非常時への即応体制および処理体制の確保にかかわる措置を遵守する；

21) ウズベキスタン共和国の国際条約にしたがって、腐敗に対抗するための行動規範を策定し、その遵守を保障する；

22) 定期的な、および無作為抽出による検査および（または）監査の実施手順を遵守する；

23) 関税、賦課金、手数料および税であって争議の対象となっていないものすべてにつき、これを適時かつ正確に申告し、納付する；

24) 本法およびその他の何らかの適用法規の規定を遵守することを目的として、すべての関係する所管機関および法執行機関職員と協力する。

炭化水素採掘許可証を保有する地下資源利用者には、法により上記以外の権利が付与されることもありうる。

第 95 条 炭化水素採掘の共同実施

商業量発見が含まれる何らかの炭化水素鉱床につき、その一部がある一つの炭化水素採掘許可証に含まれる地下資源区画にあり、別の一部が別の炭化水素採掘許可証に含まれる別の地下資源区画にある場合、ウズベキスタン共和国エネルギー省は、当該の地下資源利用者たちに対して、炭化水素共同鉱山事業の実施を目的として共同開発契約を締結する必要がある旨を書面により要請することができる。

相応の鉱床開発の事業化指標を改善し、より効果的で最適化された炭化水素採掘を行うことを目的として、当該の共同開発契約にもとづき、複数の炭化水素採掘許可証に記載されている地下資源区画を統一的な地下資源区画とみなす。

地下資源利用者たちが、本条第 1 項に掲げる書面による通告を受け取った時点から 18 カ月以内に、共同開発契約の条件について合意しなかった場合、ウズベキスタン共和国エネルギー省は、共同開発協定の条件につき、決定を下すことができる。

共同開発契約においては、審査の対象とされる一連の問題に限定することなく、以下も行われる：

1) 共同鉱床開発作業を実施する地下資源区画を定める；

2) 共同開発契約にもとづく各々の地下資源利用者の出資分を示す；

3) 地下資源利用者たちの間で共同利用される、発電施設を含む生産施設、ならびにインフラ施設および補助施設、ならびに設備および資材を列記する；

4) 相応の作業プログラムおよび予算を含め、共同開発および採掘にかかわりのある石油ガスオペレーションの種類を定める；

5) 意思決定プロセスを定める；

6) 炭化水素採掘にかかわる日常的な共同作業の指揮をとるオペレータの任命手順を定め、その退任および交替の手順を定める；

7) 課税に関する相応の問題を含め、地下資源利用者たちの間における採掘済みの炭化水素の分与および分配の手順を定める；

8) 料金の未払い、契約の延長、譲渡、拒否および破棄、ならびに石油ガス関連インフラ施設の操業終了にかかわる規程を定める。

本条第6項を考慮に入れて、炭化水素鉱床の共同開発を実施する場合、地下資源利用センターは、予定される炭化水素鉱床共同開発を考慮したうえで自らが合理的であるとみなす、相応の許可証の再交付を行う。

共同開発契約の承認後、共同開発契約の当事者たちは、共同開発の必要性および効果ならびにその実施スキームの根拠が示されている新たな炭化水素鉱床開発プロジェクト文書を作成し、これを地下資源利用センターに提出して承認を求める。

共同開発契約のあらゆる変更は、地下資源利用センターとの間での事前の合意を必要とする。

第96条 国境地帯の地下資源区画における炭化水素の採掘

炭化水素採掘作業の実施によって、地下資源利用者が、国境地帯の地下資源区画において、ウズベキスタン共和国領内に存在する炭化水素鉱脈（鉱脈の全体）であって、隣国の領土内に向かって走向が伸びているものを発見した場合、当該の地下資源利用者は、地下資源利用センターおよびウズベキスタン共和国エネルギー省に対して、ただちにその旨を書面または電子的形式によって通知するものとする。

ウズベキスタン共和国と、発見された炭化水素鉱脈（鉱脈の全体）の一部がその領土内に存在する国家との間に相応の国際条約が存在しない場合、地下資源利用センターは、当該の国家との間における協定が締結されるまで、国境地帯の地下資源区画における炭化水素採掘作業を一時停止する旨の決定を下すことができる。

地下資源利用センターは、国境地帯の地下資源区画における炭化水素採掘作業を一時停止する旨の決定を下した日から3労働日以内に、その旨を書面または電子的形式によって地下資源利用者に通告し、かつ30暦日以内に、国境地帯の地下資源区画に存在する炭化水素鉱床の開発の手順および条件を定めたウズベキスタン共和国と隣国との間の国際条約の策定を開始する。

地下資源利用センターが国境地帯の地下資源区画における炭化水素採掘作業を一時停止する旨の決定を下した場合、炭化水素採掘許可証の効力は、作業再開許可証の交付まで停止されたものとみなす。

第97条 炭化水素採掘許可証にもとづく報告義務

すべての炭化水素採掘作業は、炭化水素に関する報告書においてこれを文書化する。

炭化水素採掘許可証を保有する地下資源利用者は、以下の報告書をウズベキスタン共和国エネルギー省に提出する：

1) 炭化水素を地下から採取している場合：

a) 各日の終了後2日以内に — 各日を対象とする日次炭化水素採掘報告書；

b) 炭化水素の実際の採掘が開始されて以降の各月の終了後10日以内に — 前月分の採掘作業に関する情報を明記した月次採掘報告書；

2) 各四半期の終了後30日以内に：

a) 炭化水素鉱床の生産性に関する四半期報告書；

b) 前四半期における採掘済み炭化水素の売上に関する報告書。

地下資源利用者は、炭化水素採掘作業の開始以降の各年の終了後30日以内に、ウズベキスタン共和国エネルギー省およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省に対して、以下を記載した年次報告書を提出する：

1) 前年に地下資源区画で実施したすべての種類の炭化水素採掘作業に関する全般的説明、ならびに各鉱脈またはその部分ごとの炭化水素の埋蔵量および地下資源区画における開発に向けた各々の発見物ごとの炭化水素の量についての予備的試算；

2) 炭化水素鉱床の管理および開発効率の確保にかかわる最新情報を含め、炭化水素採掘量（採掘ロスを含む）に関する情報；

3) 炭化水素の採掘、出荷および販売のための費用に関する情報；

4) 現地人材の訓練および研究開発活動のための費用に関するものを含め、調達した商品、役務およびサービス、ならびにそれらにおけるローカルコンテンツ比率に関する情報；

5) 法の要求にもとづくその他の情報。

炭化水素採掘を行う地下資源利用者は、以下の場合、ウズベキスタン共和国エネルギー省に対して特別報告書も提出する：

1) 石油ガス関連インフラ施設の建設の完了；

2) 石油ガス関連インフラ施設の変更または改変；

3) 坑井内部の設備の据付または変更；

4) 層圧、層特性または炭化水素フロー特性の測定を目的とする生産井の試験の実施；

5) 生産井または採掘井の終了または撤収。

炭化水素採掘許可証を保有する地下資源利用者が炭化水素の概査または地質調査を実施する場合、当該の地下資源利用者は、それぞれ本法 69 条および 80 条が定める報告書を提出する。

第 98 条 炭化水素採掘許可証にもとづく最終報告書

炭化水素採掘許可証を保有する地下資源利用者は、当該許可証の効力が終了した日から 3 カ月以内に、ウズベキスタン共和国エネルギー省およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省に対して、許可証有効期間の全体を対象とした、法令が定める書式による最終報告書を提出する。

当該の最終報告書においては、これまでの年次炭化水素報告書を集めたものを含めるほか、以下を記述する：

1) 採掘した炭化水素、生産した石油製品および天然ガス高度精製品のトン数、量、内訳、内容および価格に関する情報を含め、実施した鉱山事業および処理精製作業の成果；

2) 搬出した廃棄物のトン数および量、ならびにその処分方法に関する情報；

3) 費用、支出および就労させた従業員に関する詳細な情報；

4) 地下資源区画に残存する炭化水素埋蔵量および資源量の予備的試算であって、しかるべき縮尺の平面図および断面図によって示されているもの；

5) 発生した何らかの重大な故障および事故のタイプおよび件数を含め、許可証にもとづいて実施した採掘および処理精製に関連する、労働災害防止および安全技術上の諸問題ならびに環境保護上の諸問題；

6) 操業終了計画および地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画にもとづいて土地の最終的な回復を可能とする、土地回復にかかわる実施済みおよび実施予定の施策；

7) 炭化水素採掘作業の過程で地下資源利用者が負担した費用総額。

第 99 条 炭化水素採掘許可証を保有する地下資源利用者に与えられる保証

炭化水素の採掘を行う地下資源利用者に対しては、新規鉱床の開発に際して、本条第2項を考慮に入れたうえで、以下が保証される：

- 1) 採掘した炭化水素の一部は、個別協定書にもとづき、相応の国家機関および国営企業が買い上げる；
- 2) 地下で採掘される炭化水素の全量に対して、炭化水素の輸送および精製を行う施設およびその他の相応のインフラに対するアクセスが提供される；
- 3) 個別協定書にもとづき、国際市場価格に関するアームズレングス原則にのっとり、採掘した天然ガスの一部を市場取引条件によって第三者に輸出することができる。

不可抗力的事態が発生した場合には、ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の文書にもとづいて、あらゆる事象が終了するまで、本条にもとづく保証の提供を停止することができる。本条において、不可抗力的事態とは、許可証保有者および（または）何らかの統轄国家機関の支配が及ばず、かつ不測の、または予見できなかったあらゆる緊急の事象のことをいう。

地震、洪水などの自然災害、または外国との間の宣戦布告なき戦争および軍事行動、侵攻、暴動、異常に寒冷な気象条件、ならびにゼネラルストライキなどの大規模社会混乱をもって、当該の事象とみなすことができる。

第10章 地下貯蔵

第100条 地下貯蔵が可能な地下空間

地下貯蔵が可能な地下空間とされるのは、地盤工学、地質学、経済学、環境学の要素を考慮して、生産活動や科学研究などを行うための施設を配置する場所として利用することができる地下の三次元空間である。

対象となる地下空間は、天然または人為的に形成された地下の空洞または人間の滞在、事業活動や科学研究などに必要な施設の配置のための場所としての利用に適するその他の地下区画である。

この地下資源区画範囲内にある有用鉱物などの地下資源は、上記地下資源区画空間の一部とは認められない。

第101条 地下貯蔵のための地下空間区域

地質学的自然条件が有用鉱物採掘とは無関係の利用を可能にする地下空間は、目的に合わせた地質探鉱作業および既存の地質学的資料の分析の結果にもとづいて選ばれる。

選ばれた地下空間区画の地質学的資料は、法令の定めた手順にもとづいて国家鑑定を受ける。

有用鉱物鉱床が位置している地籍スクエア、および生活用、飲用地下水用の地籍スクエア地表面土地区画内に位置する地籍スクエアは、地下貯蔵のための利用に供することはできない。

有用鉱物採掘とは無関係の目的に使用するための地下空間区画選択の妥当性を決定するのは、有用鉱物埋蔵量国家委員会である。

地下貯蔵に利用できる地籍エリアは、国家地下資源ファンド台帳に記録されなければならない。そうした地籍スクエアは、とくに指示がなく、許可されていなければ、オープンなものとされなければならない。

第102条 貯蔵のための地下区画地質調査許可

本法に定める手順により、本法第101条にしたがって割り当てられた特定の地下区画を貯蔵のための地下区画地質調査に供することができる。

貯蔵のための地下区画地質調査許可証は、有資格者に「先着順」の原則により、オープンな、連続する 40 の地籍スクエアを対象として交付される。

貯蔵のための地下区画地質調査許可証を取得するために有資格者は、地下資源利用センターに以下の情報を示した申請書を提出する：

- 1) 国家登記証明書にもとづく申請人の正式名称；
- 2) 申請人が有資格者であることを証明する情報；
- 3) 所在地および座標を明記したしかるべき縮尺の地図を含め、請求対象とするオープンな地籍スクエアに関する詳細な情報；
- 4) 当該地下区画の調査の必要性の根拠を含む、地質調査プロジェクト文書；
- 5) 必要な環境鑑査評価が実施され、国家環境鑑定およびウズベキスタン共和国鉱業・地産鉱業・地質分野監督局の肯定的結論が得られるまでいかなる活動も開始しない旨の誓約書。

貯蔵のための地下区画地質調査許可証交付申請書の審査手数料の金額は、法令がこれを定める。手数料は返還されない。

地下資源利用センターは、申請人が本条にある要求を満たしていないか、同人の地質調査プロジェクト文書に地下区画を調査・利用する必要が示されていない場合、貯蔵のための地下区画地質調査許可証の交付を拒否することができる。

貯蔵のための地下区画地質調査許可証の交付拒否は、正当な理由にもとづき、かつ本法および法令の規定に適合していなければならない。

貯蔵のための地下区画地質調査許可証は、国家地下資源ファンド台帳に記入されなければならない。

第 103 条 地下貯蔵のための地下区画利用許可証

地下貯蔵のための地下区画利用許可証は、有用鉱物鉱床が含まれていないか、あるいは非金属有用鉱物などの重要ではない有用鉱物資源が含まれている地下区画の利用に対して交付される。

地下貯蔵のための地下区画利用許可証は、「先着順」の原則で法人にのみ交付される。該当する地籍スクエアで地下貯蔵のための地下区画地質調査を行った地下利用者が優先される。

地下貯蔵のための地下区画利用許可証交付の申請書は有資格者がウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省に提出するが、炭化水素の貯蔵を計画している者、または他の種類の地下貯蔵を計画している者は、地下資源利用センターに申請書を提出する。

申請書には以下の情報が記載されていなければならない：

- 1) 国家登記証明書にもとづく申請人の正式名称；
- 2) 申請人が有資格者であることを証明する情報；
- 3) 所在地および座標を明記したしかるべき縮尺の地図を含め、請求対象とするオープンな地籍スクエアに関する詳細な情報；

3) 地下貯蔵のための地下区画利用許可証に記されたオープンな地籍スクエア、または申請対象であるオープンな地籍スクエアについての、所在地および座標を明記したしかるべき縮尺の地図を含め、詳細な情報；

4) 地下貯蔵施設の仕様、その水密仕様、岩盤のタイプ、貯留岩層の深度と厚さ、同面積、空隙率、上下の不透水層の特性、地下水の自然流速、水質および水量、埋設・貯蔵・排出にかかわる鉱山工学的、特別な地質工学的、水文地質学的、生態学的条件などについての地質報告書；

5) 有害・有毒物質、固体および液体の廃棄物、廃水および工業用水といった貯蔵対象物の特性、ここには名称、それらが発生する生産施設や工程の名称、それらの化学組成、有毒成分、火災危険性、爆発危険性、溶融性、貯蔵時の他の物質との親和性、主な放射性核種汚染物質とその放射能強度、ならびに輸送システムの仕様が含まれる；

6) 地下区画の選択が記載された目的での利用のために妥当である旨の有用鉱物埋蔵量国家委員会の決定；

7) 国家環境鑑定および保健防疫鑑定に合格した地下貯蔵プロジェクト文書；

8) 申請人が地下貯蔵プロジェクト文書に適合する財政的、専門的、技術的能力を有することを示す情報；

9) 地下区画利用後の撤収・原状回復処置計画；

10) 申請書審査手数料が支払済であることを証明する文書。

地下区画利用許可証申請書の審査と許可証交付のプロセスは 20 日以内に終えなければならない。

地下区画利用許可証交付申請書審査の手数料については、法令でこれを定める。手数料は返還されない。

申請書を審査するにあたり、ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省および地下資源利用センターは、それぞれのケースに応じて、地下貯蔵にかかわる活動を行うための申請人が有する財政的、専門的、技術的手段および能力、ならびに地下貯蔵にかかわる技術上、操業上の側面が十全か、実行可能か、本条に適合しているかを審査する。

本条第 4 項 7 号にしたがって提出された地下貯蔵プロジェクト文書に不備が見つかった場合、地下資源利用センター、ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省、ウズベキスタン共和国保健省またはウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局は、申請人に妥当な期間に不備を是正するよう要求することができる。

上記の要請を受けた申請人は、その申請書を回収し、そこに変更を加えるか、または変更を加えることが妥当ではない旨の文書による弁明を提出することができる。申請人が申請書に変更を加えるか、または変更を加えることが妥当ではない旨の文書による弁明を提出した場合、上記国家機関はその回答を審査し、20 日以内に自らの回答を提出する。

申請人は自らの立場を述べるために聴聞会の開催を要請することができ、国家機関は根拠に関する問題に回答するために申請人に出頭するよう要求することができる。この場合地下資源利用センターは、申請人および相応の国家機関が参加する聴聞会を申請人の論拠を検討するために、15 労働日以内に聴聞会を開催する。その際、国家機関は、その時点で知ることができたが本項に記載されているプロセスにおける当初の検討課題に含められていなかった問題を提起することはできない。本項に示すプロセスは、ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省または地下資源利用センターが、許可証を承認するか申請人が最終的に申請を取り下げるまでのいずれかまで、複数回繰り返される。

申請書またはそれに添付された文書が本条の要求を満たしていない場合、ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省または地下資源利用センターは地下貯蔵許可証の交付を拒否することができる。

地下貯蔵許可証が交付された場合、国家地下資源ファンド台帳にその旨の記入がなされる。

第 104 条 地下貯蔵許可証の有効期限

貯蔵のための地下区画地質調査許可証は、2年を超えない期間を対象に交付される。貯蔵のための地下区画地質調査許可証の有効期限の延長は、本法第110条に定める手順にしたがい、2年間を対象に1度行うことができる。

地下貯蔵許可証は25年を超えない期間を対象に交付される。

地下貯蔵許可証の有効期限は、本法第110条に定める手順にしたがい、当初与えられた許可証有効期限を超えない期間につき複数回延長することができる。ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省が交付した地下貯蔵許可証の場合、同省は本法第11章にしたがい地下資源利用センターの役割を果たす。

第105条 地下貯蔵プロジェクト文書

地下貯蔵プロジェクト文書は地下空間を利用する際の条件とパラメータを定めるものである。

ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省はウズベキスタン共和国鉱業・地質省の同意を得て、地下利用プロジェクト文書作成規則を定め、これを承認する。

地下貯蔵プロジェクト文書には以下が含まれる：

- 1) 地下空間の利用目的；
- 2) 申請対象である地下区画の利用期間；
- 3) 利用対象の記述；
- 4) 危険または有毒のおそれある物質、固体または液体の廃棄物および工業用水といった貯蔵対象物の説明。ここには、それらの名称、それらが発生する生産施設や工程の名称、それらの化学組成、有毒成分、火災危険性、爆発危険性、溶融性、貯蔵時の他の物質との親和性、主な放射性核種汚染物質とその放射能強度が含まれる；
- 5) 予定される操業に関する情報。ここには貯蔵の地盤工学的条件、圧力、火災危険性、爆発危険性、地下水汚染、沈殿および輸送システムなどが含まれる。

地下貯蔵プロジェクト文書作成のためのフォーマットと特別な条件は、法令により定められる。

地下貯蔵プロジェクト文書に加えられるいかなる変更も、国家環境鑑定および保健防疫鑑定を受けなければならない。

第106条 地下貯蔵許可証を取得した地下利用者の権利と義務

地下貯蔵のための地下区画地質調査許可証または地下貯蔵許可証を得ずに地下空間を地下貯蔵に利用することは禁止される。

地下貯蔵のための地下区画地質調査許可証を保有する地下利用者は、必要とされている環境鑑定を受け、国家環境鑑定およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的結論を得た後に、本法第102条にしたがって提出した地質調査プロジェクト文書に述べた活動を行うことができる。

地下貯蔵許可証を保有する地下利用者は以下の要求を満たさなければならない：

- 1) 使用する機器が最適で安全なものであること；
- 2) 危険な人為的プロセスの影響から地下空間を守ること；
- 3) 固体、液体および放射性廃棄物、有害で有毒な廃棄物、投棄（注入）する雨水および工業用水を保管または埋設処分する際の正確な記録；
- 4) ラボでの調査・分析データなどの地質情報の正しさと保全を確保すること。

地下を貯蔵に利用する地下利用者は本法第 15 章の、地下区画利用後の撤収・原状回復処置計画の策定、更新および遵守に関する要求を遵守しなければならない。

地下貯蔵許可証を保有する地下利用者は、地下区画を以下の作業の実施のために利用することができる：

- 1) 原油とガス、ガス・石油製品の地下貯蔵施設を設置し、操業すること；
- 2) 固体または液体の廃棄物および放射性廃棄物、有害・有毒物質を貯蔵または埋設処分するため、雨水・鉱滓・工業用水を排出（注入）するための、地下施設を設置および（または）操業すること；
- 3) 地下水埋蔵量を人為的に増加させるための地下への注水、およびこの目的に供される地下施設の建設および（または）操業。

本条第 5 項に定める作業は、承認された地下貯蔵プロジェクト文書にしたがって行われなければならない。

第 107 条 地下貯蔵に関する報告義務

地下貯蔵にかかわるあらゆる作業は、地下貯蔵プロジェクト文書に詳述されなければならない。

地下空間の利用に際しては、ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省または地下資源利用センターに、地下貯蔵プロジェクト文書にある要求履行、地下空間設置対象物の状態およびそれに生じる変化についての報告書が提出される。

これらの報告書の書式と内容は法令により定められる。

第 11 章 地下資源利用活動主要種類に対する許可証にかかわる一般規定

第 108 条 同一区域内における複数の異なる地下資源利用者による地下資源の利用

本法に別段の定めがない限り、複数の異なる地下資源利用者が同一の地籍スクエア（以下、重複区域）境界内で作業を行うことはできない。

許可証が交付済みの地籍スクエアについて、異なる種類の地下資源利用を許可するという形で、別の地下資源利用許可証を交付することができるが、その際には、二つ目の許可証により行われる活動が先に出された許可証により行われる活動に影響を与えない深さで行われることが条件となる。いかなる場合においても、何らかの地下施設（掘削井、鉱坑）とそれとの連絡路の半径 500 m 以内の区画においては、交付済みの許可証の対象となっている地籍スクエアに対し別の許可証を交付することは禁止される。

二つ目の許可証によって行われる活動が先行する許可証に影響しない深さで行われる場合には、すでに許可証が交付されているのと同じ地籍区画を対象に地下資源利用許可証を交付することができる。何らかの地下施設（掘削井、坑井）とそれとの連絡路から半径 500 m 以内にある区画においては、いかなる場合でも先に有効となっている許可証と同じ地籍エリアを対象とする別の許可証を交付することは禁止される。

上記のような場合、申請人が効力を有する許可証の対象である地籍区画についての許可証交付を申請する者は、地下資源利用センターと有効な許可証を有している地下資源利用者に対し、先行する許可証が対象としている地籍区画についての当該の新たな許可証は、先行する地下資源利用者の活動を妨げないということを合理的に示す証明を提出しなければならない。

重複区域で複数の地下資源利用者が活動する際の手順は、双方間で締結される協定によって定めるものとする。協定では、重複区域における地下資源利用作業のすべてまたは一部を遂行する条件および手順が決定される。

協定はシンプルな書式の文書の形で締結され、締結後 5 労働日以内に地下資源利用者（複数）により地下資源利用センターおよび現地のしかるべき行政機関に提出される。

協定には、一方の地下資源利用者が負担した費用の妥当で相応の補償を行う旨を定めることができる。

本法に別段の定めがない限り、地下資源利用者間で重複区域における活動手順について合意に至らなかった場合、そこでの活動の優先権は許可証を先に取得していた地下資源利用者に与えられる。

第 109 条 地下資源区画利用許可証の再交付

地下資源区画利用許可証は以下の場合に再交付することができる：

- 1) 地下資源利用者の名称の変更、またはその再編；
- 2) 許可証に記された有用鉱物の種類の変更；
- 3) 許可証有効期限の延長；
- 4) 許可証に記された地籍スクエアの変更；
- 5) 許可証に定める地下資源利用者の権利の、質入れまたはその他の担保権設定などによる他の有資格者への譲渡。

許可証は、地下資源利用センターにより、必要とされる証明書類が添付された申請書が届いた日から 20 労働日以内に行われる。

地下資源利用センターは、許可証再交付手数料として、許可証取得申請書の審査の際に支払われた金額の 50%に相当する額を徴収する。手数料は返還されない。

地下資源区画利用許可証再交付の際には、国家地下資源ファンド台帳の許可証登録簿にその旨の記入を行う。

第 110 条 地下資源区画利用許可証期間の延長

地下資源区画利用許可証有効期間延長申請書は、許可証有効期間満了に先立つ 1 年間に、地下資源利用センターに提出する。

許可証有効期間延長申請に当たり地下資源利用者は、同人が有資格者であることを証明する文書を提出しなければならない。申請書の書式は、地下資源利用センターがこれを定める。

地質調査許可証有効期間延長申請書には、許可証に記載された地籍スクエアの 50%減少についての情報が記載されていなければならない。この情報には、地下資源利用者が放棄した地下資源区画および同人が利用中である区画を明示した大縮尺の地質地図が含まれる。

有用鉱物または炭化水素採掘許可証有効期間延長申請書には以下を記載する必要がある：

- 1) プロジェクト文書に示されたパラメータが現状に即したものであることの証明；
- 2) 当該の承認済工事計画に示された地下利用活動が実施されたあるいは実施されることの証明；
- 3) 以下のことを証明するもの：
 - a) 鉱山事業の場合は、当該の活動が許可証有効期間の最後の 10 年のうちの 2 年間以上行われていたこと；
 - b) 炭化水素採掘の場合は、そのような活動が許可証有効期間の最後の 10 年のうちの 8 年間以上行われていたこと；
- 4) 更新された鉱床開発プロジェクト文書（その必要がある場合）、また地下資源利用後の撤収・原状回復処置についての更新された事前計画または地下資源区画操業終了計画；
- 5) 申請人が支払いを予定している、最小限の費用。

地下資源利用センターは地下資源利用者に、許可証有効期間の延長または延長の拒否について、許可証有効期間延長申請書を受領した日から 15 労働日以内に通知する。

地下資源利用活動主要種類許可証有効期間の申請書を審査している間に許可証有効期間が終了してしまう場合には、そうした審査が続けられている間、許可証は有効であり続ける。許可証の効力延長期間は、許可証有効期間最終日の翌日から起算される。

地下資源利用許可証有効期間の延長は、本法第 109 条にしたがった新たな許可証の作成とその地下資源利用者への交付により成立する。

地下資源利用許可証有効期間延長の拒否にはしかるべき理由がなければならない。本条に定められていない条件を理由に拒否することは禁止される。

以下の場合には、地下資源区画利用許可証の有効期間延長が拒否される：

- 1) 許可証有効期間の申請された延長期間が、本法第 42 条または第 54 条、第 65 条、第 73 条または第 86 条の要求に適合していない；
- 2) 本条に定める 許可証有効期間延長申請の提出期限が守られていない；
- 3) 本条に定める要求が履行されていない；
- 4) 地下資源区画利用条件に対する重大な違反があり、それを地下資源区画利用許可証有効期間延長申請書提出までに地下資源利用者が是正していない。

地下資源区画利用許可証有効期間延長申請書が却下された場合でも、当初の許可証はその有効期間は満了するまで効力を有する。

第 111 条 地下資源利用活動主要種類に対する許可証に定める権利の譲渡

地下資源地質調査と有用鉱物採掘の許可証を有している者は、許可証の対象となっている自らの権利を、質入れまたは担保権設定などの形で他者に引き渡すことができる。その際、その他者が許可証の定める条件の履行義務を引き受けることを条件とする。

オークションで得た地下資源利用活動主要種類許可証の対象となる権利の譲渡は、当該許可証交付日から 2 年間は禁止される。

地下資源利用者が許可証対象である権利の（すべてまたは一部の）譲渡をしようとする、地下資源利用者または地下資源利用者の支配者またはその実質的所有者が交代するか、あるいは地下資源利用者が許可証の対象となっている自らの権利の質入れまたはその他の担保権設定を行う場合、地下資源利用者は、権利の譲渡または支配者またはその実質的所有者の交代あるいは権利の質入れまたは担保権設定予定日の 30 日以上前に、権利の譲渡先の者または支配権を引き受ける者またはその実質的所有者または質権者または担保権設定先についての情報を、許可証交付申請書に対する要求にしたがい、地下資源利用センターに提出しなければならない。

地下資源利用センターはこれらの情報を受領した日から 20 労働日以内に、新たに地下資源利用者となる者の承認または拒否について地下資源利用者に通告する。

地下資源利用センターが、権利取得者となる新たな支配者またはその実質的所有者、質権者または他の担保権者が、本法の何らかの規定にもとづいてそうした許可証を所有する権利を喪失しておらず、またこれらの者が許可証に付随する義務を履行するのに必要とされる財政的かつ技術的能力を有していることを確認した場合、権利の譲渡または支配者またはその実質的所有者の交代あるいは権利の質入れか担保権の設定は認められ、許可証は、本法第 109 条に定める手順により、地下資源利用センターに権利の譲渡または支配者も

しくはその実質的所有者の交代または権利の質入れか担保権の設定が完了したという通知が届いた日から5労働日以内に再交付される。

質入れか担保権の設定が行われる場合、再交付された許可証には承認された質権者または他の担保権者の名称が記載される。質権またはその他の担保権が、許可証に付随する義務の履行に必要とされる技術的能力を欠いている銀行やその他の債権者の手に渡る場合、地下資源利用センターは、銀行やその他の債権者が安定した組織であることを確認しなければならない。銀行やその他の債権者が地下資源利用者としての権利を直接自らのものにできるのは、許可証に付随する義務を履行するのに必要とされる財政的かつ技術的能力を有している場合に限られる。

銀行やその他の債権者が自らの代理としてある者を地下資源利用者としての権利を引き受ける者に指名すること（介入権の行使）を提案した場合、その者は、本条第5項、第6項および第7項に示す手順により承認されなければならない。質権またはその他の担保権が、本条にしたがって承認された質権者または担保権者によって行使された場合に、許可証は承認された質権者またはその他の担保権所有者の名義で再交付される。

権利の譲渡、支配者またはその実質的所有者の交代、質権者またはその他の担保権の地下資源利用センターによる拒否は、根拠を有し、本法および法令の規定にしたがわなければならない。

地下資源利用活動主要種類許可証が再交付された場合、新たに地下資源利用者となった者は、地質調査許可証に関するものを含め、許可証に付随するあらゆる権利義務を自らのものとし、有用鉱物採掘許可証取得の独占権も取得し、以前の地下資源利用者の権利義務は終了する。

第 112 条 地下資源利用活動主要種類許可証の全面的または部分的返上

地下資源利用者は、本法の規定を踏まえ、地下資源利用活動主要種類許可証有効期間満了までのどの時点においても、地下資源利用センターに通知することにより許可証全体を返上することができる。

地下資源利用者はまた、許可証から任意の地籍スクエアを除外するよう地下資源利用センターに要請することができる。この際、残る地籍スクエアは連続し、隣接するものは少なくとも一辺だけがその全長に渡って接触しているように配置されていることが条件となる。

地下資源区画の部分的返上申請書には以下が添付される：

1) 地下資源利用者が返上したいとする地籍スクエアおよび残したいとする地籍スクエア（もしそれがあ
る場合）についての情報。この情報には、許可証に記載されていて、地下資源利用者が返上する地下資源区
画区域および同人のもとに残される区域を明示した大縮尺の地質地図が含まれる；

2) 地下資源利用者の申請により返上が発効する日；

3) 地下資源利用者が返上したいとしている地籍スクエアでの撤収・原状回復処置完了証書。

地下資源区画の一部が返上された場合、地下資源区画の境界の変更に伴う許可証の再交付が、本法第 109 条に定める手順により行われる。

地下資源利用者が返上したいとする地籍スクエアの地下資源利用センターによる受入拒否は、根拠を有し、本法および法令の規定にしたがわなければならない。

第 113 条 地下資源区画利用許可証の制限または停止

地下資源利用者は、許可証の枠内での貴重資料の標本収集作業のほかにも、地下資源利用のための作業を一時中断することができる。中断期間は許可証有効期間全体に含まれる。所定の手順による鉱山施設または石油ガスオペレーションの一時的な休止保存の場合を除き、作業の中止は地下資源利用義務の履行を中止できる根拠とはみなされない。

地下資源区画利用権は、以下の場合には、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の側からまたはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省検査官たちから、本法第 14 条および第 15 条に定める権限にしたがい、交付された許可証につき制限または停止されることがありうる：

- 1) 地下資源利用のための作業の影響が及ぶ区域において住民の生命や健康または環境に脅威が生じる；
- 2) 地下資源利用者による、地下資源利用に直接かわる作業計画または本法の規定に対する重大な違反があった。これらについて通告され、一定期間のうちにこれらが是正されれば、その後地下資源利用のための作業を続けることができる；
- 3) 地下資源利用後の撤収・原状回復処置を行うための担保が不十分で、かつ本法第 151 条にいう差替えが行なわれていない。

地下資源利用活動主要種類許可証を制限する、または停止することができる。

地下資源利用活動主要種類許可証は、本条第 2 項に掲げる国家機関の命令にもとづき、10 日間を超えない期間、制限されるまたは停止される。

違反是正作業の完了に関する特異なケースでは、30 日間を超えない期間、また本条第 2 項第 3 号のケースでは 60 日間を超えない期間、地下資源利用権を停止することができる。

第 114 条 地下資源区画利用許可証の効力の終了

地下資源区画利用許可証の効力は以下の場合に終了する：

- 1) 許可証の有効期間が満了する；
- 2) 本法第 112 条にしたがって、地下資源利用者が許可証を返上する；
- 3) 本法第 115 条にもとづき許可証が取り消される；
- 4) 許可証を交付された自然人が死亡するか、あるいは本条第 4 項を踏まえ、許可証を交付された法人が清算される。

地下資源区画利用許可証の効力の終了は、本法に定める手順によるものを含めた地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関するものなどの義務で未履行のもの、または許可証有効期間中の作為もしくは無作為に対する責任を終了させるものではない。

地下資源区画利用許可証の効力終了は、許可証有効期限満了までまたは許可証が取り消された時点までに発生していた問題について地下資源利用者に対して開始されていたまたは継続していた裁判審理には影響しない。

地下資源利用者である法人の清算は、地下資源利用センターまたはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省に対する地下資源利用後の撤収・原状回復処置完了証書の提出後にのみ認められる。

地下資源利用者が有用鉱物採掘許可証を返上する場合、地下に埋蔵されたまま残った有用鉱物および人為的鉱物集積は、地下資源利用者とウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局および地下資源利用センターの代表者が署名するしかるべき証書を作成することにより、鉱物埋蔵量国家バランスシートに戻される。

地下資源利用活動主要種類許可証の効力終了に際しては、国家地下資源ファンド台帳の許可証登録簿にその旨の記入がなされる。

第 115 条 地下資源利用活動主要種類許可証の取消

地下資源利用活動主要種類許可証は以下の場合に取り消される：

1) オークション、本法にしたがって入札の結果としてまたはウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国の文書にもとづいて交付された許可証にしたがう地質調査プロジェクト文書および鉱床開発プロジェクト文書が所定の期限内に提出されない；

2) 地下資源利用者が本法に定める報告書を2年続けて提出しなかった；

3) 地下資源利用者が、本法第161条に定める地質調査許可代金の年額を、2年以上納付しなかった；

4) 地下資源利用年間最低費用に関する義務を地下資源利用者が2年続けて履行しなかった；

5) 地下資源利用者が、地下資源利用活動に直接かかわる地質調査プロジェクト文書、鉱床開発プロジェクト文書、作業計画または地下貯蔵プロジェクト文書に対する、是正できない、または是正しなければならないが通告を受けてから90日以内に是正されなかった重大な違反を犯した；

6) 地下資源利用者が、是正不可能な、あるいは是正可能であるが是正通告があった時点から90日の間に是正されなかった、自らの環境保全義務に対する重大な違反を犯した；

7) 本法第151条および第152条に定める地下資源利用後の撤収・原状回復処置のための資金確保義務の不履行が、是正通告があった時点から30日の間に是正されなかった；

8) 人為的鉱物集積利用許可証または炭化水素採掘許可証の場合を除き、固形有用鉱物の採掘または石油ガスオペレーション、主要有用鉱物の採掘実施の際の役務やサービスにおける最小ローカルコンテンツ比率についての要求に地下資源利用者が2年続けて違反した；

9) 人為的鉱物集積利用許可証や炭化水素採掘許可証を除く主要な固形有用鉱物採掘許可証の枠内における、本法第16章に定める、ウズベキスタン共和国国内での地元人材教育と科学研究、科学技術および（または）開発事業に対する資金供与義務を地下資源利用者が2年続けて履行しなかった；

10) 明らかに虚偽の情報を提出するなど、詐欺により許可証を取得した；

11) 採掘した有用鉱物の品質または数量について、地下資源利用者が虚偽の報告書または情報を提出した；

12) 許可証の枠内で賦課され、支払われるべき地下資源利用に対する支払金、手数料、過料または税金で、係争の対象にはなっていないものの、地下資源利用者による未払い、または支払い通告後30日間以内に弁済しないこと。

本法第163条第3項に定める法律違反については、違反者がその違反に対する責任を履行していれば、そのことで許可証を取り消すことはできない。

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局または他の監督機関から地下資源利用センターへの上申書の提出は、法律にしたがって地下資源利用活動主要種類許可証を取り消す措置を講じる根拠となる。

地下資源利用活動主要種類許可証を取り消す決定は、地下資源利用センターまたはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省により下される。本条に述べられた以外の事由により地下資源利用活動主要種類許可証を取り消すことはできない。

地下資源利用活動主要種類許可証を取り消す決定が下された場合、地下資源利用センターまたはウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省は1労働日以内にその決定を地下資源利用者に通告し、許可証台帳にその旨の記入を行う。

地下資源利用活動主要種類許可証の取消は、本法に定める地下資源利用後の撤収・原状回復処置についてのものを含め、地下資源利用者の未履行の義務を終了させる事由とはならない。

許可証の取消は、許可証取消以前に地下資源利用者に発生していただきたいかなる義務にも、また許可証取消以前に開始されていたまたは継続していただきたいかなる裁判審理にも影響を及ぼさない。

地下資源利用者は、本法に定める採掘場の休止保存と地下資源利用後の撤収・原状回復処置を行わなければならない。

地下資源利用者は、裁判手続きにより許可証取消の決定に異議を申し立てることができる。

第 12 章 限定的採掘および小規模採掘

第 116 条 限定的採掘に利用される地下資源区画の区域

有用鉱物の限定的採掘のための地下資源区画（限定的採掘区画）の輪郭は長方形でなければならない。自然条件または他の地下資源区画の境界が当該限定的採掘区画の輪郭を直方形とすることを許さない場合、そうした区画は三角形（地籍スクエアが正方形であることを踏まえ）または 2 本以上の対辺が平行であるような四角形であってもよい。

有用鉱物限定的採掘区画区域の面積は 1 ha 以上、5 ha 以下でなければならない。また、一人の地下資源利用者に属するまたは一つのプロジェクトで使われる地下資源区画の面積は、一つの地籍スクエア以下でなければならない。

限定的採掘に供される地下資源区画は、カラカルパクスタン共和国内閣および州政府の同意を得て地下資源利用センターが決定する。

限定的採掘に供される地下資源区画一覧は、毎年地下資源利用センターによって承認される。

限定的採掘に供される区域は、国家地下資源ファンド台帳に記入される。

第 117 条 限定的採掘を行うための資格

限定的採掘許可証は、有資格者にのみ、具体的には個人事業主としてのステータスを有するウズベキスタン共和国国民、定款資本金におけるウズベキスタン共和国国民の持分が 70% 以上である法人に、交付される。

一人の者が、直接的または間接的に、一つを超えて限定的採掘区画利用許可証を保有することはできない。

限定的採掘を行うためには、地下資源利用者が法人の場合、その従業員の 70% 以上がウズベキスタン共和国国民でなければならない。

第 118 条 限定的採掘許可証

有用鉱物の限定的採掘は、限定的採掘許可証にもとづいて行なわれる。

限定的採掘許可証は、電子商取引プラットフォームで開催されるオークションの結果としてのみ交付される。

限定的採掘許可証交付申請者は、オークションに参加するために以下の情報を提出する：

- 1) 国家登記証明書にもとづく申請人の正式名称
- 2) 申請人が本法第 117 条の要求に適合していることを証明する文書；
- 3) 本法第 116 条にしたがって限定的採掘に割り当てられる、申請対象であるオープンな地籍区画の詳細データ。

限定的採掘地下資源区画利用権の売却によって得られる資金は、法令に定める手順にしたがって分配される。

限定的採掘許可証の申請書審査および許可証交付に要する期間は 20 労働日を超えてはならない。

限定的採掘許可証の書式は、法令により定める。限定的採掘許可証には、地下資源利用センターが区画の所在場所に応じて定める、利用活動の条件が含まれる。利用条件は許可証の附属書に記載される。

限定的採掘許可証はいかなる形でも（転貸や譲渡など）引き渡すことはできない。

限定的採掘許可証が交付された場合、国家地下資源ファンド台帳にその旨の記入がなされる。

第 119 条 限定的採掘許可証の有効期間およびその延長手順

限定的採掘許可証は、3 年間を期限として交付される。

限定的採掘許可証の有効期間は、地元の行政機関の同意があれば一度だけ、3 年間延長することができる。限定的採掘許可証有効期間延長申請書は、限定的採掘許可証有効期間満了前 1 年間に地下資源利用センターに提出する。

限定的採掘許可証有効期間延長申請書には、当初の申請書と同じ情報が記載されなければならない。

限定的採掘許可証有効期間延長申請書は、20 労働日以内に審査される。

限定的採掘許可証有効期間延長申請書の審査中に許可証の有効期間が終了する場合、許可証は審査期間中有効であり続ける。許可証効力延長期間は、許可証有効期間最終日の翌日から起算される。

限定的採掘許可証有効期間は、新たな許可証が作成され地下資源利用者に交付されることにより延長される。

限定的採掘許可証有効期間は、以下の場合には延長されない：

- 1) 申請される延長期間が本条の要求を満たしていない；
- 2) 許可証有効期間延長申請が本条に定める期限内に提出されなかった；
- 3) 限定的採掘にかかわる作業を追加して行う必要がない；
- 4) 地下資源利用者が、地下資源利用条件に違反しているという通告を受けた後、直ちに違反を是正しなかった；
- 5) 地下資源利用者が、本法第 121 条に定める採取した貴金属・宝石を販売する義務を履行しなかった。

第 120 条 限定的採掘作業の実施

限定的採掘許可証を保有する地下資源利用者は、許可証に定める条件を遵守しなければならない。表土除去、土砂の洗い落としなどを含めた限定的採掘作業は、手作業または小出力の装置を使用して行なう。

限定的採掘許可証を保有する地下資源利用者には、限定的採掘プロジェクト文書の作成や、自らの地下資源区画のためにこれ以上の同意や承認を得ることを要求されない。

限定的採掘実施に際して、地下資源利用者は以下のことができる：

- 1) 自らが所有権を有する、積載能力が 10 t 以下の荷役機械 1 台、総バケット容量が 2 m³ 以下の掘削機、油圧ショベルおよび（または）ブルドーザーを使用する；
- 2) 以下の範囲で、安全（許容）深度まで（地下坑道は掘らずに）限定的採掘を行う：
 - a) 漂砂区画において一地下坑道を掘らずに岩盤に到達するまで；
 - b) 岩盤区画で一は 2 m の深さまで掘ることができる。坑道を階段状とする場合、6 m の深さまで掘ることができる。ただし、どの段も高さは 2 m を、幅は 0.5 m を超えてはならない；

3) 貴金属採集方法としては、鉱石破碎および比重分離法のみを用いる。

表層水・水利施設所在土地区画および水系では限定的採掘は、手作業でのみ行う。

限定的採掘許可証を保有する地下資源利用者は、以下の義務を負う：

- 1) 限定的採掘の過程で損傷した土壌を回復させ、その後の利用に適した状態にする；
- 2) 本条に定める機械の利用制限を遵守する。

限定的採掘許可証を保有する地下資源利用者は、以下を禁じられる：

- 1) 限定的採掘に利用する水の水源である湖沼や河川の岸辺の自然の地形を破壊する；
- 2) 限定的採掘区画にある水系および表層水・水利施設所在土地区画で、油圧ショベルやブルドーザーを使用する；
- 3) 化学薬品や爆薬を使用する；
- 4) 常設建造物を設置、建設する；
- 5) 限定的採掘区画外に土砂や岩塊を搬出する。

水資源を利用する場合、地下資源利用者は、水資源保護措置を講じ、法令の定める水質汚濁防止要求を遵守しなければならない。

新たな坑道の掘削は、それまでの（放棄した）坑道を埋めた後でのみ許される。

地下資源利用者は、環境に損害を与えるおそれのある区画であれば、それがどこであっても、それまでの環境損傷の有無を確認するために、限定的採掘開始前にウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省の検査官にその区画の検査を依頼する。ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省がそうした検査依頼を受けなかった場所は、すべてそれまでに損傷はなかったとみなされる。

限定的採掘許可証を保有する地下資源利用者は、許可証の有効期間満了日から 30 日以内に、施設、仮設物および設備を撤去し、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の要求にしたがって、その土地の土壌を回復させなければならない。

第 121 条 地下資源区画を限定的採掘に利用するための特別条件

採掘、選別、販売を含め、貴金属および宝石の流通は、貴金属および宝石に関する法令により規制される。

限定的採掘の結果得られた貴金属の販売またはその他の形での引渡しは、法令にしたがって開設され操業する専門引取り口を通じて、および貴金属や宝石を用いて宝飾品などを製造する法人および個人事業主に対してのみ、行うことができる。

第 122 条 限定的採掘に関する報告義務

限定的採掘に際しては、1 年の終わりまたは許可証効力終了から 30 日以内に、地下資源区画利用条件の遵守状況および採取・販売した貴金属と宝石の数量についての報告書を地下資源利用センターに提出する。限定的採掘に関する年次報告書の書式は法令により定めることができる。

第 123 条 限定的採掘許可証効力の終了

限定的採掘許可証の効力は以下の場合に終了する：

- 1) 限定的採掘作業実施の際の要求に対する重大な違反；
- 2) 本法第 120 条に定める限定的採掘方法に対する制限事項への地下資源利用者による違反；

3) 採集した貴金属の、1年間売却しないことを含めた、隠匿、または、貴金属および宝石に関する法令違反を含め、本法第121条に示す、貴金属・宝石販売・引渡し条件への違反；

4) 地下資源利用者が、本法により必要とされる報告書の2年連続での不提出；

5) 地下資源利用者による、是正不可能なエコロジー上の重大な義務違反、または是正可能であるそうした違反の、是正すべしという通告を受けてから90日間の未是正；

6) 明らかに虚偽の情報を提供するなどの詐欺による許可証取得；

7) 許可証の枠内で賦課され、支払われるべき地下資源利用に対する手数料、過料または税金の、地下資源利用者による未払い、または支払い通告後30日間以内に弁済しないこと

限定的採掘許可証の効力が期限前に終了した場合、1年間、地下資源利用者は許可証を取得できない、またはあるいは限定的採掘を行うことができない。

限定的採掘許可証効力を期限前に終了させる決定は、地下資源利用センターが本条に定めた事由にもとづいて下す。本条第1項に列挙した事由以外による許可証効力の期限前終了は認められない。限定的採掘は、地下資源利用センターの決定が下される前であっても、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の要求により停止される。

地下資源利用者は、限定的採掘許可証効力の期限前終了の決定に異議があれば、裁判所に訴えることができる。

裁判所が限定的採掘許可証効力の期限前終了を求める側の主張を退ける決定を下した場合、地下資源利用者は限定的採掘を行うことができる。この場合、限定的採掘許可証の有効期間は本条にしたがって停止されていた期間分延長される。

第124条 企業活動とは無関係の建設用有用鉱物および骨材採掘に関する特別規定

土地区画の占有者、利用者および所有者は、企業活動とは無関係の個人的、生活上、家政上の必要を満たすために、自らに属する土地区画内で建設用有用鉱物および骨材を採掘することができる。

土地の利用目的が建設用有用鉱物と骨材の採取とその土地区画外への搬出である場合、それらの保管および（または）利用は、現地の行政機関と地下資源利用センターの合意を得て行なわれる。

本条にしたがって行なわれる建設用有用鉱物と骨材の採掘は、爆薬、化学薬品および毒物を使用せずに行う。

土地区画内に存在し、土地区画の占有者、利用者または所有者が、企業活動とは無関係の個人的、生活上およびその他の必要を満たすために利用する建設用有用鉱物および骨材は、他者に譲渡することはできない。

本条から発生する建設用有用鉱物および骨材に対する採取権は、土地区画に対する権利と不可分である。

土地区画の所有者、占有者および利用者の建設用有用鉱物および骨材に対する採取権は本条にしたがい、土地区画に対する所有権、占有権または使用権に伴って発生し、終了する。

本条にもとづく建設用有用鉱物および骨材の採掘に対しては許可証の交付を受ける必要がなく、許可証にもとづいて地下資源を利用する者には必須である報告書などの文書の提出も要求されない。

第13章 装飾石、古生物学的遺物およびその他の地質上の貴重資料の標本収集

第125条 装飾石、古生物学的遺物およびその他の地質上の貴重資料の標本収集ならびに収集実施区域の確定

装飾石、古生物学的遺物およびその他の地質上の貴重資料の標本収集（以下、貴重資料の標本収集と呼ぶ）とは、装飾石、古生物学的遺物およびその他の地質上の貴重資料の標本の、自然に現れた露頭、地中の空隙構造（洞窟）、露天掘り場所、排土置き場からの採取、ならびに氾濫原からの、鉱山事業のような地下構造の一体性を毀損するような特別な活動なしでの貴重資料の標本の収集のことをいう。

貴重資料の標本収集は、特定の区画において、手で扱う道具以外の手段を使わずに行う。

収集した貴重資料の標本は、法令により法人または自然人の所有物とされ、所有者によって科学的、科学啓蒙的、商業的、芸術的その他の目的で使用されることができる。

貴重資料の標本収集用の地下資源区画の大きさは、隣接する同士のものの少なくとも一辺が全長に渡って接しているような連続する四つの地籍スクエアの大きさを超えてはならない。

第 126 条 貴重資料の標本収集の許可証

貴重資料の標本収集は許可証にもとづいて行われる。

貴重資料の標本収集許可証は、地下資源利用センターによって、法人または自然人に対して「先着順」の原則で交付される。

許可証取得希望者の申請書には以下の情報が記載されなければならない：

- 1) 申請人の正式名称；
- 2) 貴重資料の標本収集の申請対象となるオープンな地籍スクエア。

貴重資料の標本収集許可証は、2 年間を有効期間として交付される。貴重資料の標本収集許可証の有効期間は延長されない。

地下資源利用センターは、申請書が本法の要求を満たしていない場合、貴重資料の標本収集許可証の交付を拒否することができる。

貴重資料の標本収集許可証が交付される際には、国家地下資源ファンド台帳にその旨の記入がなされる。

第 127 条 貴重資料の標本収集作業の実施

貴重資料の標本収集は以下の目的で行う：

- 1) 地質博物館、鉱物博物館、古生物博物館および郷土博物館の学術的コレクションの拡充；
- 2) 教育施設の教育用コレクションの拡充；
- 3) 科学啓蒙および審美的目的のための民間の地質学的・古生物学的コレクションの形成と拡充（貴金属と宝石を含有する標本を除く）。

地下資源利用者からは、貴重資料の標本収集プロジェクト文書の提出は要求されない。

貴重資料の標本収集のための地籍スクエア地表面土地区画の供与は認められない。

貴重資料の標本を収集するに当たり地中構造の一体性を破壊する掘削作業や様々な機械を使用することは禁止される。

貴重資料の標本を収集するに当たっては、国家環境鑑定やウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の同意は、法規に別段の定めがない限り、必要とはされない。

貴重資料標本収集のための地下資源区画利用の終了の際には、撤収・原状回復処置を行う必要はない。

貴重資料の標本収集許可証を他者に譲渡することはできない。地下資源利用者は、地下資源利用センターに書面または電子的な手段により通知することで、貴重資料の標本収集許可証の有効期間満了以前のどの時点でも、地籍スクエアを返上することができる。

許可証が交付された地下資源区画の一部の返上は、残った地籍スクエアを対象に貴重資料の標本収集許可証を再交付することによって行われる。この際残った地籍スクエアは連続していなければならない。

第 128 条 貴重資料の標本収集に関する報告義務

貴重資料の標本収集許可証保有者は、貴重資料の標本収集時の地下資源区画利用条件履行状況に関する報告書を、当該の許可証の有効期間満了から 60 日以内に地下資源利用センターに提出する。

第 14 章 地下資源利用の際の環境保護および労働安全衛生

第 129 条 地下資源利用時の環境安全に関する一般規定

生産施設及びその他の施設の計画や設計を含め、地下資源の利用は、エコロジーに関する法律およびその他の法律の要求にしたがって行なわなければならない。

地下の生態学的状態は、排出物や廃棄物の許容規準の設定により、また一定の種類の地下資源利用活動の制限または禁止によって保全される。

地下資源の利用は、しかるべき環境鑑定の実施後にのみ行うことができる。地下資源区画で活動を行う者は、誰であっても、故意または不注意により環境に物質的または重大な被害をもたらしたり、どのような形であっても目的外のことに介入したり、環境保全のために地下資源区画またはその境界内に搬入された資材や設備を目的外のことで使用したりすることは禁じられる。

地下空間や有用鉱物資源の利用は、以下の条件下でのみ許容される：

1) 採掘に際しての、地下資源や有用鉱物および付随する天然資源の総合的かつ経済的利用、および環境や地下の汚染の防止；

2) 有用鉱物の採掘により破壊された土地の回復；

3) 除去した表土および隣接岩石置場、尾鉱集積場、ボタ山の、環境に及ぼす有害な影響が最小となる場所への配置；

4) 特別な水利用または特別な水消費の許可証取得。

すべての地下資源利用者は、地下資源の利用に際して自らが損壊した地籍スクエア地表面土地区画を以後の利用が可能な状態にしなければならない。

法令にしたがって交付される特別な水利用または特別な水消費の許可証は、固形有用鉱物または炭化水素を採掘する際に、坑道やインフラ施設への技術的に不可避な地下水流入に関しては必要とされない。

坑道やインフラ施設に流入する地下水の利用は、法令にしたがって行なう。

固形有用鉱物や炭化水素の掘削に付随して得られる地下水の利用と排水は、法令にしたがって行なう。

炭化水素採掘にかかわる地下水および水圧破砕に際して発生する液体の還流は、法令にしたがって利用する。

本法に定める場合には、国家環境鑑定の肯定的結論なしでの地下資源の利用は禁止される。

第 130 条 地下資源利用活動の検査

地質調査、地下資源の利用および保全、環境の保全にかかわる国家監督は、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局およびウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省環境検査官が行う。

検査官は、日中または夜間の妥当な時間に、かつしかるべき許可があれば、地下資源利用事業を不要に妨害したり邪魔したりしない形で、その事業の現場に立ち入り、観察し、調査することができる。

検査官は、地下資源利用事業の状態を調べてその状態、状況を把握し、地下資源利用者による労働安全規準、労働安全衛生、環境保護などについての義務の履行状況、報告義務および財務上の義務の履行状況を検査することができる。

検査官は検査を行うために、検査官が必要とみなした地下資源利用事業のリーダーや他の高位役職者、その他の役職者や従業員に、検査に同行するよう要求することができる。

検査官は調査の枠内において、地下資源利用事業から、有用鉱物や他の物質のサンプルを採取し、文書の抜粋や写しを作り、地下資源利用施設を写真撮影することができる。検査官は、自らの職責を果たす過程で採取しあるいは持ち出した物や文書についての受取書を交付する。

第 131 条 国家地下状態モニタリング

国家地下状態モニタリングとは、地下状態の変化を適時発見して評価し、不都合なプロセスを予防し、その影響を除去することを目的とした監視体制のことである。国家地下状態モニタリングは、国家環境総合モニタリングの不可分の一部である。

以下が国家地下状態モニタリングの対象となる：

- 1) 外因性の危険な地質学的プロセス；
- 2) 内因性の地質学的プロセス；
- 3) 有用鉱物の鉱床；
- 4) 有用鉱物採掘とは無関係の目的で利用されている地下空間。

国家地下状態モニタリングは、共和国レベル、地域レベルおよび区画レベルで行なわれる。

共和国レベルおよび地域レベルで行なわれる国家地下状態モニタリングは以下の機関が行う：

- 1) ウズベキスタン共和国鉱業・地質省 — 外因性の危険な地質学的プロセスと固形有用鉱物について；
- 2) ウズベキスタン共和国エネルギー省 — 炭化水素鉱床について；
- 3) ウズベキスタン共和国科学アカデミー地震研究所 — 内因性の地質学的プロセスについて；
- 4) ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省 — 有用鉱物採掘とは無関係の目的で利用されている地下空間について。

共和国レベルと地域レベルで行なわれる国家地下状態モニタリングの手法および頻度は、管轄する省とウズベキスタン共和国科学アカデミーがこれを承認する。

区画レベルで行なわれる国家地下状態モニタリングは、地下資源利用者が、自らが利用している地下資源区画における活動を規制する法的文書にもとづき、提供されている区画内の地質環境を監視することにより行う。

国家地下状態モニタリングと区画レベルモニタリングの結果は、モニタリングを所轄する機関により、地下資源状態の記録・管理を目的とする国家地下資源ファンド台帳への記入のために、地下資源利用センターに提出される。

本条に示された管轄機関や組織が国家地下状態モニタリングにおいて入手した情報は、ウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省とウズベキスタン共和国非常事態省に年に1回以上の頻度で提出される。

地質環境の特に危険な変化および変化プロセスの指標の許容値超過が発見された場合、その情報は直ちにウズベキスタン共和国エコロジー・環境保護・気候変動省とウズベキスタン共和国非常事態省に提出される。

共和国レベルと地域レベルで行なわれる国家地下状態モニタリングの実施にはウズベキスタン共和国の予算から資金が拠出され、区画レベルで行なわれるモニタリングは地下資源利用者の費用負担で行われる。

第132条 特定の地下資源利用作業を行うための、環境鑑定を実施しその鑑定において肯定的な結果を獲得するという地下資源利用者の義務

ウズベキスタン共和国法「環境鑑定について」に定められた国家環境鑑定実施の要求に追加して、地下資源利用者は以下の地下資源利用作業について環境鑑定を受けなければならない：

- 1) 偶発的以上の土地の一体性の破壊が想定されている地質調査作業（例えば、溝の掘削、調査井掘削、地震探査）；
- 2) 主要有用鉱物の採掘および選鉱・精錬；
- 3) 非金属有用鉱物の採掘および選鉱・精錬；
- 4) 深い坑井を掘削する場合を含め、水圧破碎を伴う地質調査作業および炭化水素の採掘、ならびに科学実験；
- 5) 炭化水素用の坑井掘削に関するあらゆる種類の作業；
- 6) 石油ガスオペレーションに伴う地質由来水の坑井などによる排出、そうした作業が本条に言及されていない場合；
- 7) 炭化水素の精製および輸送のための施設の建設、据付および操業；
- 8) 鉱山廃棄物置場で、その面積が5 haを超えるもの；
- 9) スラグ集積場および廃液ピットで、その面積が2 haを超えるもの；
- 10) 鉱山廃棄物やスラグ集積場以外の、汚染土やその他の有害物質の配置；
- 11) 人命にかかわるおそれが極めて大きく、人々の健康に対する重大な危険または環境に重大な脅威をもたらしうる廃棄物の収容施設；
- 12) 危険かつ有毒な物質の貯蔵が行われるような、有用鉱物の採掘とは無関係の地下区画の利用；
- 13) 放射性物質の埋設処理用地下貯蔵施設の建設と操業。

第133条 環境鑑定実施に関する要求

環境鑑定を行うに当たり、地下資源利用者はウズベキスタン共和国法「環境鑑定について」の規定および要求を遵守しなければならない、該当する場合には以下を行なわなければならない：

- 1) 地下資源利用作業の実施に際して、環境にとって安全な工程を採用し、しかるべき技術を計画し、利用する；
- 2) 環境管理、防火安全および必要な場合には放射性安全のために、有用鉱物採掘区画および（または）関連する選鉱・精製施設にしかるべきモニタリングシステムを導入、設置する；
- 3) 事故や災害を防止するための計画を策定する；

- 4) 大気保護についての法律の要求への適合レベルの調査を行う；
- 5) 地下資源区画および選鉱・精製施設における騒音と振動のレベルを測定し、監視する；
- 6) 地下資源の利用と選鉱・精製作業が、その土地区画に隣接する自然物と自然保護区一体に及ぼす影響を測定する；
- 7) しかるべき資格のある専門家を起用して、地下資源区画の動植物相の調査とモニタリングを行う；
- 8) 農地においては、土壌の肥沃層を確定するために、地下資源利用区画の土壌の農芸化学的調査を行い、必要があれば、そうした土壌を除去し、特に割り当てた場所に搬出する；
- 9) 地下資源区画の植生を調査し、ウズベキスタン共和国のレッドリストに記載されている植物種がないか、あるいは絶滅危惧種となっている野生種がないか確認する；
- 10) 露天掘りによる有用鉱物採掘（または他の鉱業活動）後の損壊した土地の回復計画などを含む詳細な撤収・原状回復処置計画を、本法にしたがって作成する；
- 11) 地下資源利用地域または地下資源利用区画の直近に居住している住民の健康へのネガティブおよび（または）有害な影響を及ぼす可能性を見きわめる。

環境鑑定を実施する際に、地下資源利用センターは以下を行なわなければならない：

- 1) 環境鑑定の実施について地域社会に周知する；
- 2) こうした環境鑑定の実施に地域社会の参加が必要な場合、地下資源利用区画のすぐそばに住む地域社会の代表者に、一般に公表することにより、適時その旨を通告し、根拠がある適時提出された提言があれば、それを考慮する。

地下資源利用者は環境鑑定の結果を特別な報告書の形で詳述する。国家鑑定およびウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の肯定的鑑定結果を獲得したのち、地下資源利用者は環境管理計画を策定し、それを当該計画承認手順の一つとして、地下資源利用センターに提出する。

本条第3項に定める環境管理計画は、環境鑑定結果に合致していなければならない、また予定する地下資源利用作業の考えられるリスクと環境に及ぼす可能性のある影響を、その防止策、モニタリング方法、地下資源利用から生じる影響の軽減策を含め、記述したものでなければならない、環境に被害を及ぼす何らかの事故の発生を予防するまたは抑止するために計画されている是正措置に合致しているものでなければならない。

環境管理計画の内容と書式は、法令により規定される。

地下資源利用事業の内容と作業量の変更に応じて、地下資源利用者は環境管理計画に変更を加えることができる。

第134条 ウランについての鉱山事業を行うための、環境鑑定を実施しその鑑定において肯定的な結果を獲得するという地下資源利用者の特別な義務

ウラン鉱山事業に関する環境鑑定には放射線環境鑑定が含まれるが、その対象となるのは放射線にかかわるウラン採掘のすべての段階であり、ここには、鉱山事業から生じる放射性廃棄物を取り扱う施設の閉鎖や、地下資源利用区画の回復も含まれる。

地下資源利用者は環境鑑定の結果を特別報告書に詳述する。その報告書の内容と書式は法令により定められる。

何らかのウラン鉱石の処理施設もしくは採掘業の放射性廃棄物取扱施設を新たに建設するまたは同様の既存施設を改修するための特別許可証を得ようとする者は、住民と環境の保護レベルを示し、適用される要求が十全に満たされるという保証を放射性安全保障に関する国家監督を行っている管轄機関および他のあらゆる

る関係者に提示するために、放射性安全の根拠と放射性安全を確認する評価の文書を策定し、放射性安全保障に関する国家監督を行っている管轄機関に提出してその承認を受けなければならない。

本条第3項に示す、放射性安全の根拠および放射性安全を確認する評価の文書においては、地下資源区画の放射性安全にかかわるあらゆる局面や当該施設の設計と操業、ならびに管理および規制措置について詳細に説明されていなければならない。

ウラン鉱石の処理施設もしくは放射性廃棄物取扱施設を新たに建設するまたは同様の既存施設を改修するために有用鉱物採掘の許可証を得ようとする者は、以下が行われるようにしなければならない：

1) 出された結論を確認し、独立の検査と監督機関による検討のためのしかるべき基盤となるのに十分な、放射性安全性の詳細な評価；

2) 当該の生産施設で根本的変更が計画される場合には、放射性安全の根拠および放射性安全を確認する評価の新しい文書の提出；

3) 放射性安全の根拠および放射性安全を確認する文書の放射性安全保障にかかわる国家監督を行っている管轄機関への提出前に当該文書への信頼性を向上させるための、当該文書に対する独立した評価および検証の実施。

地下資源利用者は以下を行わなければならない：

1) 操業データに関する全データを踏まえ、3年に1度、放射性安全の根拠および放射性安全を確認する文書を見直し、必要な場合には変更および補足を加える；

2) 当該施設の根本的変更が計画される場合には、その都度、放射性安全の根拠および放射性安全を確認する新しい文書を提出する。

地下資源利用者は、放射性安全の根拠および放射性安全を確認する文書に何らかの変更が加えられた場合、それを、審査および承認のために放射性安全保障にかかわる国家監督を行っている管轄機関に提出する。

地下資源利用者は、ウラン関連作業の終了予定日の1年以上前までに放射性安全の根拠および放射性安全を確認する文書を、地下資源利用後の撤収・原状回復処置の諸段階および地下資源利用後の撤収・原状回復処置実施後における当該施設の条件をその内容に正しく反映させるために、見直さなければならない。

プロジェクトのうちの段階的に再生されるべき部分については、地下資源利用者はそれに合わせて、放射性安全の根拠および放射性安全を確認する文書を、変化した条件がこれら文書に正しく反映されるように、修正する。

地下資源利用者は、放射性安全の根拠および放射性安全を確認する文書を、生産施設の操業が完全に終了し、環境回復作業が完了し、当該施設が規制措置の管理から外れるまで保管しなければならない。

鉱山事業の放射性廃棄物取扱施設の部分については、地下資源利用者は放射性安全の根拠および放射性安全を確認する文書を、当該施設が閉鎖され土地区画が回復された日から30年以上保管しなければならない。

第135条 汚染の結果生じた被害に対する地下資源利用者の責任

地下資源利用者は、汚染の結果生じた被害に対して責任を負う。

法律に定められ、本条に示される汚染の結果もたらされた被害に対する責任は、怠慢または過失による場合を除き、以下に該当する自然人または法人については問うことはできない：

1) 地下資源利用者またはその請負業者または孫請業者との協定により、地下資源利用にかかわる活動にかかわる課題または作業を遂行した；

2) 地下資源利用作業で使用するための設備を製造または納入した；

3) 汚染による被害の防止もしくは抑制措置または地下資源利用作業にかかわって脅威にさらされた人命を救助する措置を講じ、そうした措置の実施が管轄機関の直接の書面による指示または適用される何らかの法の条項に違反していない場合。

地下資源利用者は、自らが環境法令の適用基準をすべて遵守しており、汚染による被害を回避するためのあらゆる合理的な行動を実施したことを証明すれば、汚染の結果生じた被害の責任を負うことはない。

地下資源利用者の責任についての決定は、本条の事由を踏まえて、裁判所が下す。

汚染の結果生じた被害に対する地下資源利用者の責任は、該当する地下資源利用作業の規模、被害者側の状況、保険による補償を受けられる双方の可能性を考慮に入れた上で、および不可抗力事態または第三者の行動によって起きた汚染の結果生じた被害の場合には、妥当な程度、軽減されることがある。

第 136 条 地下資源利用の際の労働安全

生産施設及びその他の施設の設計および計画を含め、地下資源利用は労働安全上の要求に適合していなければならない。

地下資源利用者は、労働の安全な実施に関して法律が定めている規則および規準が遵守されること、ならびに災害の防止とその事後処理、生産現場での事故の防止および職業病予防のための措置の実行を保障しなければならない。

人命や人の健康を脅かす地下資源利用活動、法人や自然人に物的損害を与えることは禁止される。

地下資源を利用する組織における労働安全要求遵守の責任は、その組織の長が負い、同人は各部署の労働安全要求実施状況を監督する者を任命する。

本法に定められている場合、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の合意なしでの地下資源利用は禁止される。

第 137 条 鉱山救護隊および坑井噴出事故予防・復旧部隊

地下での鉱山事業を行う地下資源利用者は鉱山救護隊の、炭化水素鉱床の探索、探鉱および開発に際して掘削作業を行う地下資源利用者は坑井噴出事故予防復旧部隊のサポートを受けなければならない。

鉱山救護隊と坑井噴出事故予防復旧部隊の活動は、ウズベキスタン内閣が本法にしたがって承認する諸規定にもとづいて行なわれる。

第 15 章 地下資源利用後の撤収・原状回復処置

第 138 条 地下資源利用活動主要種類に対する許可証の効力終了後における、地下資源利用後の撤収・原状回復処置、地下資源区画の操業終了および土地区画の回復に関する一般規定

すべての地下資源利用者は地下資源利用にかかわる活動の終了後、以下のために、すべての必要な措置を講じなければならない：

1) 地籍スクエア地表面土地区画およびその隣接する区域が、少なくとも地下資源利用にかかわる活動の開始前と同じ外観および質になるように、または、それが不可能な場合は、可能な限り、最大限にそのような状態に近くなるように、地下資源利用後の撤収・原状回復処置、または地下資源区画の操業終了作業が行われる；

2) 地籍スクエアおよびその隣接する区域地表面土地区画が、かつての土地利用能力が回復するような、または、そのような土地の回復が不可能な場合には、その区画にとって最も効率的な土地利用が達成できるような形で、再肥沃化される；

- 3) 実施に向けて提案された措置が生物多様性に何らかの損失をもたらさない；
- 4) 地下資源利用者が検討中の対策の長期的な持続可能性を確保するために十分な資金を提供する。

地下資源利用後の撤収・原状回復処置の作業量を削減するために、地下資源利用活動を、該当する許可証の効力終了前に部分的に終了させることができる。

許可証の効力終了により、地下資源利用後の撤収・原状回復処置についての義務は終了しない。地下資源利用者の当該の義務は、許可証の効力終了から 30 年後に、土地の使用後の撤収・原状回復処置が十全かつ成功裏に完了し、新たな環境保護義務が発生しなかった場合に、終了する。

第 139 条 鉱山事業、石油ガスオペレーション、地下貯蔵のための地下資源利用後の撤収・原状回復処置にかかわる事前計画

計画された地下資源利用活動の開始に先立ち、有用鉱物採掘許可証を有する地下資源利用者、または地下貯蔵許可証を有する地下資源利用者は、地下資源利用活動の終了に向けた地下資源区画の操業終了事前計画を作成しなければならない。その計画には、状況に応じて、以下の情報が含まれるものとする：

- 1) 地下資源利用活動終了後に閉鎖される地下資源区画の記述；
- 2) 採掘施設、石油ガスインフラ鉱山閉鎖施設または地下貯蔵施設の操業終了の考えられる理由；
- 3) 地下資源利用活動の終了作業に要すると予想される期間；
- 4) 採掘または地下貯蔵される有用鉱物の種類および量；
- 5) 地下資源利用活動の終了後、地下資源区画に残存すると予想される鉱物資源の種類および量；
- 6) 必要な場合には、地籍スクエア地表面土地区画または地下資源区画で過去に実施された、坑道埋戻しの措置の適用を含む地下資源利用作業に関する文書；
- 7) 地表面または地下に設置される、または既に設置されているか、または使用されている採掘施設および設備または倉庫の撤収、地下貯蔵、解体、撤去および再利用のために講じられることが計画されている措置；
- 8) 鉱業廃棄物およびその他の廃棄物の削減、処理、回収、除去のための提案されている措置が記載された廃棄物管理事前計画；
- 9) 水にとって有害な物質の取扱いについて提案される方法；
- 10) リスク評価のために必要な施策、地下資源利用区画の安全保障および回復にかかわる現行のおよび計画中の施策；
- 11) 斜面の構造およびその浸食に対する強度、および必要な場合には、水流による浸食に関して実施する必要がある施策；
- 12) 土地の再利用の種類および現行の土地利用計画の要件にもとづく土地区画のバランスシート；
- 13) 何らかの必要な特別作業計画、特に、特別な密閉構造を必要とする鉱坑や危険物質の地下貯蔵施設の密閉にかかわる作業計画；
- 14) 技術コンサルタントが作成した、地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画の実施にかかる費用見積書；
- 15) 土地区画の回復事前計画。

許可証取得申請者が提出した、地下資源利用後の撤収・原状回復処置にかかわる事前計画は、該当するケースに応じて、それぞれ地質調査プロジェクト文書、鉱床開発プロジェクト文書、または地下貯蔵プロジェクト文書の一部となる。

地下資源利用者は、本法に定める手順にしたがい、修正という形で地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する計画を更新する。

第 140 条 石油ガスオペレーション用地下資源区画の操業終了事前計画

計画中の石油ガスオペレーションの開始に先立ち、地下資源利用者は、当該オペレーション終了のための地下資源区画操業終了措置に関する事前計画を作成するものとし、これには以下の情報を含めるものとする：

1) 許可証に記載されている、そこで石油ガスオペレーションの終了後に施設が撤去または休止保存される土地区画の記述；

2) 該当する許可証に示される地籍スクエア地表面土地区画または地下資源区画で実施された石油ガスオペレーションに関する文書；

3) 地下資源区画の操業終了計画の実施に関連する参考情報（図表、概略図、および、必要な場合には、写真を添付）で、ここには以下が含まれる：

a) 地籍スクエア地表面土地区画の位置とそこにある主なインフラ施設を示す地図；

b) 考慮すべきその他の何らかの隣接施設（電話ケーブル、その他の配管、プラットフォームなど）の配置、種類、状態；

c) 当該区画で行われている何らかの商業活動に関する情報；

d) 地下資源区画の操業終了計画の検討に関連するその他のあらゆる参考情報；

4) 石油ガスインフラ施設の操業終了の理由；

5) 地下資源区画に設置される、または既に設置され、または使用されている石油ガスインフラ施設の操業終了、解体、処理、撤去、再加工または再利用のために提案されている方法および措置、および提案されている方法を選択する理由（提案されている方法および措置を適用した結果によって生じうる影響の評価を含む）；

6) 設置されている、または設置が提案されている施設のうち、操業が終了される施設の説明。ここには以下が記載された図表が含まれる：

a) 操業終了予定時点での石油ガスインフラ施設のすべての支持構造物（タイプ、サイズ、構成および重量）；

b) それぞれの石油ガスオペレーション施設と直接関係しているすべての坑井（稼動中、休止中、または廃坑）のリスト；

c) 計画に関連するすべての保管、積込、輸送施設；

d) その他のあらゆる設置された施設；

7) 提案された措置の費用の計算。ここには、費用のカテゴリの詳細な説明（最も正確な評価にもとづくもので、起こり得る評価からの逸脱が示される。それは計画の実施中に、最終的な結果での何らかの差異が生じる原因を説明するものである）が含まれる；

8) 何らかの石油ガスインフラ施設または主要設備が残置される、または部分的に解体されて、地下資源利用区画から搬出されることが提案されている場合には、提案されるモニタリングおよび保守点検対策；

9) 提案されている地下資源区画の操業終了施策の実施期間およびその期間算定方法を含む、石油ガスオペレーション終了作業に要する期間；

10) 必要な場合には、採掘済みの炭化水素資源のタイプおよび数量；

11) 必要な場合には、可採埋蔵量の評価または鉱床における炭化水素採掘の早期終了の評価の何らかの変更に関連して適用することが提案される措置；

12) 必要な場合には、石油ガスオペレーションの終了後、地下資源利用区画に残存すると予想される、あらゆる炭化水素資源のタイプおよび数量；

13) 当該区画の回復事前計画。

地下資源区画の操業終了事前計画は、該当するケースに応じて、申請者が許可証取得のために提出する炭化水素地質調査プロジェクト文書または石油ガス鉱床開発プロジェクト文書それぞれの一部となる。この事前計画は、本法に定める手順にしたがって提出される当該プロジェクト文書の更新版の一部として、地下資源利用者によって更新される。

第 141 条 鉱山事業後の撤収・原状回復処置に関する最終計画

地下資源利用者は本条第 2 項を踏まえて、鉱床閉鎖予定日に先立つ 1 年間のうちに地下資源利用センターに対して地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する最終計画を提出し、承認を受けなければならない。

地下資源利用者が当該の許可証を返上した場合、または有効期間満了前に許可証が取り消された場合には、地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する事前計画の最後に承認された版の規定が適用される。

地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する最終計画が地下資源利用センターに提出される場合、当該の計画は、必要に応じて、以下を含むものとする：

1) 地下資源利用者の名称および住所；

2) 対象となる地籍スクエアの範囲内において、鉱山事業（石油ガスオペレーション）に利用される区画の記述；

3) 採掘された有用鉱物の記述および地下資源利用作業の過程で入手したその他の情報、特に、こうした作業を行う際の技術的な側面および安全性の観点での発生した難題に関する情報；

4) 事業施設としての鉱床における技術・操業状況の記述、鉱床開発地図がない場合には、作業実施図；

5) 鉱山事業開始日、鉱山事業終予定日および終了の理由；

6) 有用鉱物鉱床の地質学的説明書および、鉱山事業廃棄物置場を含む、採掘された有用鉱物の財産目録；

7) 処理施設の記述（種類、処理能力、最終製品の回収率、および尾鉱の金属含有量を含む、何らかの化学分析結果）；

8) 能力と権限を有する法人および要員が合法的に輸送、処理、再利用、または安全に処分することを目的とする、地下資源区画の操業終了作業中に発生する何らかの廃棄物を効果的に管理するために計画される措置；

9) 販売に付される有用鉱物と随伴製品の採掘、搬出、精製後のその輸送に関する状況と主な側面の記述；

10) 地下資源区画の操業終了作業の候補諸案の記述。この記述には、安全性、環境的、技術的、社会的、経済的側面を考慮した定量的評価規準にもとづく候補諸案の影響およびリスクの比較分析、最終案が選ばれた根拠が含まれる；

11) 地下資源区画の操業終了において地下資源利用者が実施することを推奨するソリューションと、提案されている実施日程を含め、提案された地下資源区画操業終了計画が一定の状況下で最適である理由の説明；

12) 地下資源利用活動終了後のあらゆる悪影響が、可能な限りの最低レベルまで低減されたことを確認するために行われる地下資源区画の操業終了後のモニタリング、保守点検、安全、報告についての措置；

13) 地下資源利用後の撤収措置計画を実行する過程で行うことが提案されている、すべての措置の費用の見積（それぞれの費用カテゴリー詳細な説明を含む）；

14) 地下資源利用者が、地下資源区画の操業終了措置の進捗状況について地下資源利用センターに詳細に報告することについての合意事項の詳細；

15) 法令にしたがって必要とされるその他のあらゆる情報；

16) 土地区画回復計画。

操業記録簿の提出要求は、露天掘りによる建設用有用鉱物および骨材の採掘作業には適用されない。

第 142 条 石油ガスオペレーションのための地下資源区画の操業終了措置最終計画

地下資源利用者は本条第 2 項を踏まえて、石油ガスオペレーション終了予定日に先立つ 1 年間のうちに地下資源利用センターに対して地下資源区画の操業終了に関する最終計画を提出し、承認を受けなければならない。

地下資源利用者が当該の許可証を返上した場合、または有効期間満了前に許可証が取り消された場合には、地下資源区画の操業終了に関する事前計画の最後に承認された版の規定が適用される。

地下資源利用センターに提出される、地下資源区画操業終了最終計画は、必要に応じて、以下を含むものとする：

1) 地下資源利用者の名称および住所；

2) 対象となる地籍スクエアの範囲内において、石油ガスオペレーションに利用される地下資源区画の記述；

3) 採掘された炭化水素資源の記述、利用可能な地質学的、地球物理学的データ、および地質学的研究に関連するその他のデータ、ならびに、地下資源利用活動の過程で得られたその他の関連情報、特に、技術的難題、およびそのような作業の過程で生じる安全性、および環境の分野での難題に関する情報；

4) 許可証にもとづく地下資源利用活動の開始日およびその終了予定日、ならびに終了の理由；

5) 石油ガスオペレーションが操業中の石油ガス鉱床またはその他の鉱床と関係を有する場合には：

a) 採掘された炭化水素の量を含む、炭化水素鉱床の詳細な履歴情報；

b) 石油ガスオペレーションが終了した後に、鉱床に残る炭化水素の量の評価；

6) 操業が終了する石油ガスインフラ施設の種類（地図や図表に示された配置図、配列方式、深さ、材質のタイプおよびその他の資料を含む）；

7) 地下資源区画の操業終了の候補諸案の説明で、そこには以下が提示される：

a) 安全性、環境的、技術的、社会的、経済的側面を考慮した定量的評価基準にもとづく、候補案の影響とリスクの比較分析；

b) 地下資源区画操業終了作業の最終案が選択された明確な根拠；

8) 地下資源区画の操業終了において地下資源利用者が実施することを推奨するソリューションと、提案されている実施日程を含め、提案された地下資源区画操業終了計画が一定の状況下で最適である理由の説明；

9) 能力と権限を有する企業および要員が合法的に輸送、処理、再利用、または安全に処分することを目的とする、地下資源区画の操業終了作業中に発生する何らかの廃棄物を効果的に管理するために計画される措置；

10) 地下資源利用活動終了後のあらゆる悪影響が、可能な限りの最低レベルまで低減されたことを確認するために行われるよう提案される地下資源区画の操業終了後のモニタリング、保守点検、安全、報告についての措置；

11) 地下資源利用後の撤収措置計画を実行する過程で行うことが提案されている、すべての措置の費用の見積（それぞれの費用カテゴリー詳細な説明を含む）；

12) 地下資源利用者が、地下資源区画の操業終了措置の進捗状況について地下資源利用センターに詳細に報告することについての合意事項の詳細；

13) 石油ガスオペレーションが操業中の石油ガス鉱床またはその他の鉱床と関係を有する場合には、採掘された炭化水素の量、および石油採掘およびガス生産事業終了後に鉱床に残存する炭化水素の量の評価を含む、炭化水素鉱床に関する詳細な履歴情報；

14) 操業が終了する石油ガスインフラ施設の種類の（地図や図表に示された配置図、配列図、深さ、材質のタイプおよびその他の資料を含む） エラー! ブックマークが定義されていません。 ；

15) 適用される法令にしたがって必要とされるその他のあらゆる情報。

地下資源利用者が、許可証の対象である土地区画に何らかの石油ガスインフラ施設を残すことが地下資源区画の操業終了に関する最も望ましいソリューションであると考えられる場合には、地下資源利用者は、地下資源区画の操業終了作業のすべての候補案、施設の解体、撤去が十分に検討され、環境保護と安全にかかわるあらゆる種類の影響とリスク、および関連するすべての社会的・経済的影響を考慮した比較評価が行われたことを論証しなければならない。

第 143 条 地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する最終計画または地下資源区画の操業終了計画の承認手順

地下資源利用活動主要種類に従事する地下資源利用者が地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する最終計画または地下資源区画の操業終了計画を提出した日から 90 日以内に、地下資源利用センターは地下資源利用者に対して書面にて当該計画の承認、または地下資源利用センターが検討対象の計画を承認する前に履行されなければならない条件（そのようなものがある場合）について通告する。

地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する計画または地下資源区画の操業終了計画に記載された作業が、他の国家機関の権限と責任の対象である場合、それらの機関も計画承認プロセスに関与する。

地下資源利用センターが上記の条件設けるのは以下の場合である：

1) 期間や作業の種類、および、土壌回復を含む作業日程、地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関して最終計画または地下資源区画の操業終了計画に重大な変更がある場合；

2) 地下資源利用後の撤収・原状回復処置または地下資源区画の操業終了作業または地下資源利用後の撤収・原状回復処置または地下資源区画の操業終了後の施策の特定の部分に関して、自然保護に関する法令の要求にしたがって、環境鑑定を実施し、肯定的な結論を得る必要がある時；

3) 地下資源利用者が、他の法令が定める、必要な環境鑑定の実施過程への社会の参加についての要求を遵守するつもりがない場合。

地下資源利用センターが、回復されるべき地籍スクエア地表面土地区画に関して、地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する最終計画または土地区画の操業終了計画の承認のための条件を設ける場合、地下資源利用センターは、地籍スクエア地表面土地区画およびそれに隣接したはそのような目的のための土地区画について、必要な場合には、妥当な時間であればいつでも、その他の土地区画に支障なく立ち入る権利を有する。

地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する計画または地下資源区画の操業終了計画に同意する条件として、地下資源利用センターは、地下資源利用者に対して、地表面のインフラに損害を与えることを防止するためのまたは地下鉱山事業の結果としての危険物質の漏洩を防ぐ目的で空洞、地下基礎穴または以前に設置された地下貯蔵施設を埋め戻すため、および保管のために、地下を利用するよう要求することができる。

地下資源利用センターが掘削された空洞、地下基礎穴または以前に設置された地下貯蔵施設を埋め戻すための条件を設定する場合：

1) 掘削された空洞、地下基礎穴、または以前に設置された地下貯蔵施設の埋め戻しは、持続可能で環境にとって安全な有用鉱物採掘方法の使用を促進するために、地表への投棄（廃棄物置場の設置）よりも優先されるべきである；

2) 地下資源利用センターは鉱業廃棄物、鉱業とは無関係の廃棄物、またはその両方のタイプの廃棄物を埋め戻しに使用することの可否を決定する権利を有する；

地下資源利用センターが地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する最終計画または地下資源区画の操業終了計画の承認のための条件を設ける場合、地下資源利用者はこれらのすべての条件を踏まえて、地下資源利用センターが本条第3項にしたがって地下資源利用者に通告した日から 60 日以内に新しい計画を提出しなければならない。

以下の場合においてのみ、地下資源利用センターは地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する最終計画または地下資源区画の操業終了計画の承認を拒否することができる：

1) 地下資源利用者が、本法およびその他の法令により必要とされる、計画されている地下資源利用後の撤収・原状回復処置または地下資源区画の操業終了の措置、ならびに地下資源利用後の撤収・原状回復処置または地下資源区画の操業終了の措置が完了した後に実行されるべき施策に関連するすべての情報や記録を計画に記載しなかった；

2) 地下資源利用者が、地下資源利用後の撤収・原状回復処置または地下資源区画の操業終了にかかわるすべての措置、ならびに地下資源利用後の撤収・原状回復処置または地下資源区画の操業終了後に実施されるべき施策を講じる上で法令により必要とされている同意、許可証および（または）許可証を得るために実行しようとしている措置に関する証明または詳細な情報を提供しなかった；

3) 以下を認めないという地下資源利用センターの見解にしかるべき根拠がある：

a) 地下資源利用後の撤収・原状回復処置または地下資源区画の操業終了作業のあらゆる候補案が検討され、満足すべき比較評価が行われた；

b) 地下資源利用活動の結果として生じたあらゆる廃棄物が正しく活用され、保管され、または地下資源区画から安全に搬出された；

c) 地下資源利用後の撤収・原状回復処置または地下資源区画の操業終了にかかわる計画作業の実施時および実施後において第三者を健康および生命の危険から防護するために必要なあらゆる予防対策が講じられた；

d) 地下資源利用者により提案され、地下資源利用後の撤収・原状回復処置または地下資源区画の操業終了後に実施される、環境への否定的な影響の管理対策が有効で、妥当である；

e) 地籍エリア地表面の土地区画の回復にかかわる計画された施策が必要な規模で実施された；

f) 地籍エリア地表面土地区画における人々の安全および公共交通機関の保護が確保されている；

g) 採掘作業の撤収・原状回復処置の場合における鉱山の計画的閉鎖は、今後とも業務を継続し、当該分野の先進的な慣行、環境保護に関する法令の要求および安全保障の手段、ならびに地下資源区画からのインフラ施設および設備の全面的な撤収を遵守することを可能にするものである；

h) 地下資源区画の計画的な操業終了業務および事業終了後の作業は、先進的な石油ガス分野の慣行を考慮すれば、実行可能で、妥当であり、環境保護および労働安全に関する法令のあらゆる要求に適合しており、またあらゆる輸送施設を、将来において今後の石油ガスオペレーションを実施するために、その他の既存の石油ガスインフラ施設とともに再利用する可能性が、地下資源区画の操業終了までに、十全に検討・評価された。

地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画または地下資源区画の操業終了計画が承認されなかった場合、地下資源利用者は地下資源利用センターが計画を却下するか、またはそれを承認するための条件を定める決定を採択した日から 60 日以内に新しいまたは修正された計画を再度、提出する。

第 144 条 地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画または地下資源区画の操業終了計画の有効期間およびそれらの変更

地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画または地下資源区画の操業終了計画は、それが以下の一部であれば、有効な計画となる：

1) 固形有用鉱物の地質調査許可証の全有効期間中における固形有用鉱物の地質調査プロジェクト文書；

2) 固形有用鉱物鉱床開発プロジェクト文書。ただし、この案が地下資源利用センターによって承認されてから 2 年以内であることを条件とする；

3) 許可証の全有効期間中における炭化水素地質調査プロジェクト文書；

4) 地下資源利用センターが承認した日から 5 年以内の炭化水素鉱床開発プロジェクト文書。

地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画または地下資源区画の操業終了計画の内容に重大な変更を加える場合には、地下資源利用者は地下資源利用センターに対して、計画に当該の変更を加えることを書面にて通告しなければならない。

地下資源利用センターは地下資源利用者が提案した地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画または地下資源区画の操業終了計画へのすべての変更を本法第 57 条第 2 項または第 91 条に定める手順で審査する。

第 145 条 土地区画回復事前計画の作成にかかわる地下資源利用者の義務

地下資源利用者は鉱床閉鎖計画を立案する義務の枠内で、地下資源利用にかかわる何らかの作業に着手する前に、地質調査プロジェクト文書または鉱床開発プロジェクト文書を準備する過程で、地下資源利用センターの合意を得るべく、地下資源利用土地区画回復事前計画を立案する。

土地区画回復事前計画には、該当する場合、以下が含まれる：

- 1) 提案される土地区画回復作業実施の事前日程；
- 2) 計画実施のために提案されるすべての措置の価格の評価；
- 3) 並行して行われる地下坑道の修復および（または）埋め戻しにかかわる措置のために廃棄物置場を配置するための坑道および（または）スペースの設置にかかわる、提案される鉱山事業（石油ガスオペレーション）の段階での土地区画および環境への予想される影響の評価；
- 4) 土地区画の回復措置の実施に向けて提案される機材および輸送設備の記述；
- 5) 計画される地下資源区画の再利用およびその再利用の際の制約；
- 6) 採掘インフラ施設解体の事前計画；
- 7) 廃棄物置場区画での植樹および緑化の事前計画；
- 8) 再肥沃化事前計画（植樹、土壌の使用、地表整備の詳細な計画、動植物復活促進対策）；
- 9) 業務用および公共の道路の建設、ならびに住宅およびレクリエーション・インフラを盛り込んだインフラ事前計画；
- 10) 露天掘りによる鉱床の開発の場合－鉱床における採掘区画での地下資源利用作業の結果としての地形に対する否定的な影響の補償に関して提案される措置および採掘区画外での代替措置；
- 11) 提案される土壌の施肥措置；
- 12) 提案される回復措置を実施した後の地形の形状を記載した起伏の事前モデル；
- 13) 該当する場合、有用鉱物採掘後の地表水および湖に関する施設を含む、地表排水システムの構造案；
- 14) 予想される将来の地下水位および水収支のシミュレーション
- 15) 地下水モニタリングのために提案されている措置；
- 16) 土地区画の提案されている回復作業を実施した後に行われるモニタリング、品質管理および報告措置。

最初に策定された土地区画回復事前計画は、地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画の一部である。

地下資源利用者は、地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画または地下資源区画の操業終了計画の一部である土地区画回復計画の実施が、採掘条件の変更または環境に否定的な影響を与えかねないその他の変更のために、自然保護にかかわる法律にもとづき新しい環境鑑定を実施し、肯定的な結論を得ることを必要とする場合には、新しく上記両計画を作成し、地下資源利用センターに承認を受けるために提出しなければならない。

第 146 条 土地区画回復事前計画の作成にかかわる、石油ガスオペレーションを行う地下資源利用者の義務

石油ガスオペレーションにかかわる何らかの作業に着手する前に、炭化水素の地質調査プロジェクト文書または炭化水素鉱床開発プロジェクト文書を作成し、地下資源利用センターに承認を受けるために提出しなければならない地下資源利用者は、石油ガスオペレーションを実施することが計画されている地下資源利用土地区画の回復の事前計画を作成する。

本条第 1 項に記載された土地区画の回復事前計画には、該当する場合、以下が含まれるものとする：

- 1) 土地区画回復のために提案される作業実施の事前日程；
- 2) 計画遂行のために提案されるすべての措置にかかる費用の評価；

3) 石油ガスオペレーションの提案されている諸段階が土地区画と環境へ与えると予想される影響の評価；

4) 土地区画の回復に使用されることを提案されている機材および輸送設備の記述；

5) 計画される地下資源区画の再利用およびその再利用の際の制約。

最初に作成された土地区画の回復事前計画は、地下資源区画の操業終了事前計画の一部である。

地下資源利用者は、石油ガスオペレーションの実施過程で環境に悪影響を及ぼし得るような条件変更があった場合、新たな地下資源区画操業終了計画を作成し、その計画に含まれている土地区画回復計画が、自然保護に関する法令にしたがって環境鑑定の実施とその肯定的結論取得を必要とするものである場合には、承認を受けるために地下資源利用センターに提出しなければならない。

第 147 条 土地区画回復最終計画の提出にかかわる地下資源利用者の義務

地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する最終計画または地下資源区画の操業終了計画を提出する義務を負っている地下資源利用者は地下資源利用活動終了に先立つ 1 年間のうちに、地下資源利用後の撤収・原状回復処置に関する最終計画または地下資源区画の操業終了計画の一部として土地区画回復最終計画を承認を受けるために地下資源利用センターに提出しなければならない。

土地区画回復最終計画の内容は、自然保護に関する法令の要求にしたがって、環境鑑定を実施し、肯定的な結論を得るという要求に適合しなければならず、その際、何らかの保護されている天然資源に対するこのような国家環境鑑定に記載されている結論、調査、評価は、自然への影響を評価する際および地下資源利用者が実施するよう提案している土地区画を回復させるための措置を評価する際に考慮されるものとする。

地下資源利用センターは本法第 143 条の規定にしたがい、鉱床閉鎖の最終計画の承認手順の一環として、土地区画回復最終計画に同意する。

第 148 条 土地区画回復計画の有効期間およびその変更

本条第 2 項にしたがって変更されることがなかった土地区画回復計画は、以下の通り有効であり、履行されるものとする：

1) それが地質調査プロジェクト文書の一部である場合には一地質調査許可証の全有効期間にわたって；

2) それが有用鉱物鉱床開発プロジェクト文書の一部である場合には一地下資源利用センターが当該のプロジェクト文書を承認した日から 2 年間にわたって；

3) それが石油ガス鉱床開発プロジェクト文書一部である場合には一地下資源利用センターが当該のプロジェクト文書に同意した日から 5 年間にわたって。

地下資源利用者は土地区画回復計画の内容に何らかの重大な変更がある場合には、同計画に変更を加える意図があることについて地下資源利用センターに書面で報告しなければならない。

地下資源利用センターは地下資源利用者が提案した土地区画回復計画のすべての変更を 20 労働日以内に審査する。

第 149 条 ウラン鉱山および施設の撤収・原状回復処置および土地区画の回復にかかわる地下資源利用者の義務

有用鉱物採掘に対する許可証の枠内での地下資源利用後の撤収・原状回復処置にかかわる義務に加えて、ウランの鉱山事業を行う地下資源利用者は以下を遵守しなければならない：

1) ウランの鉱山事業の終了を規制する、ならびに、該当する場合、ウラン採掘、鉱石の処理、酸化ウラン精鉱の生産用のインフラ施設および鉱山事業で発生する放射性廃棄物処理施設の終了、閉鎖後の維持および保守点検を規制する、あらゆる法律の規定；

2) ウラン鉱山および諸施設の閉鎖ならびに土地区画の回復作業の放射性安全性にかかわる特別許可証の規定および条件。

地下資源利用者は以下について、放射性安全性保障の分野における国家監督を行う管轄機関に対して書面にて直ちに報告する：

1) 固形有用鉱物の採掘許可証の有効期間が切れる前に行われる、ウラン鉱山事業の終了作業の時期について；

2) 承認された鉱山閉鎖計画に関する実際の情報の何らかの変更について。

地下資源利用者は放射性安全保障の分野における国家監督を行う管轄機関に対して、鉱山の閉鎖に関するおよびその閉鎖後に行われるすべての承認された措置および作業が成功裡に完了したことについて書面にて報告し、同機関に対して、当該作業の実施過程で発生した費用を確認するための財務報告書を提出する。

放射性安全保障分野における国家監督を行う管轄機関は、実施された施策が地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画に記載された作業、ならびにウラン鉱山およびインフラ施設閉鎖許可証の放射性安全性にかかわる諸条件に合致していることを確認する。

本条第3項に記載された財務報告書はウズベキスタン共和国法「監査活動について」の規定にしたがって、地下資源利用者の費用負担により、ウラン採掘事業において財務、環境、技術監査を行う上でのしかるべき経験を有する、独立した監査人による確認および検査を受けるものとする。

本法第151条の要求に加えて、鉱山の閉鎖にかかわっておよび閉鎖後に地下資源利用者が行う承認されたすべての措置の実施に要する費用に対する担保の解除には、独立監査人の肯定的な結論が必要である。

地下資源利用センターは国家土地台帳に、土地の使用に対する残存放射能汚染に起因する制限を登録するが、それは鉱山が問題なく閉鎖され、土地区画または何らかのウラン生産施設の環境回復が為された後にも、適用され続ける。

第150条 地籍スクエア地表面土地区画のモニタリング実施にかかわる地下資源利用者の義務

地下資源利用者が承認された鉱床閉鎖計画および関連する土地区画回復計画に規定されたすべての措置を実施した後、地下資源利用者は書面にて地下資源利用センターに当該計画の実施について報告する。

地下資源利用者は、当該の計画に記載されたすべての措置が実施された日から6カ月以内に、これらのすべての措置が全面的に実施されたことに関する情報を内容とする作業実施報告書を地下資源利用センターに提出する。報告書には以下が記載される：

1) 当該の計画の主要諸段階がどのようにして達成されたかの記述；

2) 土地区画の回復を含む、鉱床の閉鎖にかかわるすべての措置が当該の計画の条件にしたがって実施されたことの証明；

3) 実施されたモニタリングおよび保守点検措置の結果。これには第三者による独立した検証が添付されなければならない；

4) 作業了後の環境サンプリング調査の結果；

5) 許可証に記載された土地区画に残った採掘または石油ガスインフラの何らかの施設から生じる潜在的なリスクを管理するために講じられた措置；

6) 実際に発生した費用の詳細な説明と、予測された費用との何らかの差異についての説明。

土地区画の承認された回復措置が実施された後、地下資源利用者は、以下に示す場合には、地下資源利用センターの書面による照会に応じ、計画の実施後2年間、自己負担で、監督の下に、地下資源利用にかかわる活動が与える影響の予想されるタイプおよび規模を確定するために、土地区画に対する当該の影響を計測し、あらゆる否定的な影響のモニタリングを実施しなければならない：

1) 地下資源利用作業を実施したことにより、土地区画に損害をもたらし、既存の構造物に否定的な影響を及ぼした；

2) 上記のような損害が発生すると予想される合理的な根拠がある；

3) このような計測が、人命や健康に対する危険の防止、または第三者の所有物に対する損害の防止に役立つ可能性がある。

地下資源利用者による本条第3項に記載の計測の対象となる土地区画の占有者、利用者または所有者は、地下資源利用者に対して、あらゆる妥当な時間に自由にその土地区画への立入を許すものとするが、地下資源利用者は土地区画の占有者、利用者または所有者に対して、上記の計測を行った結果として生じた何らかの損害に対するしかるべき補償金を支払わねばならない。

地下資源利用者は本条第3項に記載された計測の結果を直ちに地下資源利用センターに提出し、同センターは法令にもとづき、それを一般に知らしめるために公開しなければならない。

第151条 地下資源利用後の撤収・原状回復処置の財政的保証

有用鉱物採掘プロジェクト文書の存在を必要とする有用鉱物採掘許可証にもとづいて有用鉱物採掘事業を開始する前に、地下資源利用者は、以下を目的として、本法第152条に定める書式による財務保証書を提出しなければならない。

1) 作業終了後の義務を含む、本法の諸規定にもとづいて交付された許可証に記載されたすべての義務の履行；

2) 地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画、土地区画回復計画および廃棄物処理計画にもとづいて、地下資源利用後の撤収・原状回復処置、鉱山事業の結果として被害を受けた土地区画、または何らかの廃棄物処理インフラ施設の回復のための資金が常に利用可能であること。

本条第1項に定める保証額の計算は以下にもとづいて行うものとする：

1) 鉱山事業および廃棄物処理インフラ施設が環境と人間の健康に及ぼすと推定される影響；

2) 何らかの廃棄物処理インフラ施設の使用後の作業を含む、地下資源利用後の撤収・原状回復処置および土地区画の回復作業の決定；

3) 廃棄物処理インフラの物理的安定性、土壌と水質の最低規準、汚染物質の最大排出レベルなど、適用される環境基準と目標値；

4) 環境目標値を達成するために必要な技術的措置、特に、廃棄物処理インフラ施設の安定性を確保し、環境への損害を抑えるための措置；

5) 目標値を達成するために必要な鉱山の閉鎖時および閉鎖後の措置（土地区画の回復、活動終了後の作業の実施、必要な場合には、生物多様性のモニタリングとその回復措置の実施を含む）；

6) 影響が続くと予想されるタイムスケールおよび地下資源利用の影響を軽減するために必要な措置；

7) 鉱山の閉鎖後に必要となりうるモニタリングあるいは汚染物質除去を含む、閉山時および閉山後ににおける土壌の再肥沃化を達成するために必要な費用の試算。

主要有用鉱物採掘許可証の場合、本条第2項第7号に定める試算は、地下資源利用センターによって承認されている独立した能力の高い第三者が行い、計画外または期限前の活動終了の可能性を踏まえたものとする。

上記以外の場合には、試算は地下資源利用者が行い、地下資源利用センターの確認を受けるものとする。

地下資源利用センターが、地下資源利用者が行った費用試算に同意しなかった場合、同センターは地下資源利用者が受入可能な自らの費用試算を提示するが、地下資源利用者は、同センターのこの試算に同意しない場合には、自らの費用負担で独立した能力の高い第三者を起用することができる。この第三者は本条第2項第7号に定める費用の試算を行わなければならない。

保証の金額は本条第2項に列挙した要素の変化を考慮して毎年、修正される。

地下資源利用者に依存しない理由により、以前に設定した担保が本法の規定に適合しなくなった場合、地下資源利用者は60日以内にこのような担保を差し替えなければならない。

上記の期間内に地下資源利用者が担保の差替えを行わなかった場合、地下資源利用者は手入れおよび保守点検以外の実行中の鉱山事業を直ちに一時停止しなければならない。鉱山事業の再開は、そのような担保の回復または差替え後にのみ可能になる。

担保の額が、当該の地下資源利用簿の撤収・原状回復処置計画に規定された費用を賄うには不十分である場合、地下資源利用センターは、地下資源利用後の撤収・原状回復処置を行う義務を負っている地下資源利用者の資産から不足分の額を入手することができる。

担保の額が、地下資源利用後の撤収・原状回復処置費用の実費を超過する場合、地下資源利用者は当該の地下資源区画内における地下資源利用後の撤収・原状回復処置完了証書を提出して、残額を受けとることができる。

第152条 保証、銀行預金担保または保険による地下資源利用後の撤収・原状回復処置にかかわる義務の履行の保証

地下資源利用者は、地下資源利用後の撤収・原状回復処置および土地区画の回復の費用を調達する自らの義務を、保証、銀行預金担保または保険によって履行することができる。

地下資源利用者が地下資源利用後の撤収措置にかかわる義務または土地区画の回復の義務を履行しなかった場合、ウズベキスタン共和国は、地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画および土地区画の回復計画にしたがい、地下資源利用後の撤収・原状回復処置にかかわる地下資源利用者の義務を履行するために設定される最小の金額の範囲内で、該当するケースに応じて、銀行預金の担保または保険証券のいずれかにより、保証人に、義務を全面的または部分的に履行させる、または保証金額、銀行預金の金額または保険金額を受領することができる。

保証は評価の高い銀行によって供与される。保証人が外国の銀行または証券市場で株式が取引されている組織である場合、そのような保証人は地下資源利用センターが定める最低格付けの条件に適合しなければならない。保証は地下資源利用センターが合意した標準書式にもとづき、ウズベキスタン共和国の国家語で供与されるものとする。外国の組織が供与する保証は、外国語で作成されてもよいが、国家語への翻訳を必須とし、その翻訳の正確さは公証されるものとする。

銀行預金を担保とする場合、本条にもとづいて担保の対象となり得るのは、評価の高い銀行に預けられた銀行預金に限られる。預金はこの目的のためにのみ担保に供され、地下資源利用者の他のすべての債権者よりも優先される。

地下資源利用者による、地下資源利用後の撤収・原状回復処置にかかわる義務の履行を保証する銀行預金を再担保することは禁止されている。銀行預金による担保は自国通貨または外国通貨で差し入れることができる。

保険による担保の場合、保険証券を発行する保険会社は、地下資源利用センターが定める外貨建ての最低信用格付けの要件を満たす大手企業でなければならない。保険契約により、地下資源利用者が本法に定める方法で土地の使用後の撤収・原状回復処置にかかわる義務を履行しない、または不適切に履行した場合（被保険事象）、ウズベキスタン共和国（保険金受取人）に保険金が支払われる。本条に定める保険関係は、保険法によって規定される。

本条に定める保証人、担保となる銀行預金が置かれている銀行または保険機関の義務は、地下資源利用後の撤収・原状回復処置が完了するまで終了しないものとする。

本法第 95 条にしたがい地下資源利用者が地下資源利用許可証にもとづく権利の一部または全部を第三者に譲渡する場合、譲受人は、権利譲渡後 30 日以内に、譲渡人から保証、銀行預金担保または保険にもとづく義務を引き受けるか、本条要件を満たす新たな保証、銀行預金担保または保険を手配しなければならない。当初の地下資源利用者の保証、銀行預金担保または保険の効力は、新しい地下資源利用者がそのような交換を確認した後で終了される。

法人である地下資源利用者が清算されたまたは破産した場合、保証、銀行預金または保険の担保の対象は破産財団に含まれず、保証人、銀行預金質権者、保険証券保有者は、地下資源利用者の財産による請求の履行を求める債権者とはならない。

第 153 条 資金拠出による地下資源利用後の撤収・原状回復処置にかかわる義務の履行の保障

固形有用鉱物の採掘許可証を有する地下資源利用者による製品の販売後 1 年目から、当該地下資源利用者は、土地区画の回復計画を含む、承認された地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画にもとづく自らの義務を履行する目的のみのために、専用の銀行口座を持つ撤収基金を設立する。

本条第 1 項に記載された撤収基金の銀行口座は：

- 1) 地下資源利用者の名義でエスクロー特別口座（エスクロー口座）の形で開設される；
- 2) ウズベキスタン共和国中央銀行のライセンスを有する評価の高い商業銀行に開設される；
- 3) 利息の加算を定めており、加算された利息はすべて撤収基金の一部となる；
- 4) インフレによる価値の損失を防ぐため、比較的安定した通貨建てのものとする。

資金は、毎年 3 月 31 日までに、地下資源利用者から撤収基金の銀行口座に入金される。毎年支払われる金額は地下資源利用者が前年度に受領した純利益の 1 % とする。

支払対象期間が 1 年に満たない場合、地下資源利用者の資金調達義務は、当該年中の完全な月の数に比例して計算される。

地下資源利用者は一括払いでも、分割払いでも支払いを行うことができるが、分割払いの回数は、年度内に 4 回を超えないものとする。撤収基金への納付金は課税ベースから控除される。

本条第 5 項の規定を考慮し、撤収基金の資金は何らかの貸付金または保証の担保として差し入れたり、提供したりすることも、別の形で徴収されたり、譲渡したりすることはできない。

地下資源利用者が本法第 111 条にもとづき地下資源利用の許可証にかかわる権利の一部またはすべてを第三者に譲渡する場合、地下資源利用者は撤収基金の一部または全部を承認された譲受人にしかるべく譲渡することができる。このような権利の譲渡後、撤収基金はその全額が形成されるものとする。

毎年、本法第 152 条に定める保証、銀行預金または保険の総額から、撤収基金に送金される資金の金額分が減額される。

撤収基金口座からの資金の引き出しは、承認された地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画および土地区画の回復計画にしたがった、地下資源利用後の撤収・原状回復処置および土地区画の回復作業への支払いのためにのみ認められる。地下資源利用者が撤収基金口座から資金を引き出すには、地下資源利用センターの書面による許可を得る必要がある。

地下資源利用者は、各年度終了後 30 日以内に、地下資源利用センターが定める書式により、撤収基金への拠出金の計算書の抜粋を地下資源利用センターに提出する。この抜粋の写しは同じ期間内に、地下資源利用者から税務機関に提出される。

承認された地下資源利用後の撤収・原状回復処置計画および土地区画の回復計画に規定されたすべての措置が、地下資源利用センターが納得する形で実施された後、撤収基金に資金が残っている場合、その資金は課税対象となる所得とみなされ、税金徴収後の残額は地下資源利用者に返還される。

地下資源利用者が本章の要求にしたがって地下資源利用後の撤収・原状回復処置および土地区画の回復に関する義務を履行しなかった場合、地下資源利用センターは、実施されなかった地下資源利用後の撤収・原状回復処置にかかわる作業の費用を支払うために、撤収基金から必要な金額を引き出すものとするが、撤収基金に十分な資金がない場合には、保証、銀行預金の担保または保険によって不足分の資金の提供を要求する。

地下資源利用センターは、要求の不履行について地下資源利用者に書面で通告し、地下資源利用者が書面による通告の受領日から 60 日以内に不履行の是正または撤収・原状回復処置作業を開始しなかった場合に限り、撤収基金を利用することができる。活動が開始されたが完了していない場合は、遵守が必須で延長不可のスケジュールを提出しなければならない。

地下資源利用センターが、地下資源利用者が履行していない分の撤収・原状回復処置作業を実施するために撤収基金を利用する決定を下した場合、同センターは現行法にしたがって基金の管理責任を負うものとし、このような作業の実施に必要な商品、役務またはサービスの調達、国家調達に関する法律による規制の対象となる。

第 154 条 石油ガスオペレーションの撤収・原状回復処置にかかわる義務の履行の保障

承認された石油ガスオペレーション開始後 1 年経過日までに、地下資源利用者は、承認された地下資源区画操業停止計画および土地区画回復計画にかかわる自らの義務を履行するための、専用の銀行口座を持つ地下資源区画操業終了基金を設ける。

本条第 1 項に記載された、地下資源区画操業終了基金の銀行口座は：

- 1) 特別なエスクロー口座（エスクロー口座）の形で、地下資源利用者の名義で開設される；
- 2) ウズベキスタン共和国中央銀行のライセンスを有する評価の高い商業銀行に開設され、かつ地下資源利用センターに容認されるものである；
- 3) 利息の加算を定めており、加算された利息はすべて地下資源区画操業終了基金の一部となる；
- 4) インフレによる価値の損失を防ぐため、比較的安定した通貨建てのものとする。

資金は毎年 3 月 31 日までに、地下資源利用者から地下資源区画操業終了基金の口座に入金される。支払対象期間が 1 年に満たない場合、地下資源利用者の資金調達義務は、当該年中の完全な月の数に比例して計算される。

地下資源利用者の年間納付額は、地質調査および試算を行った場合には資本的支出の 0.5%、炭化水素探掘を行った場合には、前年度の資本支出額の 2%とする。

地下資源利用者は一括払いでも、分割払いでも支払いを行うことができるが、分割払いの回数は、年度内に 4 回を超えないものとする。地下資源区画操業終了基金への納付金は課税ベースから控除される。

本条第 5 項の規定を考慮し、地下資源区画操業終了基金の資金は何らかの貸付金または保証の担保として差し入れたり、提供したりすることも、別の形で徴収されたり、譲渡したりすることはできない。

地下資源利用者が本法第 111 条にもとづき地下資源利用の許可証にかかわる権利の一部またはすべてを第三者に譲渡する場合、地下資源利用者は地下資源区画操業終了基金の一部または全部を承認された譲受人にしかるべく譲渡することができる。このような権利の譲渡後、撤収基金はその全額が形成されるものとする。

地下資源区画操業終了基金口座からの資金の引出しは、承認された地下資源区画操業終了計画および土地区画回復計画にしたがった石油ガスオペレーションの撤収・原状回復処置および土地区画回復作業への支払いのためにのみ認められる。地下資源利用者が地下資源区画操業終了基金口座から資金を引き出すには、地下資源利用センターの書面による許可を得る必要がある。

地下資源利用者は、各年度終了後 30 日以内に、地下資源利用センターが定める書式により、地下資源区画操業終了基金への拠出金の計算書の抜粋を地下資源利用センターに提出する。この抜粋の写しは同じ期間内に、地下資源利用者から税務機関に提出される。

承認された地下資源区画操業終了計画および土地区画の回復計画に定めるすべての措置が、地下資源利用センターが納得する形で実施された後、地下資源区画操業終了基金に資金が残っている場合、その資金は課税対象となる所得とみなされ、税金徴収後の残額は地下資源利用者に返還される。

地下資源区画操業終了基金が設置されるまでの期間、および地下資源区画操業終了基金の資金が承認済みの地下資源区画操業終了計画および土地区画回復計画に記載されたすべての措置の費用を賄うには不十分である場合、地下資源利用者は、その義務を完全に履行するために、本法第 152 条に定める保証、銀行預金担保または保険を使ってその差額を補填するものとする。

地下資源利用者が石油ガスオペレーションの撤収・原状回復処置および土地区画回復にかかわる義務を履行しなかった、または地下資源利用者が清算されたもしくは破産した場合、地下資源利用センターは、実施されていなかった地下資源区画操業終了作業の実施費用を支払うため、地下資源区画操業終了基金から必要な金額を徴収する。

地下資源利用センターは、要求の不履行について地下資源利用者に書面で通告し、地下資源利用者が書面による通告の受領日から 60 日以内にその不履行を是正しなかった場合に限り、地下資源区画操業終了基金を利用することができる。

地下資源利用センターが、地下資源利用者が履行していない分の地下資源区画操業終了作業および土地区画回復作業を実施するために地下資源区画操業終了基金を利用する決定を下した場合、同センターは適用される法律にしたがって基金の管理責任を負うものとし、このような作業の実施に必要な商品、役務またはサービスの調達、国家調達に関する法律による規制の対象となる。

地下資源区画操業終了基金に十分な資金がない場合、地下資源利用センターは、本条第 11 項に定める保証、銀行預金の担保または保険によって不足分の資金の提供を要求する。

第 16 章 発展の保障への支援

第 155 条 地下資源利用者による人材のローカルコンテンツ

何らかの許可証に関して雇用され、資格を必要としない職業に就くすべての非熟練労働者は、ウズベキスタン共和国の国民の中からのみ採用されるものとする。

地下資源利用者とその下請業者、孫請業者、国内納入業者はいずれも地元の労働力を優先するものとする。

地下資源利用者による外国人労働者の起用は、ウズベキスタン共和国内で労働力が不足している場合においてのみ、法律で定められた手順にしたがって行われる。

管理職および専門職の人員に占める外国人の数は各関連カテゴリーの管理職および専門職の総数の20%を超えてはならない。

地下資源利用者がウズベキスタン共和国国民の中に高技能人材がいなかったことを論証できる場合、地下資源利用者は、管理職を含め、本条第4項に規定された上限を超えて外国人専門家を招致し、雇用することができる。

主要有用鉱物に関するプロジェクトの建設段階において、ウズベキスタン共和国国民の中にしかるべき高技能人材が不足している地域では、本条第4項に定める制限は適用されないものとする。

地下資源利用者は、管理職や専門職を含む人材のローカルコンテンツ率に関する情報を年次報告書に記載するものとする。

第156条 科学と学習に対する要求

主要有用鉱物を扱う地下資源利用者または炭化水素を扱う地下資源利用者は、鉱山事業開始の12カ月後に、ウズベキスタン共和国の国民を対象とした学習プログラムを策定する。地下資源利用者はウズベキスタン国民を対象とした詳細な学習プログラムを、プログラムの実施1カ月以上前までに地下資源利用センターに提出しその合意を得るものとする。

本条第1項に記載されたプログラムに以下が盛り込まれる：

- 1) 地下資源利用に関する活動のあらゆる段階における科学、学習、教育の発展の保障；
- 2) ウズベキスタン共和国国民の管理能力、技術的能力、およびデータ解釈を含む技術的な作業を遂行するために必要な能力を向上させることによる、ウズベキスタン国民への知識の最大限の伝達；
- 3) ウズベキスタン共和国領内で教育活動に従事するウズベキスタン共和国の国民や教育機関の学生たちに対する実習のための適切な手段の確保；
- 4) 民族的、文化的、ジェンダー的平等、およびウズベキスタン共和国領土内に居住する民族集団、民族に属する人々や社会的に弱い立場にある人々の権利を含む人権尊重の保障。

主要有用鉱物を扱う地下資源利用者は、前年度の実績にもとづき、有用鉱物または炭化水素の採掘による純収入の1%以上を、自らの学修プログラムに資金として拠出する義務を負うものとする。

主要有用鉱物を扱う地下資源利用者は、学習プログラムの一環として実施される学習行事に関する詳細な情報を年次報告書に記載しなければならない。

第157条 ウズベキスタン共和国における商品（役務、サービス）購入におけるローカルコンテンツの確保

地下資源利用作業を行う場合、主要有用鉱物を扱う地下資源利用者、またはその下請業者や孫請業者は、以下を優先するよう全力で努めなければならない：

- 1) 数量、品質、価格、納期などの指標において外国の商品と同等であるような、ウズベキスタン共和国で生産されたまたは入手可能な商品、資材、設備；

2) ウズベキスタン共和国の自然人および法人が提供するサービス。

地下資源利用者が地下資源利用活動を実施する際に調達し利用する商品、資材、作業およびサービス中のウズベキスタン共和国で生産されるものの割合についての要求を法令によって定めることができる。ただし、それらが数量、品質、価格、納期などの指標において外国製品と同等であることを条件とする。

地下資源利用者は、その年次報告書にローカルコンテンツに関する詳細な情報を記載しなければならない。

第 158 条 地域の社会経済的発展にかかわる義務

有用鉱物採掘を開始して2年目からの有用鉱物採掘期間中において、主要固形有用鉱物の採掘許可証を保有する地下資源利用者、炭化水素の採掘許可証を保有する地下資源利用者、または有用鉱物採掘とは無関係の目的で地下区画を使用する地下利用者は、地下資源を使用するために購入する商品（作業、サービス）の調達に占めるローカルコンテンツ率が50%以上であることを毎年保障しなければならない（ただし、投資期間中またはその後の拡張期間中において、製錬（選鉱）施設および関連インフラの建設のために購入した商品、役務、サービスを除く）。

ウズベキスタン共和国におけるリソース不足により、地下資源利用者が50%の目標を達成できない場合、地下資源利用者と地下資源利用センターはより低い目標値を一定期間設定することで合意することができる。

地域の社会経済発展のための資金調達額が設定された最低額を超えた場合、その超過分は翌年度の地下資源利用者の相応の義務の履行分に繰り入れられる。

地下資源利用者は年次報告書に社会経済発展に関する詳細な情報を記載しなければならない。

第 159 条 インフラ

地下資源利用者は相応の許可証に関連するおよび国家環境鑑定の対象となる活動の実施に必要なインフラを建設・維持する権利を有する。

地下資源利用者の相応の活動の過程で建設、設置、使用されるインフラは、以下の要求に適合していなければならない：

- 1) インフラの設計、製造、納入、設置、保守整備は法令に定める基準、技術条件、安全要求に完全に適合する形で実施されなければならない；
- 2) インフラが使用されている、あるいは使用されることになる目的に合致していること；
- 3) 地下資源利用活動の安全な実施を保障する；
- 4) 地下資源利用活動中に直面することが予想される具体的な操業および環境条件を考慮する；
- 5) 該当する承認済作業計画に適合する。

地下資源利用者によって建設されるあらゆるインフラにつき、まず計画書が作成され、それが、市民自治機関の同意を得たのちに、管轄機関に承認のために提出される。

地下資源利用者は、採掘用または石油ガス関連のインフラおよび施設が、適用される基準や要求に適合していることを確認するために、定期的に試験、検査、監査を実施し、そのような試験、検査、監査の結果の記録を保管しなければならない。

採掘用または石油ガス関連インフラおよび施設の定期的な試験、検査、監査の記録は、該当するケースに応じて、それぞれ地下資源利用センター、ウズベキスタン共和国鉱業・地質省またはウズベキスタン共和国エネルギー省に、ならびに相応の試験、検査、監査の実施に関する報告書の作成および提出を地下資源利用者に要求することができるその他の管轄国家機関に、その照会に応じて提出されるものとする。

地下資源利用者が地籍スクエア地表面土地区画内に設置した通信チャンネルは、隣接する他の採掘、鉱工業、商業企業の要請により、地下資源利用者の同意を得て、それらの企業のニーズのために使用することができ、また、地下資源利用者による利用に支障をきたさない場合には、地下資源利用者の同意のもとに、当事者の合意によって定められた補償金の支払いを条件に、公共の利用に開放することができる。

地下資源利用者が地籍スクエア地表面土地区画外に設置した通信チャンネルは、その稼働の枠内で地下資源利用者が提示した技術条件および安全要求が満たされていることを条件に、公共の利用に供することができる。

地下資源利用者が建設し、許可証期限満了後も土地区画内に残っているインフラは公共の利用に供される。

第 17 章 地下資源利用料

第 160 条 地下資源利用料の種類

地下資源の利用は法令の条項で定められた場合には、有償で行われる。

地下資源利用者は適用されるすべての税金およびその他の特別料金を支払うものとする。

地下資源利用者に対する課税は税法にしたがって行われる。地下資源利用税は採掘された有用鉱物に適用される。

地下資源利用税に加えて賦課される特別料金には以下が含まれる：

- 1) 許可証の交付または更新の申請と同時に支払われる申請書審査手数料；
- 2) オークション、入札の結果を受けて、またはウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国内閣の文書にもとづいて支払われる支払金（該当する場合）；
- 3) 本法第 161 条にもとづく、固形有用鉱物の地質調査、炭化水素の概査作業、炭化水素の地質調査、または地下貯蔵地質調査に対する毎年のライセンス料。

本条第 4 項第 1 号に記載された手数料は、申請書の提出時に支払われるものとする。

本条第 4 項第 2 号に記載された支払金は、オークションまたは入札が成功裏に完了した時、またはウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国内閣の文書の採択後に支払われるものとする。

本条第 4 項第 3 号に記載されたライセンス料は、許可証交付日および許可証交付日から 1 年ごとに支払われるものとする。

土地税は法律にしたがって支払われるものとする。

第 161 条 有用鉱物地質探査許可証の枠内での年間ライセンス料

地質調査のための地下資源区画の利用に対する年間ライセンス料は、該当する許可証に記載された地籍スクエアごとについて有用鉱物の探査、探鉱活動を行う権利に対する毎年の支払金である。

地質調査のための地下資源区画の利用に対するライセンス料は、許可証に明記された期間にもとづき、地質調査のために地下資源区画を利用する年ごとに支払わなければならない。

地質調査のための地下資源の利用に対するライセンス料の金額は以下の通りとする：

- 1) 地質調査の対象となる地下資源区画 1 ha について主要鉱物の種類別に法律で定められた基礎算定額の 10%；
- 2) 非金属有用鉱物に関する地質調査のための 1 ha について法律で定められた基礎算定額の 15%。

許可証有効期間の初年度および最終年度の年間ライセンス料は、それぞれの年のうちの許可証の効力が適用される期間に比例して支払われる。

地下資源利用者は、有用鉱物地質調査許可証に対する年間支払金を、初年度分については許可証を受領した日から 30 日以内に税務登録地の税務機関に支払う。それ以降の各年度については、毎年 3 月 31 日までに支払う。

地質調査のための地下資源利用に対する年間ライセンス料は、以下の通り納付されるものとする：

- 70% — ウズベキスタン共和国の共和国予算に；
- 15% — カラカルパクスタン共和国および各州の地方予算に；
- 15% — 地区（市）の地方予算に。

第 18 章 紛争および責任

第 162 条 地下資源利用者の権利の保証

国家機関が地下資源利用者の活動に介入することは許されない。

侵害された地下資源利用者の権利は、法律に定める手順により回復されなければならない。

第 163 条 地下資源に関する法律違反に対する責任

地下資源に関する法律に違反したと認められた者は、所定の手順でその責任を負う。

所定の規準および要求に違反しての地下資源利用の結果国家が被った損害は法律に定める手順によって賠償される。

地下資源利用に関する法律違反となるのは以下の場合である：

1) 地下資源利用者が固形有用鉱物地質調査プロジェクト文書、概査作業プロジェクト文書、炭化水素地質調査プロジェクト文書、固形有用鉱物鉱床開発プロジェクト文書、炭化水素鉱床開発プロジェクト文書、地下貯蔵プロジェクト文書、地下資源区画操業終了プロジェクト文書、土地区画回復プロジェクト文書を、それぞれの場合に応じて本法が定める期限内に提出しなかった場合；

2) 固形有用鉱物地質調査プロジェクト文書、概査作業プロジェクト文書、炭化水素地質調査プロジェクト文書、固形有用鉱物鉱床開発プロジェクト文書、炭化水素鉱床開発プロジェクト文書、地下貯蔵プロジェクト文書、地下資源利用後の撤収・原状回復措置プロジェクト文書、地下資源区画操業終了プロジェクト文書、土地区画回復プロジェクト文書に、各々の具体的なケースに応じて、相応の地下資源利用活動に直接関係する、是正不可能な、または是正可能だがその旨の通知を受けた日から 90 日以内には是正されなかった、または地下資源利用者が真剣に違反是正作業を開始したが是正に 90 日以上を要するような、重大な違反がある場合；

3) 地下資源利用者に、是正不可能な、または是正可能だがその旨の通知を受けた日から 90 日以内には是正されなかった、または地下資源利用者が真剣に違反是正作業を開始したが是正に 90 日以上を要するような、重大なエコロジー上の義務違反がある場合；

4) 地下資源利用者がしかるべき許可証を得ることなく規制対象作業を行った場合；

5) 地下資源利用者が、相応の許可証に記載されている地籍エリア地表面において、土地区画の土地利用者または所有者の同意を得ずに地下資源利用規制対象作業を行った場合；

6) 地下資源利用者が、必要な許可証および同意を得ずに地下資源利用規制対象作業を行った場合；

- 7) 地下資源利用者が、規制対象作業を、そうした作業が禁止または制限されている分野で行った場合；
- 8) 地下資源利用者が、別の地下資源利用許可証保有者の作業に違法に介入した場合；
- 9) 許可証交付対象である地籍エリア地表面土地区画に位置するインフラに、またはそうした土地区画またはそれに隣接する土地区画の土地利用者または所有者が所有または利用する、あるいは隣接する土地区画に位置する資産に違法に介入した場合；
- 10) 地下資源利用者が、しかるべき通知を、地下資源利用センターまたはその他の管轄機関に本法が定める期限内に提出しなかった場合；
- 11) 使用された資材または汚染物質が地下資源区画から地下資源利用者によって管轄機関の同意を得ずに搬出された場合；
- 12) 地下資源利用者が本法およびその他の法令にもとづいて定められた賦課金を支払わなかった場合；
- 13) 地下資源利用者が、許可証を得ずに採掘した有用鉱物を、販売または他の形で利用した、または他の者にそれを譲渡した場合；
- 14) 地下資源利用者が本法が定める報告に関する要求に違反し、その違反に関する通告を受領した時点から 30 日以内にその違反を是正しなかった場合；
- 15) 地下資源利用者が、本法に違反して地下資源利用活動を行った際に入手した秘密情報を第三者に漏洩した場合；
- 16) 地下資源利用者が、地質サンプル、掘削コアまたはダストの記録・管理を行わず、および（または）本法に違反する形でそれらを処分した場合；
- 17) 地下資源利用者が、照会された情報、統計的データ、地下資源利用に関して講じた措置についての情報を地下資源利用センターまたはその他の管轄機関に提出しなかった場合、および当該の違反を照会を受けた日から 30 日以内に是正しなかった場合；
- 18) 地下資源利用者が、検査を実施するウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の職員への情報提出を故意に妨害、中断または遅延させた場合、および虚偽または誤解を招くような情報を提出した場合；
- 19) 地下資源利用者が、検査を実施するウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局の職員の適法な要求、命令または指令の履行を拒否した場合；
- 20) 地下資源利用者が、本法第 15 章に定める手順により地下資源区画操業終了基金または撤収基金を設置しなかった、および（または）状況に応じたこの基金への拠出金を払い込まなかった場合。

地下資源に関する法律への違反の結果地下資源に損害を与えたものは、その損害を自主的にまたは裁判手順により補償する。

第 164 条 地下資源利用者が被った損害の補償

地下資源利用者が他者から被った損害は、法律にしたがって補償される。

国家による地下資源区画利用権の根拠のない制限、停止または中止によって地下資源利用者が被った損失は法令が定める手順によって補償される。

第 165 条 司法手順による異議申し立ての権利

何らかの許可証の交付または延長の拒否の決定または許可証取消しの決定を含む、地下資源利用センターまたはその他の国家機関が本法にしたがって下したあらゆる決定について、裁判所に異議申し立てをすることができる。

第 166 条 紛争の解決

地下資源利用に関する問題についての紛争は、法律が定める手順によって解決される。

ウズベキスタン共和国の国際条約および（または）投資家とウズベキスタン共和国との間で締結された契約に、しかるべき実効性のある調停についての条項が盛り込まれている場合には、地下資源利用者は紛争解決のために、国際的な調停機関に訴えることができる。

第 167 条 安定性の保証

地下資源利用者は、地下資源利用に適用される予算、税制、関税および為替関連の法制の安定性を保障する問題について、制度地下資源利用センターと話し合うことができる。参加する権利、条件付き限度、申請書提出手順、継続期間、延長の条件、適用可能性、条件、制限および例外などの安定性保証を確認する方法は、法令によって定められる。

安定性保証が与えられた地下資源利用者は、安定性保証が与えられた時点で適用されていた法律が定める経済的条件の効力が維持されるよう求める権利を有する。安定性保証が与えられた時点で有効であったウズベキスタン共和国の法律に加えられた変更が、直接的に地下資源プロジェクトにおける地下資源利用者の出費の増大または収入の減少をもたらす場合、地下資源利用者は、国家に補償を要求する、または安定性保証が与えられた時点で有効であった法令の効力を維持するよう要求する権利を有する。法令の効力継続または地下資源利用者への補償金支払いおよび支払い額の計算、支払いの性格と支払スキームを含むその支払い条件を決定する手順は、法令によって定められる。

地下資源利用者は安定性保証を拒否し、安定性保証が与えられた日以降に導入されるかもしれない有利な措置の適用を求める権利を有する。ただし、この際地下資源所有者が、その新しい法制を選ぶことができるのは、その全体を受け入れる場合においてのみである。安定性保証を拒否する方法は法令によって定められる。

安定性保証の具体的な規定を踏まえたうえで、地下資源利用者には本法およびウズベキスタン共和国の法律の規定が引き続き適用される。具体的には、本条第 1 項に定める保証は、国防、国家安全保障、社会秩序、労働保護および自然保護に関する法律の何らかの変更に対しては適用されない。ただし労働安全衛生および環境保護については、健康、安全および（または）環境保護のために地下資源利用者が講じる必要があるとされるあらゆる追加措置の実施が、当該部門の先進的慣行に合致していることを地下資源利用センターが、保障することを条件とする。

第 19 章 最終条項

第 168 条 移行期条項

本法が発効する前に開始されていたプロセスは、開始時点で有効であった地下資源に関する法令に定める規定にしたがって、以下の様に完了させる：

- 1) 地籍スクエアシステムの構築に 5 年間で割り当てる；
- 2) 本条の規定を踏まえ、既存の許可証、生産物分与協定および地下資源利用活動を規定する投資協定は、有効なままとし、それらに定める条件にしたがって履行される；
- 3) すべての許可証、地籍スクエアシステム構築以前に締結されていた生産物分与協定または投資協定は既存のシステムの枠内で交付される；

4) 本法の発効日までに存在していた土地区画の境界線は、地下資源利用許可証が与えられており、生産物分与協定または投資協定の対象であったすべての地下資源区画について効力を保持する。そうした許可証または協定が及ぶ地籍スクエアはオープンなものとはみなされない。そうした許可証、生産物分与協定または投資協定は、それら許可証が地下資源利用センターによって地籍スクエアシステムが構築されてから最初に延長される際に地籍スクエアシステムに移行される；

5) 地下資源利用センターは、地下資源利用者の合意を得た上で、既存の許可証をその再交付以前に地籍システムに移行することができる；

6) 地下資源利用権売買電子取引プラットフォームに掲載されている地下資源区画区域およびその幾何学的形状は、オークション実施時点で有効な法にしたがったままで、その法にもとづいて相応の許可証が交付される；

7) 本法が発効する前に提出された許可証取得申請書については、提出日時点で有効だった法にしたがって審査され許可証が交付される；

8) 地質調査のための地下資源区画利用に対するライセンス料金は、地質探鉱作業のためのサインボーナスが支払われている地下資源区画での地質調査のための以前に交付された相応の許可証の有効期間が終了するまで徴収されない；

9) 地下資源利用者に対する最小限要求は、本法発効日時点で相応の許可証にもとづいて活動している地下資源利用者に、翌年の1月1日から適用される；

10) 有用鉱物鉱床開発のために発行された採鉱区および土地区画境界線証書は、本法の発効日から3年経過するまでの期間効力を保つ。地下資源利用者はこの期間内に境界線を、鉱床開発（整備）に際してウズベキスタン共和国鉱業・地質省附属鉱業・地質分野監督局と合意して定めた境界線に一致させなければならない；

11) 有効な許可証を保有する地下資源利用者は、本法発効日以降2年以内に、地下資源利用後の撤収・原状回復処置プロジェクト文書を提出しなければならない。ただし、地下資源利用者がそれまでに新しいまたは更新された鉱床開発計画を提出していなかった場合に限られる；

12) 地下資源利用後の撤収・原状回復処置プロジェクト文書は、法律にもとづいて交付された相応の許可証にもとづいて、地下資源利用者により、部分的に開発されている鉱床や有用鉱物の残存埋蔵量の採掘のために実行される。および許可証にもとづいて地下資源利用者に供与された地下資源区画の該当部分の確保；

13) 本法発効日の年の12月31日から10年間、国家地下資源ファンド更新に国家が利用するためのCRIRSCOの書式による固形有用鉱物地質調査総括報告書または炭化水素資源記録・管理システム（PRMS）の書式による炭化水素地質調査総括報告書には、以下の情報が記載されなければならない：埋蔵量A、B、C1およびC2ならびに予想資源量カテゴリーP1、P2、P3の鉱物資源量および埋蔵量報告システム、さらには本法第49条にしたがって国家が承認した、バランスシート登録埋蔵量とバランスシート外埋蔵量の量カテゴリーを含めた、埋蔵量；

14) 地下資源利用後の撤収・原状回復処置への資金調達に対する要求は、本法発効から2年後には50%、3年後には75%、4年後には全量が適用される。

第169条 若干のウズベキスタン共和国法令の失効認定

以下を失効したものと認める：

1) 1994年9月23日付けウズベキスタン共和国法第XII-2018号「地下資源について」（ウズベキスタン共和国最高会議公報、1994年、No. 10、掲載番号252）；

2) 1994年9月23日付ウズベキスタン最高会議決定第2019-XII号「ウズベキスタン共和国法『地下資源について』の施行について」（ウズベキスタン共和国最高会議公報、1994年、No.10、掲載番号253）；

3) 3) 1996年12月27日付ウズベキスタン共和国法第357-I号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス公報、1997年、No.2、掲載番号56）第XIII部；

4) 1998年5月1日付ウズベキスタン共和国法第621-I号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス公報、1998年、No.5～6、掲載番号102）；

5) 1998年8月29日付ウズベキスタン共和国法第681-I号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス公報、1998年、No.9、掲載番号181）第XI部；

6) 2000年8月31日付ウズベキスタン共和国法第125-I号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス公報、2000年、No.7～8、掲載番号217）第VII部；

7) 2002年12月13日付ウズベキスタン共和国法第444-II号「ウズベキスタン共和国法『地下資源について』の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス公報、2003年、No.1、掲載番号5）；

8) 2007年12月18日付ウズベキスタン共和国法第ZRU-133号「鉱工業分野、国家調達および鉱業監督の管理改善にかかわる、若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2007年、No.12、掲載番号604）第3条；

9) 2011年1月4日付ウズベキスタン共和国法第ZRU-278号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2011年、No.1、掲載番号1）第5条；

10) 2011年9月9日付第ZRU-294号「地質探鉱作業の手配および実施体制の改善にかかわる、若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2011年、No.9、掲載番号247）第4条；

11) 2011年12月21日付第ZRU-310号「ウズベキスタン共和国法『地下資源について』第26条および第27条の変更と追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2011年、No.12/2、掲載番号362）；

12) 2013年4月30日付ウズベキスタン共和国法第ZRU-352号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2013年、No.4、掲載番号98）第12条；

13) 2016年4月25日付ウズベキスタン共和国法第ZRU-405号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2016年、No.4、掲載番号125）第6条；

14) 2017年9月14日第ZRU-446号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加ならびに若干のウズベキスタン共和国法令の失効について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2017年、No.9、掲載番号510）第22条；

15) 2018 年 4 月 18 日付ウズベキスタン共和国法第 ZRU-476 号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2018 年、No. 4、掲載番号 224）第 15 条；

16) 2018 年 7 月 23 日付ウズベキスタン共和国法第 ZRU-486 号「若干の国家機関および組織の活動の改善にかかわる、若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2018 年、No. 7、掲載番号 431）第 14 条；

17) 2019 年 5 月 10 日付ウズベキスタン共和国法第 ZRU-536 号「若干の国家機関および組織の活動の改善にかかわる、いくつかのウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2019 年、No. 5、掲載番号 261）第 6 条；

18) 2020 年 1 月 7 日付ウズベキスタン共和国法第 ZRU-601 号「ウズベキスタン共和国税法典の採択に伴う、若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加ならびに失効について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2020 年、No. 1、掲載番号 2）第 1 条；

19) 2020 年 12 月 3 日付ウズベキスタン共和国法第 ZRU-653 号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2020 年、No. 12、ст. 691）第 6 条；

20) 2021 年 4 月 21 日付ウズベキスタン共和国法第 ZRU-683 号「若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2021 年、No. 4 への附属書）第 50 条；

21) 2021 年 10 月 12 日付ウズベキスタン共和国法第 ZRU-721 号「ウズベキスタン共和国法『ライセンス供与、許可および通告手順について』の採択に伴う、若干のウズベキスタン共和国法令の変更および追加ならびに失効について」（ウズベキスタン共和国オリ・マジリス両院公報、2021 年、No. 10、掲載番号 968）第 7 条。

第 170 条 本法の履行、周知、本質と意味の解説

ウズベキスタン共和国鉱業・地質省およびその他の関係各機関は、本法の履行、履行者への周知、国民に対するその本質と意味の解説を行う。

第 171 条 法令の本法との整合性確保

ウズベキスタン共和国内閣は：

政府の諸決定を本法に整合させる；

共和国行政機関に、本法に矛盾するその法規文書を見直させ、取り消させる。

第 172 条 本法の発効

本法はその公布日から 3 カ月が経過した時点で発効する。

ウズベキスタン共和国大統領 Sh.ミルジョエフ

タシケント市、

2024 年 10 月 31 日、

第 ZRU-987 号

(国家法令データベース、2024 年 1 月 11 日、No.03/24/987/0873)